野外活動の安全

Q&A

ボーイスカウト大阪連盟

野外活動の安全

Q & A

ボーイスカウト大阪連盟

ま　え　が　き

少年たちが、健やかにたくましく成長し、社会を支える一員となってくれることを願っている。情熱をこめて少年たちのためのスカウト活動を、ボランティアとして行っている。少年たちがより興味をもつ冒険的プログラムを行いたい、少年たちがすすんで挑戦し、自ら鍛えてゆくプログラムを行いたいと考えている。

そんな情熱あるリーダーは、活動と安全のかねあいの難しさに苦慮しています。少年たちに魅力あるプログラムを提供したい。しかし事故をおこしてはいけない。だからリーダーは、安全についての知識を得、安全対策を講じるために多くの時間をさいています。それが少年たちを直接指導するリーダーに、より大きな負担となっています。こうした現実があります。

そこでプログラム展開のために求められる、安全にかかる事項を、現実に即し、正確に、幅広くとりあげ、書籍にまとめることを企画しました。安全対策について過敏となり、活動が消極的になってはいけない。しかし、ボランティアだからといって甘えてはいけない。本書は尽すべき安全対策の中味をできるだけ具体的に示し、野外活動に携わる者が、安全対策を講じる一助となることを目的としています。スカウト指導者、弁護士、医師等の専門家が携わり、本書をまとめました。

ボーイスカウト活動はもとより、ガールスカウト、子供会、サークル活動においても利用できる内容となるよう配慮しております。少年たちの成長のために、よりよい野外活動プログラム展開のために役立て、活用して戴けましたら幸甚です。

平成６年１０月

ボーイスカウト大阪連盟健康安全委員会

委員長　樽谷　進

担当理事　筆本　由幸

「野外活動の安全」小委員会

委　員　曽根辻　晋　磯林　征一

稲葉　泰男　井原　由郎

梅沢　次男　中村　稔

山田　誠

野外活動の安全　Ｑ ＆ Ａ

目　　次

１、キャンプ地の選定と準備

Ｑ １、川の中州でキャンプをする危険 …… 8
Ｑ ２、公営キャンプ場を使う場合でも下見は必要か ……10
Ｑ ３、キャンプ地の選定について配慮すべきこと ……12
Ｑ ４、舎営地のチェックリスト ……14
Ｑ ５、舎営の宿泊施設の下見 ……16
Ｑ ６、シニアースカウト移動キャンプと荷物の重量 ……17

２、ハイキング

Ｑ ７、一般的なハイキングコースでも下見は必要か ……20
Ｑ ８、ハイキングの下見が不十分とされた事例 ……22
Ｑ ９、絶対安全なコースを選ばないといけないのか ……24
Ｑ 10、ハイキングでの歩き方 ……25
Ｑ 11、トランシーバーは必帯か ……26
Ｑ 12、夜間ハイクと警察への届出 ……27
Ｑ 13、夜間ハイク中の交通事故防止対策 ……28

３、登山

Ｑ 14、シニアースカウトのみでの登山 ……32
Ｑ 15、登山計画のたて方 ……34
Ｑ 16、登山計画の留意点 ……39
Ｑ 17、登山届の内容と提出先 ……40
Ｑ 18、トランシーバーによる緊急通信 ……42

4、水遊び・水泳・ボート

Q 19、川遊びでの監視体制 ……44
Q 20、水泳をするときの調査と監視 ……45
Q 21、水泳の監視方法 ……48
Q 22、バディーシステム ……50
Q 23、心肺蘇生法ができる者の同行が必要か ……52
Q 24、ボートで沖へ出る場合の安全 ……54
Q 25、水辺でのボート ……56
Q 26、ボートが転覆したときの対応 ……57
Q 27、カヤック型カヌーの場合、救命胴衣は無用か ……58
Q 28、グラスファイバー製カヌー使用の注意 ……59
Q 29、身のまわりのものでする溺者の救助 ……60
Q 30、水に落ちた時の対応 ……62

5、火・燃料

Q 31、キャンプファイヤーを行う時の火の注意 ……66
Q 32、火煙上昇届 ……68
Q 33、かまどの火の注意 ……70
Q 34、山火事を出さない注意 ……72
Q 35、山火事にまきこまれた時の対応 ……73
Q 36、花火の注意 ……74
Q 37、プロパンガスの取扱 ……76
Q 38、プロパンガスの二俣金具は使ってはいけないのか ……78
Q 39、プロパンガスが漏れ、火がついた場合の対処 ……79
Q 40、白ガソリン等を電車に持ち込んでよいのか ……80
Q 41、コンロによる事故の事例 ……81
Q 42、コンロの使用済ボンベ、スプレー空缶廃棄の注意 ……83
Q 43、簡易ライターはタバコの着火以外に使ってはいけないのか ……84
Q 44、着衣に火がついたときの対応 ……86

6、刃物・ロープ

Q 45、ナタを使う時、軍手をはめるのがよいのか ……88
Q 46、刃物の携帯と銃刀法 ……90
Q 47、包丁の使用法 ……92
Q 48、ナイフの使用法の指導 ……93
Q 49、カブスカウトがナイフを使う場合の安全指導 ……94
Q 50、彫刻刀を使う場合の安全指導 ……96
Q 51、ロープの強さ ……98
Q 52、練習用ロープは命綱としては使えないのか ……99
Q 53、使い古したロープの強さ ……100
Q 54、ロープの安全な取扱 ……101
Q 55、ロープをつないだ時のロープの強さ ……102

7、食品衛生

Q 56、野外での調理における衛生 ……104
Q 57、キャンプで食中毒をおこさない献立別対策 ……105
Q 58、野草料理の注意 ……107
Q 59、間違った毒きのこ鑑別法 ……108
Q 60、おにぎりをラップにつつんでいいのか ……111
Q 61、アイスボックス使用の注意 ……112
Q 62、食品の保存期間の目安 ……113
Q 63、模擬店での衛生チェック ……114

8、自然環境

Q 64、気象情報をどこまで把握するべきか ……118
Q 65、注意報、警報が出た場合の野外活動 ……119
Q 66、気象情報の集め方 ……128
Q 67、落雷にあわない行動 ……129
Q 68、津波警報が出たときの野外活動 ……130

Q 69、大波にさらわれた時の対応 ……132
Q 70、野外で地震にあった時の対応 ……133
Q 71、スズメバチにおそわれない対策 ……134
Q 72、マムシに咬まれないための注意 ……136
Q 73、ヤマカガシの毒 ……138

9、交通

Q 74、自転車の運転指導の留意点 ……142
Q 75、自転車に積んでよい荷物の大きさ ……144
Q 76、自転車で集団走行する時の安全対策 ……145
Q 77、自転車の点検箇所 ……146
Q 78、サイクリング中、バスとの離合方法 ……147
Q 79、団委員の自動車を使用する時の注意 ……148
Q 80、交通事故における自動車保険とスカウト保険 ……150
Q 81、鉄道に持ち込める荷物の大きさ ……151

10、健康管理

Q 82、熱射病の予防 ……154
Q 83、飲料水の制限 ……155
Q 84、作業時間と緊張度 ……156
Q 85、人工呼吸トレーニングと感染症 ……157
Q 86、健康保険証のコピーの提示 ……158
Q 87、健康調査は医師による診断が必要か ……159
Q 88、救急箱の内容 ……162
Q 89、薬には使用期限があるのか ……163
Q 90、救急箱の管理・保管についての注意 ……164

11、安全指導と責任

Q 91、注意の仕方 ……166

Q 92、注意の伝達方法 ……167
Q 93、キャンプ生活での点検による安全管理 ……168
Q 94、キャンプ中のリーダーの飲酒 ……170
Q 95、アルコールの影響 ……172
Q 96、危険に対する判断能力 ……173
Q 97、ボランティア活動と法的責任 ……176
Q 98、注意無視による事故もリーダーの責任か ……178
Q 99、免責条項は有効か ……180
Q100、保護者への事故報告義務 ……182
Q101、事故発生時の緊急措置 ……184

12、保険

Q102、スカウト保険の内容 ……186
Q103、ボーイスカウト賠償責任保険の内容 ……187
Q104、ボーイスカウト賠償責任保険の上積 ……189
Q105、賠償責任保険の支払事例 ……190
Q106、事故の通知について ……193
Q107、スカウト傷害保険の内容 ……194
Q108、スカウト傷害保険適用のスポーツ ……198
Q109、下見中の事故とスカウト傷害保険 ……200
Q110、スカウト傷害保険の支払事例 ……201
Q111、無記名式による保険加入 ……202
Q112、加入保険額はいくらが適当か ……204
索引 ……209

1 キャンプ地の選定と準備

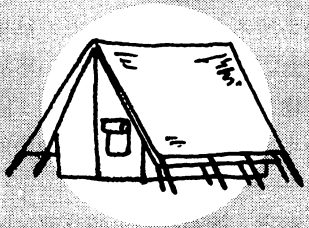

1、川の中州でキャンプをする危険

Q 川の中州でキャンプをすることの危険について具体的事例で説明して下さい。

ポイント

＊　中州のキャンプは生命にかかわる危険が伴う

A

1　山あいの渓谷に中州があると、川のせせらぎをききながらのテント生活はいかにも快適そうに思えます。そんな場所があればテントを張ってみたくなります。でも川の中州のキャンプは危険が伴います。

2（事故の事例）

宮崎市立青島中学校の生徒会活動の一環として、教諭２名が生徒11名を引率し、宮崎県青井岳でキャンプをした。一行は境川の中央にある長さ100m、巾30m、の中州にテントを設営した。教諭らは中州は水面から1.5m～２mの高さにあり、同所には他のグループがキャンプをした形跡もあったことや境川の水流は足のくるぶしの深さであったことから、キャンプ地として危険とは考えなかった。

ところが夜半からの雨で、明け方頃から川の水が急激に増水し、中州は畳１、２枚の広さを残して水没し、中州は孤立した。荷物は次々と流され、足元を流砂が洗うようになり、水音は話し声をもかき消す状態となった。

生徒らは不安のため顔色もなく震え、極限に近い状態になっていた。教諭は中州から脱出するしかないと判断し、教諭と生徒はテントを浮袋にして激流を渡ろうと川に入った。結果、教諭１人、生徒８名が激流に流されて溺死した。このような痛ましい事故が昭和41年８月に発生しています。

惨事を招いた雨は13年に１回位の記録的な豪雨であったとはいえ、中州でのキャンプはかような生命の危険を伴うことを心しなければなりません。

参考　福岡高裁宮崎支部　昭和44年３月４日判決

キャンプ中の中州に濁流

台風13号の影響で宮崎県に被害

五人死に、四人絶望

女子中学生 つぎつぎのまれる

警告きかずテント張る

"無謀な校外活動"と批判

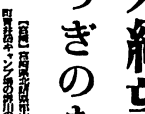

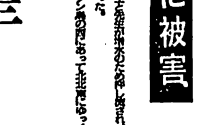

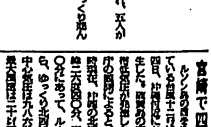

昭和41年8月15日

毎日新聞

2、公営キャンプ場を使う場合でも下見は必要か

Q キャンプを実施する場合、キャンプ地の下見が必要なことはわかりますが、公営のキャンプ場の場合でも下見をしなければいけないのでしょうか。
下見をしなかったことで責任を問われた事例があるのでしょうか。

ポイント

＊ 公営のキャンプ場でも下見は必要です。

A

1、(下見の必要性)

キャンプ場のパンフレットやガイドブックの情報でキャンプ場を決め、プログラムを実施しますと、キャンプ場及びその周辺の自然環境、地形、設備の状況が十分に把握できず、予定していたプログラムが実施できない、キャンプの目的が達成できないということがおこります。

更に重要なことですが、キャンプ場及びその周辺の自然環境、地形、設備の把握が十分でないことから、危険発生に対する予測が十分にできず、事故が発生したり万一の事故、病気の発生の際の対応が円滑にできないということになりかねません。

その意味で下見は必要です。

2、(公営のキャンプ場の場合)

公営のキャンプ場の場合、一般には施設の管理も相応になされ、安全面についても配慮がなされていると思われます。しかし、必ずそうだとはいえません。また、パンフレットあるいはガイドブックに記載されたとおりの施設であるとは限りません。

キャンプ場の自然環境、地形、設備についての情報を正確に把握するためには下見にまさるものはありません。

公営キャンプ場だからといって安心せず、下見を行うべきです。

3、(事例)

キャンプ中の事故につき、事前実施踏査(下見)をしなかったことが過失

になるかどうか争われた事件があります。

裁判所は「町営キャンプ場で山小屋、井戸、便所、プール等の設備を有し、夏期は管理人１名が常駐し、年間１万人以上が利用する著名な公営キャンプ場である場合は、危険発生に関する未知ないし不確定的要素はほとんど考えられず、事前踏査の義務があるかについては疑問である」としました。

即ち、裁判所は施設が整い、管理人がおり、利用者も多い公営キャンプ場の場合には下見をしなくても過失にあたらないと判断しています。

このような裁判例はありますが、事故を起こさないためには、又、充実したプログラムの実施のためにも設備の整った公営キャンプ場といえども下見をすべきです。

参考：宮崎地方裁判所　昭和43年４月30日判決　判例時報522号13頁
　　青井岳キャンプ場中学生溺死事件

3、キャンプ地の選定について配慮すべきこと

Q キャンプ地選定について配慮すべき点について説明して下さい。

ポイント

＊　安全の配慮、健康管理の配慮が大事です。

A

1、キャンプ場の選定条件

キャンプ地は自然環境がよく、快適な生活ができ、安全面や健康面において心配がなく、多彩なプログラムが展開できる場所が望ましい。

キャンプ地選定に際しての具体的基準は、ボーイスカウト隊長ハンドブックの「キャンプ地選定の際の採点例」がありますので、これを紹介します。

2、キャンプ地選定の際、特に安全と健康管理に問題がなく、事故や傷病の発生があっても対処できる場所であることを優先して考えることが大切です。具体的には次の点を重視して選定することです。

① 崖や土砂くずれ、落石、河川の増水による危険が予測される場所は避ける。
② 岩石の露出、土地の凹凸が多い場所は危険につながるので避ける。
③ 排水の悪い場所は健康を害するので避ける。
④ うるし、蛇、蚊、ブヨ等の有害物の多い場所は避ける。
⑤ 木陰のない場所は避ける。
⑥ 台風等緊急の場合に避難する場所があるところ。
⑦ 外部との連絡がとれる設備のあるところ。
⑧ ケガや病気の発生に備えて、医療機関が近くにある、又は救急車の手配ができるところ。

キャンプ地選定のさいの採点例

	0 最悪	2 悪	4 可	6 良	8 優	10 理想的
位置	市街地	街はずれ	郊外住宅地	農地	原野・牧場	山林
排水	湿地	溢水の可能性あり	排水緩慢	一方向に排水良	二方向に排水良	三方向に排水良
土質	不潔な堆土	粘土質	岩石や砂れき	砂地	砂利層上に砂	砂利層上にローム土
地表	はだか地	雑草	刈株	耕地	牧草、野草	芝生地（良質）
地形	急傾斜	平地	10～12％傾斜地	5～8％傾斜地	ゆるやかな傾斜地	ゆるやかな傾斜地
樹木	なし	低木・藪	若木・雑草	20～30年の造林地	古い造林地	原始林
水利	なし	遠い	急坂運搬	良質井戸遠い	良質井戸近い	良質な冷水豊富
水浴場	深い急流	深く流れ静	安全な深さと流れ	澄んで安全な湖沼	清潔で安全な湖沼で岸は土・岩	清潔で安全な湖沼で岸は砂地
燃料	なし	軟木少しひろえる	軟木最少限度ひろえる	立ち枯木ありひろえる	立枯の堅木松類あり	原生林で自由にひろえる
公衆	無理解	物見高い	行楽者多し	理解ある人あり	親切で理解あり	無人
有害物	毒虫	蚊・ぶゆ	人をさす虫	はえ有害植物	ほとんどなし	なし
交通	遠く不便	便利だが遠い	不便だが近い	自動車がかろうじて入る	自動車が入りあまり遠くない	自動車が安全に入り近い

参考：「ボーイスカウト隊長ハンドブック」241頁ボーイスカウト日本連盟

4、舎営地のチェックリスト

Q カブスカウト（小学生）の舎営地を決める際の安全面からのチェックリストがあれば、教えて下さい。

A

次のチェックリストがあります。これをレーダーチャートにして評価するのも一方法です。

レーダーチャート　カブ隊舎営用

[カブ隊用・安全面から見た舎営場チェックリスト]使用

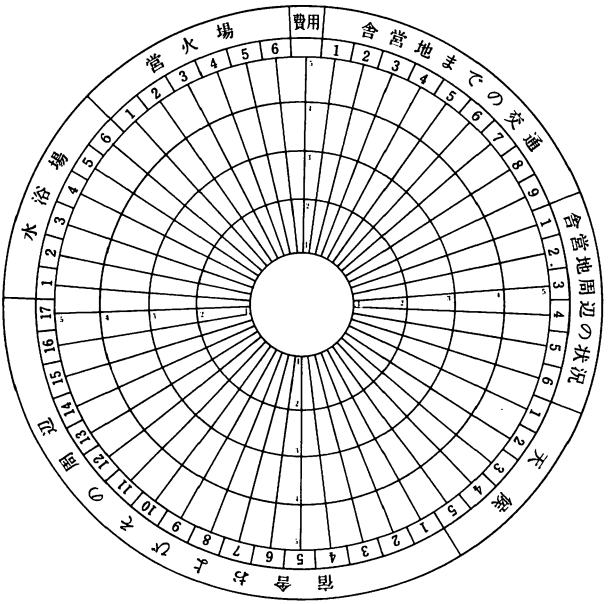

追加の情報

カブ隊用・安全面から見た舎営場チェックリスト

舎営地候補地名	住所	調査日	チェック者

区分	No.	項目	判定 理想的	優	良	可	不可	不適当
			採点 5	4	3	2	1	−200
舎営地までの交通	1	電車の所要時間	1時間以内	1.5時間以内	2時間以内	3時間以内	4時間以内	4時間以上
	2	電車の乗り換え回数	なし	なし	1回	2回	3回	4回以上
	3	電車の乗り換え時間			十分にある	少ない	30分くらい待つ	30分以上待つ
	4	最駅からサイトまで	すぐ近く	徒歩1㌔以内	徒歩3㌔以内	再度乗り物利用	乗り物・徒歩3㌔以上	乗り物なく徒歩4㌔以上
	5	バスの所要時間	1時間以内	2時間以内	3時間以内	4時間以内	4〜6時間	6時間以上
	6	バスの途中休憩		中間でとれる	特定の場所でとれる	スペースが狭い	有料しかない	まったくない
	7	バスから宿舎迄の徒歩	直前	500㍍以内	1㌔以内	2㌔以内	2㌔以上	3㌔以上
	8	使用可能駐車場	10台以上	5〜10台分	4〜5台分	離れた場所に4、5台	分散で2、3台	まったく置けない
	9							
舎営地周辺の状況	1	舎営地立地				郊外、住宅地	市街地	観光地
	2	付近の病院	給合24時間態勢	個人、協力的	個人、定時に診察	個人、不在がち	個人、季節によって不在	なし
	3	病院までの距離	すぐそば	少し離れている	車で20分	車で1時間以内	車で1時間以上	車で2時間以上
	4	警察署、消防署	共に協力的	交番、消防団協力的	駐在、消防団協力的	いずれか離れている	連絡がとれない	利用不可能
	5	雑音、騒音	まったくない	ほとんどない	気にならない	ときどき気になる	気になる	激しい
	6							
天候	1	雷(落雷)	まったくない	ほとんどない	たまにある	ときどきある	多い	激しい
	2	霧	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	3	風雨	とても穏やか	穏やか	穏やか	強い	とても強い	絶えず激しい
	4	気温	涼しい	←	→		気温差が激しい	高温多湿
	5							
宿舎およびその周辺	1	収容人員	余裕が十分ある	余裕がある	余裕はないがちょうど	少し詰めれば可	泊まることができない	全員の収容不可
	2	部屋数(小部屋)	組の独立が保てる	組単位が保てる	組単位の広さ確保	大部屋、体育館	〃	他団体と混成
	3	ホールまたは大部屋	体育館	全員が入れるホール	全員が入れる大部屋	全員が集まれる場所	2分割しないと…	まったくなし
	4	便所	子供用に考慮されている	清潔	水洗	非水洗	清潔でない	使用不能が多い
	5	非常口、非常階段	数が多くすぐ出られる	←	→	2か所以上ある	形だけある	なし
	6	食堂	全員が楽にできる	←	→	全員が1回でできる	1回ではできない	3分割以上となる
	7	洗面所	全員が1度に可	←	→	2分割	1組単位	1組以下
	8	浴室(脱衣室)	〃	〃	2分割	3分割	〃	〃
	9	防災機器	完備してる					なし
	10	照明	十分明るい	常夜灯	←	→	暗い、常夜灯なし	設備の不備が多い
	11	寝具設備	個人スペースがある	←	→	2段ベッド	人数分不足	
	12	廊下と階段	幅広く、段差は低い	←	→		幅が狭く、階段急	
	13	医務室	看護婦常駐	担当者がいる	ある	自分たちで設けられる	設けられない	
	14	広場	すぐ近くにある	100㍍以内	200㍍以内	300㍍以内	300㍍〜1㌔	まったくない
	15	他団体との区別	貸しきり	完全に隔離可	区切れる	共同部分が少ない	共同部分が多い	できない
	16	宿舎の制約条件	まったくなし	少しある	ある	ある	宿舎側が多い	条件ばかり
	17							
水浴場	1	場所	そばにある	宿舎から5分以内	10分以内	宿舎から約15分	車で行ける	車で1時間以上
	2	水質	大変きれい	良好	見た目にきれい	少し濁っている	濁っている	汚水
	3	流れ	浅くてゆるやか	少し深いがゆるやか	少し深いがゆるやか	浅くてやや急な流れ	深くて急な流れ	激しい流れ、たまり水
	4	地形	ゆるやかな砂地、清潔	ゆるやかな砂地	ゆるやかな岩場	やや急で砂地	急に深くてヘドロ	深く、藻が茂っている
	5	水温	24℃くらい	22℃くらい	20℃くらい	18℃くらい	15〜10℃くらい	10℃以下
	6							
営火場	1	場所	そばにある	5分くらいの場所	10分くらい	15分くらいの場所	車で行ける	まったくない
	2	広さ	十分にある	広い	参加人員にちょうど	少し狭い	狭い	とても狭い
	3	照明	ある、自由に消せる	ある、依頼して消せる	ない	遠くに常夜灯がある	近くに常夜灯がある	明るい
	4	状況	形式が整っている	自由にセットできる	一部セットしてある	少し手入れを要す	手入れが必要	荒地
	5	消火用水	消火栓がある	ホースで届く	近くに水場がある	消火水の運搬可	消火水の運搬不可	飛び火の恐れあり
	6							

連盟　　地区　　第　　団	

参考：スカウティング '91年4月号　「カブの舎営場を検討する」斎藤政男

5、舎営の宿泊施設の下見

Q 舎営地の宿泊施設に、民宿あるいは旅館を選び、下見をする場合、安全の見地からはどのような点に注意しておくことが必要ですか。具体的な事例があれば紹介して下さい。

ポイント

＊ 危険箇所を把握することです。

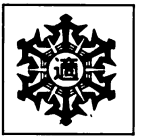

適マーク

A

1、安全管理の視点からは、宿泊及びプログラム実施に使用する場所について、危険箇所を把握しておくことが必要です。

2、（具体的事例）

中学校が1泊2日の登山旅行を実施し、夜、宿舎（旅館）の前庭で花火大会をしました。その際、旅館軒下に設置されていた深さ4mの除雪溝に男子生徒が転落し、死亡するという事故が発生しました。

この事故で裁判所は、引率者には、慎重な下見調査をして危険箇所を把握する義務があるとし、危険箇所につき旅館側から指摘、説明がなされなかったにしても、慎重に点検を行なえば、除雪溝の発見は可能であった、として引率者が除雪溝の存在を見逃していたことについて過失があると判断しています。

下見の際、宿舎の管理者に危険箇所の有無について積極的に尋ねておけば、防ぐことのできた事故です。宿泊当日にも到着後、すみやかにプログラムを実施する場所について慎重に点検すれば、危険は発見できたのです。

3、宿舎の管理者に施設及びその周辺の状況を積極的に尋ね、また、慎重に見分をなして危険箇所を把握することが大切です。

4、また、宿泊施設の安全については「適マーク」の有無を確かめるのも一方法です。適マークは消防設備、避難経路、防災設備が備わっている施設に交付されていますので「適マーク」があればこれらの設備が整っているということです。

参考；長野地方裁判所　昭和52年1月21日判決　判例時報876号100頁

6、シニアースカウト移動キャンプと荷物の重量

Q シニアースカウト（高校生）が移動キャンプをする場合、荷物の重量は重くなります。移動キャンプを楽しむという視点から、一般的にはどの程度の重量が適当なのでしょうか。また、一日の移動距離はどの位が適当なのでしょうか。

ポイント

＊　荷物は体重の３分の１程度、平地で１日30～35ｋｍ

A

１、移動キャンプの目的、内容により、また個人差もありますが、長距離を楽しく能率よく歩くには、荷物は体重の３分の１程度の重量におさえるのが適当です。

　１日の行程を快適に歩くには20kg以下におさえるべきでしょう。

２、平坦地を20kgの荷重で移動する場合、１時間毎に10分間の休憩を入れて、７時間。１日の歩行距離は30ｋｍから35ｋｍが目安となります。

３、この場合でも、実施前に重い荷物を背負って歩くことに慣れる基礎訓練をしていることが必要です。

参考：「シニアースカウト隊長ハンドブック」180頁

ボーイスカウト日本連盟

2 ハイキング

7、一般的なハイキングコースでも下見は必要か

Q 家族連にも利用されている一般的なハイキングコースを利用して隊ハイキングを行う際、同じコースでハイキングを行った他の隊リーダーにコースの内容を聞き、特に危険箇所もないとのことであったのでプログラムを作り、自らは下見をせずにハイキングを実施した。このような場合、もし事故が発生したら、ハイキングコースの下見をしていないことが過失になるのでしょうか。

ポイント

＊ 下見をするのが原則ですが、コースの安全性につき、同じコースでハイキングを行ったリーダーから内容を聞き、検討しているので下見をしなくても過失はありません。

A

1、(事例)

小学校の遠足登山で弥彦山（標高634m）登山を実施したところ、5年生の女生徒が登山道から谷に転落する事故が発生しました。その事故につき、「この遠足について引率した教諭は下見をしていなかったが、弥彦山登山道は一般的に安全手軽の登山道といわれ、毎年、小中学校の遠足コースや家族連れの登山コースとして利用されているものであって、以前に転落事故は一件もなかった。又、前年度弥彦山登山を引率した教諭から登山道の様子をききき、検討している。したがって引率教諭が下見をしなかったことについては合理的な理由が認められるから、引率教諭に下見をしなかった過失があるとはいえない」と裁判所は判決しています。

2、ハイキングの引率をする場合、引率リーダーは安全面から危険箇所を把握するため、下見をするのが原則です。

しかし例外として、一般的なハイキングコースで過去に事故事例がなく、コースの安全性につき同じコースを経験している引率者にコースの状況を尋ね、検討しているという事情があれば下見をしない合理的な理由があるということになります。

3、なお、ボーイスカウト隊長ハンドブック230頁には次のように記載されています。

「いわゆる習熟したコースを選んだ時以外、ことに新しい目的地を選んだ場合、隊長は事前の実地踏査が絶対に必要になります。これは隊長自身で行えればいいのですが、それができなければ副長に委任すればよいでしょう。」

参考：新潟地方裁判所　昭和60年９月17日判決　判例地方自治63号44頁
「ボーイスカウト隊長ハンドブック」230頁　ボーイスカウト日本連盟

8、ハイキングの下見が不十分とされた事例

Q ハイキングにつき、下見が不十分であるとして責任を問われた事例があるのでしょうか。あれば紹介して下さい。

ポイント

＊ 危険が予測される場所は十分に下見をする。

A

下見が不十分であったとして引率者に5割の責任が問われた裁判事例があります。

1、（事故）

小学校4年生が学校の遠足で美の山自然公園へ行き、自然公園内の展望台付近で昼食をとった。展望台付近は、20〜30度の斜面になっており、芝や短い草に覆われた幅約100mの広場となっていた。

引率の教諭は「斜面で走ってはいけない」との注意を与え、昼食とした。昼食をとり終えた児童Aがレジャーシートを身体の後ろになびかせ、スーパーマンのような姿で斜面をかけ降りた。斜面下方には3.5mの崖があった。児童Aは崖から転落し25日後に死亡した。

2、（下見）

引率の教諭は下見をした際、展望台付近の広場は昼食をとるのに適した場所だが、斜面となっているので、走り廻ったりすると危険だなあと感じていました。

しかし、引率の教諭は斜面の下方がどのようになっているかまでは見分しなかったので教諭は崖に気づいていませんでした。

3、（引率者の責任）

裁判所は次のように判決しました。

昼食を終えた児童が芝生広場で遊び行動範囲を広げることは予想できる。本件斜面で走った場合、危険であると感じた以上、児童が走った勢いで下方まで行くことは予測できるので、引率者としては斜面の下方がどのようになっているか見分しておくべきである。

見分しておれば崖の存在を知り、児童に対しても「走ることは危険である」と注意するにとどまらず「崖に近づかないよう」指示するなどの対処ができたと考えられる。

よって斜面の下方部分を下見せず、崖の存在に気づかなかったのは下見に関し5割の過失がある。

4、（コメント）

危険が予測される場所は十分に下見をするべきです。下見の際、教諭らは広場は斜面になっているから、走り廻ったりすると危険であると感じていたのだから、斜面の下方まで40〜50m足を運んで下見をすれば崖の存在はわかったのです。

崖の存在がわかっておれば児童に対する注意もちがっていたはずです。「崖がある。走っていると勢いで落ちることがあるから危い。」と具体的な注意ができたのです。危険の中味を具体的に指摘して注意をしておれば、小学校4年生なら理解し、危険を回避したことでしょう。そうしていたら事故は防げたのです。

参考：浦和地方裁判所　平成3年10月25日判決　判例時報1406号88頁

9、絶対安全なコースを選ばないといけないのか

Q ハイキングコースの選択として、事故をおこさないために絶対に安全なコースを選ばなければいけないのですか。

ポイント

＊ 教育目的にふさわしいコースを選択すべきです。

A

1、(ハイキングの目的)

ボーイスカウトのハイキングは教育の場であり、ハイキングには次の目的があります。

① スカウト技能の習得。
　地図の読図法、ロープ技能、炊事等。
② 「ちかい」「おきて」の実践。
③ 自然についての知識の習得と情操の涵養。
④ 集団行動への習得。
⑤ 身体の鍛練。
⑥ 危険を判断し対処する能力を高める。

2、リーダーはハイキングコース選択にあたり、ハイキングの目的に添うスカウトの体力、能力に応じた適切なコースを選択する。それが教育目的にかない、安全に対する配慮なのです。

3、裁判例でも、登山遠足は一面では危険を判断し対処する能力を高める効果もあるというべきであり、児童の発達の程度に応じた適切な登山コースを選択し、児童の自律的行動にまつ部分を残すことにより効果をあげ得ると考えられるとしております。

教育の一環としてのハイキングですから、教育効果を無視してでも、絶対、安全なコースを選べとはいっていません。

参考：東京高等裁判所　昭和63年8月18日判決　判例地方自治63号422頁
「ボーイスカウト隊長ハンドブック」228頁　ボーイスカウト日本連盟

10、ハイキングでの歩き方

Q ハイキングでの歩く速度は1時間に4kmときいてますがそれでいいのでしょうか。また、歩き方や休憩のとり方で知っていたらいい事があれば教えて下さい。

ポイント

＊ 平地では4kmを1時間、標高差300mで1時間を目安とします。

A

1、（歩く速さ）

ハイキングで歩く速さは平地で1時間に4kmとするのが適切です。山の登りでは標高差300mごとに1時間というのが適当なところです。

4km歩き、それから目的地の山までの標高差が600mなら、平地で1時間、登りで2時間、計3時間で歩くのが目安ということになります。もちろん、疲労度などを見ながら配慮するのは当然です。

2、（歩き方）

車が通らないハイキングコースでは姿勢はやや前傾、視線は足元から4～5m先を見ます。上り坂では歩幅はふつうより狭い目で歩きます。

3、（休憩）

休憩は50分～60分歩いて5分～6分の休憩が目安です。

歩く時の足のふみ場には十分注意する。よいハイカーは、石や横たわった木はまたいで通る。石がぐらついていたり、木が腐っていると、ひっくりかえったりしてけがのもとだ。

参考：文部省体育局「安全登山必携」

11、トランシーバーは必帯か

Q 通常のボーイ隊（中学生）、カブ隊（小学生）の隊ハイキングの場合にも、安全管理のため、又緊急連絡のため、トランシーバーを携行しなければいけないのでしょうか。

ポイント

＊　便利ですが必需品ではありません。

A

1、トランシーバーが普及し、ボーイスカウトの野外活動においても利用されています。隊ハイキングにトランシーバーを携行すれば次の利点があります。

① 隊全体の状態について把握が容易。

② 隊員の状態を把握して、進行速度、休憩時間を適度に調整できる。

③ 危険箇所、迷い易い場所等の伝達が容易。

④ 緊急連絡をとり易い。

2、しかし、トランシーバーがなくても隊員の状態を把握でき、ハイキングの進行速度も適宜隊員の様子を見ながら把握できれば携行しなくてもよいのです。トランシーバーは隊ハイクにおいて必需品ではなく、利便性を得る道具ということです。

3、なお、小学校の遠足登山における引率方法として、トランシーバーを携行しなかったことは過失にあたらないと判断した裁判例もあります。

参考：東京高等裁判所　昭和63年８月18日判決　判例地方自治63号42頁

12、夜間ハイクと警察への届出

Q 夜間ハイクの際、事前に所轄の警察署に届出をしている例を聞いたことがありますが、すべきなのでしょうか。

ポイント

＊ 誤解が生じないよう、念のために届出をしているものです。

A

1、夜間に集団で活動し、人家近くを通りますと、人が目撃をして、あるいは犬がほえたりして不審に思った人が警察に通報をしたり、問合をしたりすることがあります。そして警察官が出向いてくることもあります。

それで夜間ハイクのコース、参加人数を考慮してそのような誤解のないように事前に警察署へ届出をする例があります。

念のためにしているということです。

2、届出の方法は口頭で「○月○日に○○のコースで夜間ハイクという行事をする」旨伝えればよいようです。

3、大阪のボーイスカウト隊が和歌山で夜間ハイクを行った際、念のため地元警察署に届出を出しましたところ、パトカー2台が出動してくれて国道を歩くスカウトの前後についてくれたのだそうです。それで訓練にならなかったという笑い話があります。

届出をする時に、趣旨を誤解されないように注意して下さい。

13、夜間ハイク中の交通事故防止対策

Q 夜間ハイク中一般道を歩くことがあります。この場合、夜間の交通事故防止対策が必要ですが、その対策としてどのような点に注意をすればよいのでしょうか。

ポイント

＊　自動車から発見され易い工夫をする。

A

1、夜間ハイクのコース中、一部一般道を通ることがあるでしょう。この場合、気になりますのは交通事故です。夜間は当然暗いので、ものがみえにくく自動車の運転者から歩行者が発見しにくいのです。その発見が遅れると交通事故発生になることがあります。

2、夜間、自動車からの人の見え方についての調査結果によりますと、着衣の色により見え方が異なります。夜間、運転者が人であると気づく距離は白い着衣で42.9m、黒い着衣で18.8mです。

　そして自動車が停止するのに必要な距離は、時速40kmで20m、時速50kmで28.4m、時速60kmですと39.6mです。

　時速40kmで走っている車の運転手が、黒い着衣の人を発見できるのは18.8mの距離です。発見してすぐ急ブレーキをかけても車は20m走りますから、衝突することになります。運転者の前方注視が散漫であれば発見できる距離はさらに短いものになります。

3、夜間の交通事故防止のためには、第一に自動車の運転者から発見され易くすることが大切になります。その為には懐中電灯をつけて歩くことです。赤色の照明灯なら、なお発見し易くなります。

　この他、衣服やザックにとめる簡便な反射板や反射ステッカー、反射テープ等が夜間の交通安全対策用品として自転車店、交通安全協会等で販売されてますので、これらを利用するのもいいでしょう。

4、第二は交通ルールを守ることです。歩道のない道路では道路の右側を、路側帯があれば路側帯を歩くことです。

夜間の人の見え方（すれ違いビームの場合）

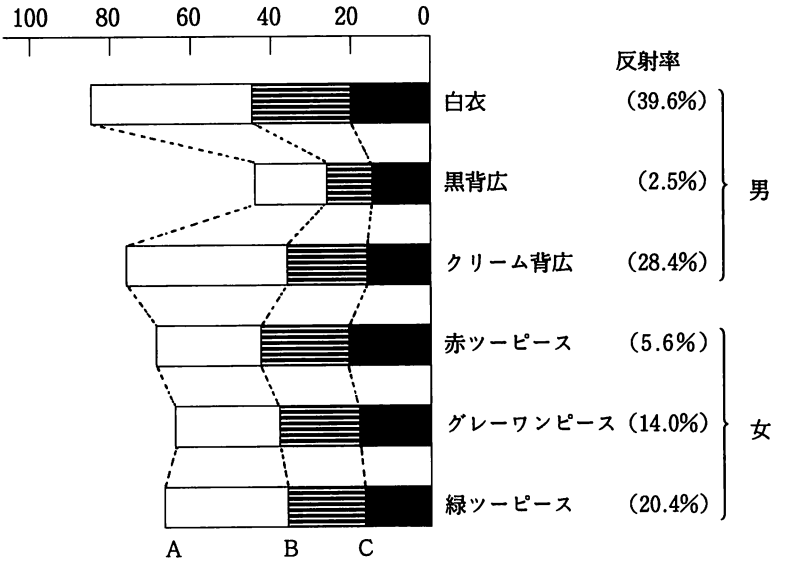

A：何かあると気づいた地点
B：人であると確認した地点
C：動作の方向を確認した地点

（後藤賢二ほか「ヘッドライトによる走行時の物の見え方について」照明学会雑誌50巻1号）

停 止 距 離

速　　度	20	25	30	40	50	60	70	80	90	100	(km／h)
反応距離 ※750 m／sec	4.2	5.8	6.2	8.3	10.4	12.6	14.6	16.7	18.8	20.8	(m)
制動距離	3.0	5.0	6.5	11.7	18.0	27.0	38.0	56.4	76.5	100	(m)
停止距離	7.2	10.8	12.7	20.0	28.4	39.6	52.6	73.1	95.3	120.8	(m)

※　反応時間を3／4秒として、その間に走行する距離（反応距離）を求めたとの意味

3

登山

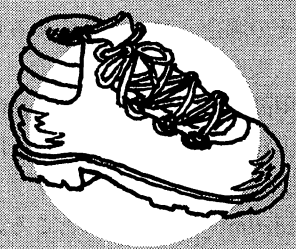

14、シニアースカウトのみでの登山

Q シニアースカウト（高校生）が夏期行事として、パーティーで実施する北アルプス夏山登山を計画した。指導者には夏山登山に同行する体力がない場合、シニアースカウトのみで夏山登山を実施させてよいのでしょうか。

ポイント

＊　シニアースカウトのみの登山は慎重に検討すべきです。

A

1、登山は、それ自体一定の危険をはらむ活動であり、山岳の自然状態の変化等によって危険が増大することも予測されます。

日本アルプス等の夏山登山をスカウト活動の一つとして実施する場合、現地での状況を正確に把握し、危険回避のための措置をとる能力をもった登山経験に富む者の同行が必要です。

したがって、登山が初めて、あるいは1、2回の経験があるというシニアースカウトだけで実施するのは危険ですので行ってはいけません。

2、シニアースカウト（高校生）の中に登山経験に富む者がいる場合、そのスカウトの登山経験及び状況把握能力及び判断能力、危険回避のための措置をとる能力、そして参加するシニアースカウトの能力及び実施する登山計画の内容を慎重に検討して、実施させることが可能と考えられることもあるでしょう。

その場合、次の実例のあることを知っておいて下さい。

3、（実例）

甲高校の山岳部では、山岳部員がOBらとの検討を経て夏山登山を計画し、登山経験の豊富（登山38回、内3分の1は泊を伴う）な3年生がリーダーに、登山経験13回の2年生がサブリーダーになって福島県只見・丸山岳登山（標高1820m）を実施したところ、部員の1人Aが川を渡渉中に転倒し、流されて死亡した。この事故で裁判所は、リーダーの3年生、サブリーダーの2年生は登山経験に富む者と解してよく、山岳部の顧問教諭がこの両名が現地の

状況により行動中止を含めた適切な措置を採ることを期待しても不相当といえず、高校生のみのパーティーによる夏山登山の計画を許可し、出発を容認したことに過失はないと判決しています。

法的責任としては安全配慮義務は尽されており、出発を容認した教諭に過失はないとされています。

しかしこの事故は事故当日、白戸川を遡行したところ、水量が予想以上に多く、距離の割に時間がかかりすぎたことから焦り、先を急ぐあまりパーティーは昼食や十分な休息をとることなく降雨の中、長時間の遡行を続けたのです。そしてAが転倒した当時、パーティーは二つに別れていたため、転倒し、流されたAが救助のため投げられたザイルに一回は掴ったにもかかわらず、救助できなかったのです。

この経過はパーティーの判断、行動に誤りがあったといわざるを得ません。出発を許可した者に責任がないとしても、結果として、高校生のみのパーティーで死亡事故を発生させています。

4、こうした事例を踏まえ、教育的効果と安全対策を慎重に考慮することが必要です。

参考：大阪高等裁判所　昭和63年5月27日判決　判例タイムズ672号204頁
府立高校山岳部員死亡事件

15、登山計画のたて方

Q 登山の経験の少ないリーダーが登山計画をたてるについて留意すべき点は何でしょうか。また、登山計画のたて方と準備についてどのようにするのがよいのか説明して下さい。

A

〈計画のたて方と準備〉

1、山とコースの選び方

山を選ぶ条件としては、魅力ある山、混雑しない静かな山、体力、技術的に自分に無理のない山、登山道の整備されている山、ガイドブックや登山資料の多い山、コースに危険のない山、山小屋などの施設があり、緊急時の連絡もとれる山などが列記されるが、この条件の中では特に、自分に無理のない山を選ぶことが重要である。いくら魅力ある、静かな山を望んでも、山のもっている困難さと、自分の経験や技術が合致しなければ楽しい安全な登山はできない。スカウトの登山では、ボーイ、シニアー、ローバースカウトとそれぞれの年代で、また個々のスカウトの体力、気力、力量、経験等が異なることを念頭に入れて山を選ばなくてはならない。従って最初は低いしかも登山道の整備されている日帰り登山から始め、回を重ねるに従って低い山の縦走登山、高い山の縦走登山と進めていかなくてはならない。

また山の困難さ、危険さは季節や、天候によって左右されることを十分考慮しなくてはならない。天気の変わりやすい春山では、ふもとは春でも山は冬といわれている。夏は雷と台風に注意すれば登山しやすい季節である。秋は台風シーズンを除けば登りやすい時期であるが、次第に日が短くなることを念頭におかなくてはならない。要は、リーダー自身、自分の山への正しい知識と技術、実力、経験をもつことが大切なことである。

2、リーダーとメンバーの決定

登山は通常2人以上のパーティーを組んで行うので、パーティーを組むからには必ずリーダーを決める必要がある。リーダーは責任感のある人間的にも技術的にも信頼できる人を選ぶことが原則である。登山行動中の意思決定者であって、その決定者がいない場合はまとまった行動ができず危険である。

リーダーは山に対する知識、判断能力と、人々をまとめる力量が常に要求される。このことはスカウトの指導者も同じで基本的には問題ないが、登山に関する知識と技術、経験を積んでもらえば立派な登山リーダーの役割を果たすことができる。スカウトたちだけで登山する場合も必ずその中に登山経験者を入れ、リーダーを決めて、そのリーダーに対しては十分登山の基本を教育しておかなくてはならない。リーダーのいないパーティーは、暗やみの中をライトもつけずに歩くようなものだといわれている。

3、コース及び山の状況を調べる

山やコースの状況については、登山に関する本はたくさんある。ガイドブック、登山コース地図、国土地理院の2万5千分の1、5万分の1の地形図、登山技術入門書等の文献や資料をよく読んで、目的とする山の特徴や、コース内の危険な箇所、山小屋の状況、万一の場合の避難コース、コースタイム、露営地の有無、交通機関、緊急医療機関等の調査研究をすることが大切である。また、山は年々変化している。この変化は文献や資料で分かりにくいこともあるので、必ず事前に地元や経験者に問い合わせてコース内の危険箇所のチェックや、難易度などを確認する必要がある。特に最近、自然保護の立場からテントを好き勝手に張ることや、枯れ木などで火をたくことを禁じている場所も多いので、必ず事前に確かめなくてはならない。水場などのチェックも計画段階でよく調査しておこう。

4、予算の作成

往復の交通費、山小屋の宿泊費、装備費、食料費、燃料費、医療費などの登山に必要な経費は、あらかじめ予算をたてておかなくてはならない。そのために会計係を決め、全予算を掌握させ、登山中は支出の管理をさせることが必要である。また、山では時には不測の事態があるので予備費は必ず計上しておかなくてはならない。

5、任務の分担

準備の段階から装備、食料、記録、医療、気象、庶務等の分担をはっきり決めておくことが必要である。登山が終わるまではそれぞれの分担は責任をもって遂行することが義務づけられる。リーダーは各担当と十分連絡をとりながら、常に報告を受け、準備がまちがいなく進められていることを確認しなくてはならない。

大台山系 ボーイスカウト沈着

8人霧雨に迷って二晩

訓練生かし動かず

食糧たべつなぎ…下山

【北牟婁、尾鷲】紀勢線から奥山にかけての大台山系を縦走中のボーイスカウト三重、八名が二晩霧雨に迷って、十日ぶりに無事下山した。一行は三十二日夕、紀勢線尾鷲駅を出発、日出岳（一三〇〇メートル）を経て、翌日、大台山（一六九四メートル）に登り、同村・谷間へ下りる予定だった。ひどい霧雨で道を失い、二日目の三十三日朝、食べ物のほとんどなくなったため、動かずに助かった。

一行はボーイスカウト紀勢中支部（三重中村義正）所属の尾鷲市内の中学二年生、長谷川英二（一四）、野口勝（一四）、三年生、山口和男（一五）、中村義正（一五）、二年生、山口和男（一四）、中村義正（一五）、二年生、山口和男（一四）、中村義正（一五）、二年生、山口和男（一四

6、行動予定表の作成

目的の山、コース、リーダー、予算、役割分担が決まったら行動予定表を作成する。これは、行動予定のみならず、装備、食料リストなどなるべく詳しく記載して、必ず出発前にプリントして参加者全員に配布することが必要である。コース、宿泊場所、行動予定時間、予定変更の場合のコースと時間、緊急避難コースなども詳しく記載し、できればコースの概念図などを図示しておくとよい。1日の行動時間は8時間以内を目安として、山の難易度や、参加者の体力、力量、経験なども考慮して、なるべく余裕のある行動時間をとるべきである。日暮前には宿泊地、または下山地に到着できるように心掛けねばならない。強行スケジュールは絶対さけねばならない。また行動予定表には荒天候の場合、けが人が出た場合の対策は必ず記載されてなくてはならない。いかなる場合も緊急に対応できるようにしておくことが安全登山の基本である。

7、装備、食料リストの作成

装備リストについては個人、共同を分けて作成する。それぞれ品名、数量、企画、重量などを記載する。食料については献立表を必ず作成しておくことが大切である。装備、食料は、日帰り登山、2日以上の登山、テント泊、小屋泊、参加人数等によって異なるので、行動予定表に基づいて詳細に算出されなくてはならない。食料は軽く、容積の小さいもの、しかも高カロリーで消化のよいもの、腐敗や変質の恐れのない、調理の手間や時間が少なくてすむものが要求されるので、この点を考慮する。また、必ず乾パン、氷砂糖などの非常食を持参すること。

8、参加者名簿作成と留守登山本部の設置

参加者名簿にはリーダー以下全員の氏名、年齢、勤務先または学校名、現住所、血液型、保険加入状況、留守宅住所と家族氏名と続柄、電話番号並びに留守登山本部（緊急連絡先）の住所と電話番号、その責任者名、現地連絡先などの明記された名簿を作成することが必要である。特に、登山は無事下山することが第一条件であるが、自然の中で行動する以上、予期せぬ事態の発生もあるので、万一の場合すぐ行動ができるような留守登山本部を設置しておくことがよい。ただし登山の場合の留守登山本部には山に精通した経験者がいることが必要である。

9、保険の加入

万一の事故の場合、多くの人々に迷惑をかけることになるので、保険には

必ず加入しておいた方がよい。たとえ日帰り程度の登山でもけがや時には大きな事故がないとはいえないので加入しておこう。ボーイスカウト傷害保険では、尾根歩き登山はその保険の範囲であるが、捜索、救助費は対象外である。また、ピッケル、アイゼン、ザイル等を使用する登山はスカウト傷害保険の対象外である。

10、登山計画書（登山届）の作成と提出

計画と準備が整ったら、登山計画書（登山届）を作成し、登山地の最寄の県警本部外勤課、または警察署、職場、学校、山岳団体、家族などに提出することが必要である。ボーイスカウトでは登山地の最寄の警察署はもとより、団、所属する地区、県連盟、登山地の県連盟に提出することを守ってほしい。この登山計画書（登山届）は登山者の義務として励行してほしい。登山届用紙や登山帳を備えつけてある山もある。この場合は用紙に正しく記入してほしい。この届出内容が登山者の生命を左右することがあることも忘れてはならない。

11、最終準備会での確認

準備が整い、出発が近づいた時に、最終の準備会を必ず開催しなくてはならない。この会ではリーダーを始め全員が参加することが大切である。ここでは、各担当より準備状況の報告を受け、同時に参加者の健康状態を十分確かめなくてはならない。もし準備の遅れや、計画に疑問が生じたり、悪天候が確実に予想されたり、リーダーの不参加というような場合は、延期するか、中止することが安全登山の鉄則である。

12、下山報告と反省会

下山時には、無事下山の届出を、登山地の入山届のポストまたは登山帳に記入する。また、団や留守登山本部に無事下山、一報することも忘れてはならない。そして下山後なるべく早い時期に、反省会を行い、計画と準備が十分生かされていたか、ミスはなかったか、具体的に検討し、反省することが必要である。必ず次の登山に役立つことになる。

以上、安全に配慮した登山計画のたて方と準備については、山口英一氏の「登山と安全」がよく整理された内容ですので引用しました。

参考：山口英一「登山と安全」スカウティング '89年5月号

ボーイスカウト日本連盟

16、登山計画の留意点

Q 登山をする場合の留意点について参考になる指針があれば教えて下さい。

A

1、登山について文部省体育局長から次のような留意点が示されてます。これは各都道府県教育委員会教育長及び知事あてのものですが参考になります。

① 必ず登山の経験に富む者を同行する。

② 登山計画の立案にあたっては、参加者の性別、技術、体力等を十分考慮して目的地を選定し、できるだけ現地の事前調査を行う。

③ 常に最悪の状態を予想して、食糧装備等の万全を期すること。

④ 事前に健康診断を行い、医師の指示に従って参加させること。

⑤ 気象庁の長期予報を参考とし、また気象注意報、気象警報の発されているときは登山をみあわせ、もし、行動中に暴風雨等に遭遇した場合は計画を中止するか、または変更して体力の消耗をさけ、天候の回復をまつこと。

⑥ 事前に登山計画をもよりの駅、警察署、山小屋等に提出し、登山口における登山者名簿には必ず記入する。

⑦ 行動中、とくに統制をとり、指導者またはリーダーは参加者の健康状態を観察し、疲労している者があるときは日程を強行しない。

⑧ 下山後は、地元の警察署その他に必ず連絡すること。

参考；昭和40年6月26日　文体ス第186号、文部省体育局長通達

17、登山届の内容と提出先

Q 登山をする場合に登山届を出しますが、登山届にはどのような内容を書けばいいのですか。そして届出先はどこですか。
又、下山届はどのようにするのでしょうか。

ポイント

＊　登山計画書を地元警察署に出します。

A

1、登山をする場合には登山届を出します。
提出先は登山コースを管轄する警察署です。登山届は万一遭難した場合、捜索の地域を決める重要な手がかりとなるものです。安全のため必ず提出しましょう。

2、登山届の内容は、登山計画書をそのまま提出すればよいのです。
特に定められた様式はありません。
次の事項を書いておくことが必要です。

団体名
団体所在地　　電話番号
緊急連絡先　　電話番号
登山目的
入山地域
入山期間　　年　月　日～　年　月　日
実働　　日間、予備　　日間
日程およびコースと略地図
登山形式および登山概要
登山者名簿

担　当	氏　名	年令	住　　所	留守宅連絡先・電話番号
リーダー				

装備リスト
食糧計画および食糧リスト
医療品リスト

3、登山口に登山届用紙や登山帳を備えつけている山もあります。

4、下山したときは、無事下山の届を登山口の入山届のポストに入れます。登山帳を置いている場合は、登山帳に記入します。それがない場合は、登山届を提出した地元警察署に電話で下山の通知をしておきます。

参考：スカウティング　'89年5月号26頁　ボーイスカウト日本連盟

18、トランシーバーによる緊急通信

Q 山行にあたりトランシーバーを携行することは常識となっていますので、山岳におけるトランシーバーによる緊急通信についての約束ごとを教えて下さい。

ポイント

＊　緊急通信時間帯のあることを知る。

A

1、日本山岳協会では、避難発生、緊急事態発生などの緊急通信を受信し易くするため、一定の時間内は一切の通信をやめて全てのトランシーバーを受信状態とすることを決めています。この時間を沈黙時間といいます。

その運用は次の通りです。

① 沈黙時間（緊急通信時間帯）

11:00〜11:15　　16:00〜16:15　　20:00〜20:15

周波数　26.976MHz

② 運用方法

イ、沈黙時間は厳守し、緊急を必要とする事項以外は絶対に電波を出してはならない。

ロ、沈黙時間内は、可能な限り必ず受信状態とすること。

ハ、緊急通信を傍受し、しかもその局が2度以上呼び出しても連絡がとれないときは自ら連絡電波を出し、傍受した内容を自分と連絡できる局に確実に連絡し、進んで中継の労をとる。

ニ、緊急通信を送信する場合は、通信の冒頭に「緊急、緊急、緊急・・・」を付す。

2、山岳において活動する場合は、日本山岳協会の沈黙時間の約束を承知し、これに協力すべきです。

また、沈黙時間のあることを承知しておけば、万一の場合にも役立たせることができるでしょう。

参考：「山岳遭難救助技術テキスト」134頁　文部省

4 水遊び・水泳・ボート

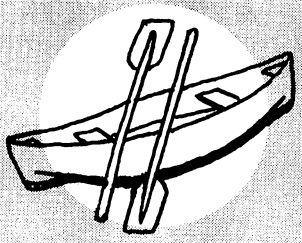

19、川遊びでの監視体制

Q 川で泳ぐのではなく、川遊びをするプログラムの場合には、川遊びをしてよい区域を明確にしていても、なお、監視体制が必要なのでしょうか。

ポイント

＊　カブ・ビーバー年令（小学校年令）の場合は監視体制も必要です。

A

1、川遊びであって泳ぐのではないとしても、川遊びをする区域について危険性の有無を十分に調査しておくことが必要です。

2、そしてスカウトに対しては、川遊びをしてよい区域を明確に指示すると共に、その区域を越えて遊ぶことのないよう注意をすることも必要です。

3、その上、スカウトの年令、行動特徴などからみて、川遊びとして指定した区域を越えて遊ぶことが予測される場合には、川遊びの区域を明確にすることに加えて監視体制を整える必要があります。

　ビーバースカウト（小学校1、2年生）、カブスカウト（小学校3、4、5年生）の場合には、活動が旺盛で自分勝手な行動をとりがちですから、リーダーは川遊びの範囲を越えて遊ぶことのないよう、監視体制をとることが必要です。

参考：津地方裁判所　昭和58年4月21日判決　判例時報1083号134頁
　　四ツ葉子供会水死事件

20、水泳をするときの調査と監視

Q 水泳をする場合の調査事項、監視の方法、プログラムの実施方法について説明して下さい。

ポイント

＊ 水泳区域の安全確保と十分な監視体制が大切です。

A

水泳を実施するにあたっては、安全と健康管理のために次の調査、準備、確認をして実施することが求められます。

1．自然環境の調査

① 天候を確認する。

ラジオや電話で確かめる。

地元の人に尋ねる。

② 気温

泳ぐときは気温と水温を合わせて47度以上あることが必要とされている。

③ 水温

23度以上が望ましい。

川の場合、水面下50cmの水温が22度以上。

湖の場合、水面下１ｍの水温が22度以上。

子供の場合は、いずれも26度以上。

④ 水深、水底の状況

実際に水に入って泳ぐ者の年令に適した深さか、危険物（ビンの破片、空缶等）、危険箇所（深み）がないか調査する。

⑤ 水質

きれいな水であること。

⑥ 水の流れ

波や流れが穏かであること。

2．健康調査

① 健康状態を調べる。

② 睡眠不足、疲労が激しいときは泳がせない。

③ 食後、すぐには泳がない。

3．監視体制のチェック

① 水泳の区域を明示する。

ブイ、旗、ロープ等で明示する。

② 監視体制を確認する。

監視者は一緒に泳がない（監視者と水泳指導者は役割がちがう）。

監視者の監視区域を分担し、各監視範囲を確認する。

監視の方法についてはQ21で説明しています。

③ 救助用具を備える。

浮き輪、ブイ、ビート板、ロープ等を備え置く。

ハンドマイク、メガホン、笛を準備する。

④ 泳ぐ人をグループ編成して行動させる。

バディーシステムが望ましい。

バディーシステムについてはQ22で説明しています。

4．水泳の実施

① 泳ぐ人の人数を確認する。

② 泳ぐ区域を明確に指示する。

③ 注意事項（ふざけない、泳ぐ水域から出ない、体調が悪くなったら申し出る等）を周知徹底させる。

④ バディーを確認する。

⑤ 準備運動をする。

⑥ 体を水に慣らして水に入る。

⑦ 入水時間

スカウトの年令、体力、当日の天気、水温等を考慮して水に入っている時間を適切にする。

⑧ 休憩を十分にとる。

休憩時の注意

イ、全身の水をふきとる。

ロ、日陰で休む。

ハ、冷たい飲み物はとらない。

ニ、シャツなどを着て、気温が低いときは保温、カンカン照の時は日焼け防止をする。

⑨ 入水中にも人数確認をする。

5．水泳の終了

① 人数を確認する。

② 整理運動をする。

③ 真水で体を洗う。

④ 眼を洗う。

⑤ 休息をとる。

水泳は疲労が激しいので、十分休息をとる。

体を水にならす

①
ひざぐらいまで
水に入る
上体をまげて
顔に水をかける

②
両腕に
水をかける

③
わきの下に
水をかける

④
首のまわりに
水をかける

⑤
胸に
水をかける

⑥
腰の深さまで
すすみ
もういちど
最初からの動作を
くりかえす

⑦
その位置で
水の中に腰を
おとし
頭まで水に
ぬらす

参考：「水上安全のてびき」日本赤十字社

野間口英敏「キャンプ指導の安全と健康管理」114頁　御茶の水書房

21、水泳の監視方法

Q 水泳の際の監視の方法、監視のポイントについて説明して下さい。

ポイント

＊ 監視区域と分担を決めて死角をつくらないことです。

A

1、海、河川だけでなく、25mプールのような狭い場所でも、事故が起こっています。安全のためには、監視の体制を整えることが必要です。集団で泳ぐとき、監視するスタッフは次のことに注意しましょう。

① 水泳場の状況を事前によくしらべ、知っておくこと。

② 泳ぎながら監視しないこと（監視者は水泳の指導者とは別にする）。

③ 監視者は1カ所に集まらず、分散して監視すること（陸上だけでなく水中からも行うとよい）。

④ 監視区域と分担をはっきりきめて、目のとどかない区域をつくらないこと。

⑤ 監視者の交代は、監視場所で行い、一刻も空白時間をつくらないこと。

⑥ 疲れると集中できなくなるので、30分位の間隔で交代するとよい。

⑦ 監視する人は一目でわかるような特定の帽子、水着などを着用すること。

⑧ メガホンや笛を携帯し、危険を発見したら、すぐに注意を与えること。

⑨ 救助器具は常置場所を定め、絶えず点検して、いつでも使えるようにしておくこと。

⑩ 事故発生にそなえ、救助方法、連絡・指示系統を明らかにしておくこと。

監視者

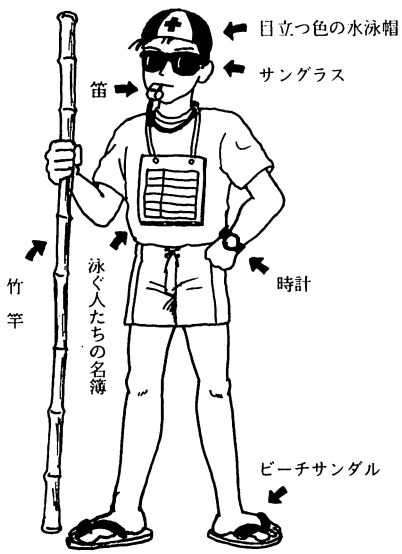

2、監視のポイント

プール

① 階段付近、とび込み台の下。

② 背の立つところと立たないところの境。

③ 排水口付近。

④ プールサイドから2m以内のところ（浅いところでも滑って溺れることがある）。

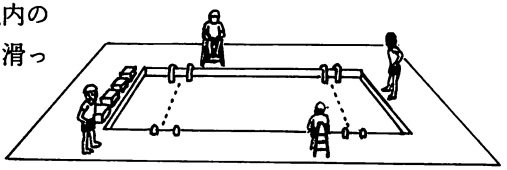

川

① 川下から川上へ監視する。

② 流れの速さの変わるところ。

③ 岩かげや中州の近く。

④ 橋げたのそばや浅橋の近く。

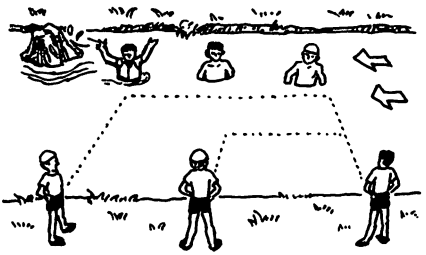

海

① 海底の起伏の激しいところ。

② みお（澪）や背のあるところ。

③ 波の高低の変化が激しいところ。

④ 浮輪やゴムボートに乗って沖にいる者。

⑤ 沖へ向かって泳いでいる者。

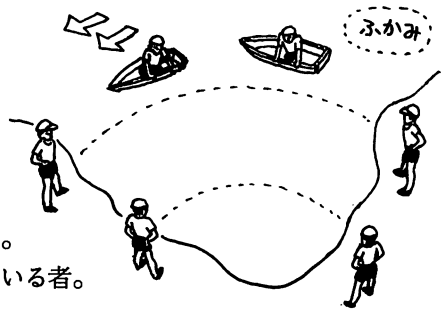

参考：「水上安全のてびき」日本赤十字社

22、バディーシステム

Q 水泳中の事故防止に役立つバディーシステムというのはどのような内容なのか説明して下さい。

ポイント

＊　2人が1組になって互いに安全を確かめあう方法です。

A

1、バディーシステムの説明

バディーシステム－Buddy System－は、集団で泳ぐ場合に2人1組にして水泳をさせる方法です。

2人1組の単位をバディーと呼びます。

この方法はバディーがお互いの存在や状態を確め合うので、安全に役立つと共に万一の事故を早期に発見することができる優れた方法です。

2、バディーシステムの方法

① 同じくらいの泳ぐ力をもつ者同志を2人1組にする。
水泳の場合はあくまでも泳ぐ力を中心にしてバディーを組みます。
年令、体格を基準にバディーを組んではいけません。

② バディーはいつも離れないよう、2人1組で行動します。
水の中でも離れず、必ず近くで泳ぎます。
常に相手を確認しあうのです。

③ 指導者は水泳中に笛を吹いて「バディー」と大声で呼び、合図をします。
「バディー」の合図があった時はバディーの2人はお互いに片手をとりあって「ハーイ」と返事して手を上にあげます。
このことは水に入る前に周知させておきます。

④ 「バディー」の合図の時、バディーの相手の様子がおかしかったり、相手が見あたらないときは大声で指導者に知らせます。

⑤ 指導者は「バディー」の合図でバディーが揃っているか確認します。

⑥ また、水中で異状があったときは直ちにバディー（相手）に知らせます。
異状を知ったバディーは直ちに指導者に知らせます。

以上の方法で人員の点呼、異状の発覚を容易にするものです。
水泳を行う時は、必ずこのバディーシステムを実行して下さい。

バディの合図

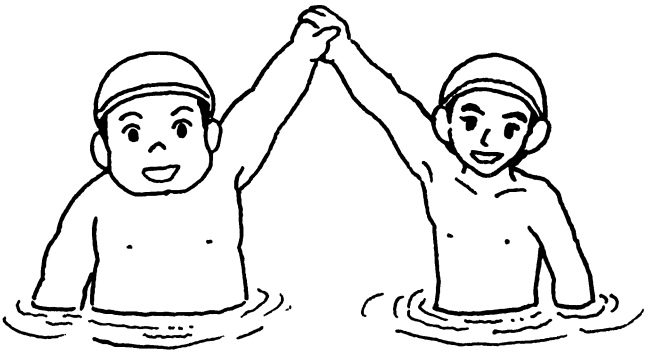

23、心肺蘇生法ができる者の同行が必要か

Q 水泳等、水に入るプログラムを実施する場合に心肺蘇生法のできる人の同行をどのように考えたらいいでしょうか。

ポイント

＊ 心肺蘇生法ができる人の同行は必要と考えるべきです。

A

1、(事故の事例)

昭和45年9月5日午前11時頃、緑町中学校プールにおいて体育の授業として行われた飛び込みテスト中、男子生徒Aが水中に沈み、先生がプールサイドに引き上げたが死亡するという事故が発生した。

①(争点)

裁判所において、次の点が過失にあたるか否かが争われた。

イ、Aをプールサイドに引き上げた際、直ちにAに対し人工呼吸及び心臓マッサージ等の応急措置をとらねばならなかったのに、先生はかかる措置をとらなかった。

ロ、また体育主任は人工呼吸をしたものの中断して更衣室へAを運んだが、一刻一秒を争う場で数分間人工呼吸を中断して体を移動したことは過失である。

②(判決)

Aに心臓機能停止があって、その後に蘇生可能時間が有し、先生が蘇生法たる心臓マッサージを施用しなかったのは先生にかかる知識がなかったとはいえ、かかる知識を有していなかったことが非難に値する。

しかし右措置をとらなかったことと死亡との因果関係は心臓マッサージを施用した場合の蘇生率が相当程度の高確率であるとするならば、そこに当然因果関係を認めなければならないが、施用すれば高い確率で蘇生するとまでは認定できないので、心肺蘇生法の不施用と死亡との間に因果関係が認められないとした。

2、ところで、裁判になったのは昭和45年の事故で、人工呼吸としてはニール

セン法が主流の時代でした。その当時に較べると心肺蘇生法による蘇生の方法が改善され、蘇生の確率は高まっています。

そしてボーイスカウトの救急法には呼気蘇生法が課目として入っております。各都道府県連盟開催、あるいは地区開催の指導者のための救急法講習会、水上安全講習会においては心肺蘇生法の実技が行われています。

それ以外にも市町村の消防署が心肺蘇生法の講習会を開いています。心肺蘇生法を身につける機会は多くあります。心肺蘇生法による蘇生率が高くなり、その講習を受ける機会も多くなった現在では、以前の判決がそのまま適用されるかは疑問です。ですから心肺蘇生法ができる人の同行は必要と考えるべきです。

ドリンカーの救命曲線

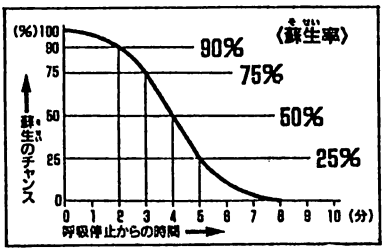

3、なお、心肺蘇生法を施してなお蘇生しなかった場合に、心肺蘇生法を施した人に対し法的責任を問うことは行われるべきではないと言われています。

心肺蘇生法の方法が明らかに間違っていたということではない限り、ボランティアの施用者に責任はないと考えてよいでしょう。

参考：千葉地方裁判所　昭和49年11月28日判決　判例タイムズ320号222頁
日本救急医療研修財団「救急蘇生法の指針（指導者用）」1993年
へるす出版

24、ボートで沖へ出る場合の安全

Q ボートに乗り沖へ出る、あるいは島へ渡るといったプログラムを行う場合、必ず救命胴衣を着用しなければいけないのでしょうか。
また、安全にボートに乗るための一般的注意も整理して下さい。

ポイント

＊ 必ず救命胴衣を着用する。

救命胴衣

A

1、湖や海でボートに乗り沖へ出る、あるいは島へ渡るといったプログラムの場合は、次の注意を守りましょう。

① 泳げない人はボートに乗らない。

② 救命胴衣を着用する。

③ ボートがつりあっているか確認する。
左右のバランスがとれていて、船尾が船先より少し沈んでいる状態ならつりあっています。

④ ボートに次の装備を積む。

- いかり
- いかりづな
- あかくみ
- もやいづな
- 救急用品
- 懐中電灯
- 予備のオール
- 笛

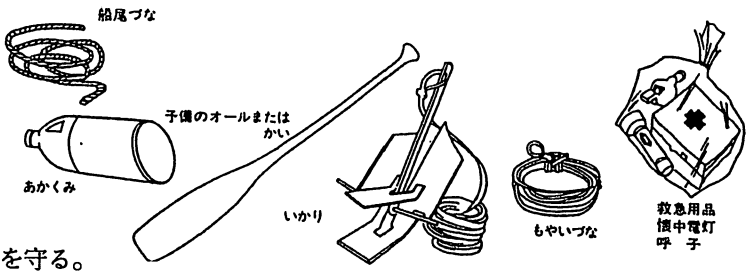

⑤ 規則を守る。
定員を守る。
船は右側通行です。他の船と出会ったら右側によける。

⑥ 大きな船、ヨットなどには近付かず、離れているようにする。

⑦ 席を替わる時は次の順序で行う。

■席の替わり方■

▶席を替わるとき、オールを中に入れ、からだを低くして１人ずつ順に移動する。

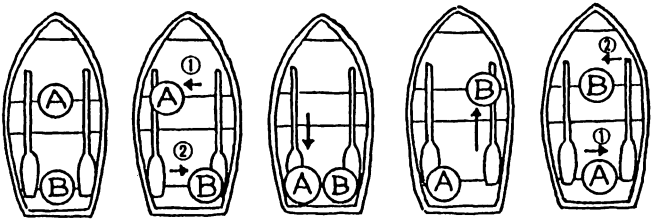

⑧　転覆した場合の対応。

- ボートをおこす。
- 水の入った状態のボートに一人が乗り、残りの人はボートのそばにつかまる。
- ボートから離れないようにする。
- 助けを求める合図をする。
- 岸に向ってボートを漕ぐ。

ボートにとどまる

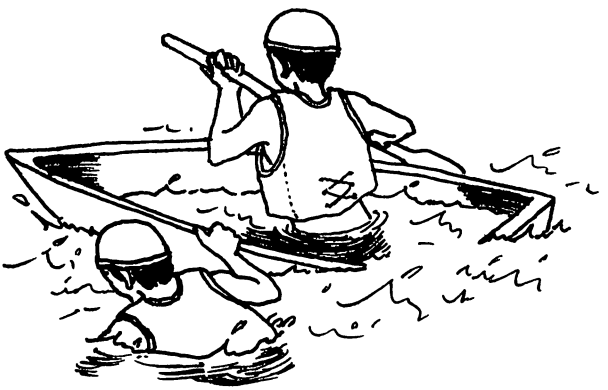

25、水辺でのボート

Q 池、湖、海の水辺で貸ボートを借りて乗る場合でも救命胴衣の着用は必要でしょうか。また、そのような場合のボートの安全な乗り方について説明して下さい。

ポイント

＊　救命胴衣はあれば着用する。泳げない人は乗らない。

A

沖に出るのではなく、海辺、池、湖の水際でボートに乗るという場合は次の注意を守りましょう。

①、泳げない人は乗らない。
②、救命胴衣があれば必ず着用する。
③、定員を守る。
④、乗り降りは必ず船尾からする。
⑤、風や波に注意し、天候が悪くなりそうなら引き返す。
⑥、沖へは出ない。
⑦、席をかえない。
　どうしても席を変える必要がある時は前頁の手順で慎重に行います。

参考：日本赤十字社「水上安全のてびき」9頁

26、ボートが転覆したときの対応

Q ボートが転覆した時にはどうしたらいいのか説明して下さい。

ポイント

＊　ボートにつかまる。

A

1、ボートは転覆しても浮き易くできていますから、浮いているボートにつかまって体力の消耗を防ぎ、救助されるのを待ちます。

2、あわてて岸に向って泳がないことです。泳ぎが得意でも、服を着たまま泳ぐのは非常に疲れます。

3、ボート競技でも、ボートから離れずにボートにつかまって待つことが原則となっています。水泳に自信があるからといってボートから離れて泳いだ為に死亡事故につながった事例もあります（神大ボート事件）。

（31）〔社会〕★14版　【東京都郵便物認可】【新聞定価一カ月5,400円・一部（朝刊）100円（夕刊）50円】　日本経済新聞

神大ボート転覆、1人死亡

練習中に高波、2人不明

淀川

七日午後、時計台から三、大阪市淀川区左岸福島一丁目の淀川で、神戸大学運動部のボート（エイト九人乗り）二隻が練習中、転覆らの通報を受けて出動した海上保安庁巡視船「はやぶさ」が、午後七時ごろ、現場に到着したが、二人が行方不明となっていることを発表した。

死亡した吉田正広さん

不明の渡辺保さん

小河内保人さん

練習続行に判断ミス

神戸大学運動部のボート部員が、ルール違反の練習を続けたのが原因で、今年の三月、淀川で起きた転覆事故の教訓を生かしきれなかった。

この日は明から天候が悪く、部員たちは練習を続けるかどうか、何度も話し合ったという。

ボート競技にはルールがあり、強風注意報が出ている日は、練習を中止することになっている。

しかし、部員は、「練習を続けるべきか、中止すべきか」という話し合いを、「練習を続けるかどうか」という話し合いにすり替えてしまった。

「練習を続けるかどうか」という話し合いになれば、練習を続けるという結論になるのは、目に見えている。

部員たちは、「練習を続けるべきか、中止すべきか」という話し合いを、「練習を続けるかどうか」という話し合いにすり替えてしまったのは、ルール違反の練習を続けるための口実にすぎない。

ボート競技にはルールがあるのは、安全に対する判断を、指導者や選手個人の判断にゆだねるのでは、安全に対する客観的な判断ができないからである。

ボート競技の指導者は、練習を続けるかどうかの判断を、選手に任せるのではなく、指導者自身が、安全に対する客観的な判断をすべきである。

平成元年3月8日
日本経済新聞

27、カヤック型のカヌーの場合、救命胴衣は無用か

Q カヤック型のカヌーが転覆したとき、水中でカヌーから下半身を抜いて脱出します。その際、ライフジャケットを着ていると浮力が働いて脱出しにくいので、ライフジャケットを身につけないほうがよいという意見がありますが、そうでしょうか。

ポイント

＊　ライフジャケットは着用すべきです。

A

1、カヤック型カヌーの場合も、ライフジャケットの着用とヘルメットの着用は必要です。カヌーが転覆した場合、カヤック型では水中でカヌーから下半身を抜いて脱出することになります。その際、ライフジャケットによる浮力で動きにくいということがあっても、それは僅かなことで脱出の動きを難しくする程のものではありません。

それより、川の流れの中ではライフジャケットの浮力により浮いていることのほうが生命にとってより大切です。

安全という面からはライフジャケットは必ず着用すべきです。

2、なお、ヘルメットの着用もすべきです。カヌー用の上部に水抜きの穴があいたヘルメットを着用します。

とりわけ渓流下りでは、転覆時に岩で頭を打つことがありますので必ず着用します。

28、グラスファイバー製カヌー使用の注意

Q グラスファイバー製カヌーを使用する場合の注意は何でしょうか。

ポイント

＊　必ず浮力体を装備すること。

A

1、グラスファイバー製のカヌーは比重が水よりも重いのです。転覆して水が入るとグラスファイバー製カヌーは沈むので、グラスファイバー製カヌーには浮力体を装備します。

グラスファイバー製カヌーを使用する場合は、必ず浮力体の装備を確認することです。

2、（事故事例）

昭和53年5月、大学生のA（19才）が川幅約350mの淀川左岸から右岸へグラスファイバー製カヤック型カヌーを漕ぎ出した。左岸から約80m進んで地点でカヌーが転覆し、Aは水中に投げ出された。Aはカヌーを起こし、転覆時の対処どおりカヌーにつかまって助けを待っていた。100m離れた位置でカヌーを漕いでいた同僚がAの転覆に気づいてカヌーでAに近づき、約3mの地点にまで至った。ところがAとカヌーは波にあらわれて水没し、見えなくなった。そしてAは溺死した。

カヌーが水没したのは、カヌーが水より比重の重いグラスファイバー製であるのに、浮力体を装備していなかったためであった。

3、グラスファイバー製カヌーは、浮力体を装備しておかないと転覆時に水没することを知っておくことです。

そしてこの事故では、グラスファイバー製カヌーに浮力体を装備しなかったことに加えて、Aがライフジャケットを着用しなかったというミスが重なって死亡事故につながったのです。

参考：大阪地方裁判所　昭和57年1月22日判決　判例時報1544号　415頁

29、身のまわりのものでする溺者の救助

Q 溺者を見つけた場合に、身のまわりにあるもので出来る安全な救助法として、どのような方法がありますか。

ポイント

＊ 土の上から救助するのを第一とします。

A

溺者を見つけた場合の救助法の第一段階は、救助者は水に入らず、土の上から救助をすることです。その場合、身近にあるものを利用する救助の方法として次のような方法があります。

① ビート板を投げる

たてにして投げる。水平にして投げると目標に届きにくい。

② 竹（棒）を差し出す。

救助者は水際に伏せて、竹を差し出す。これは溺者が竹をつかんだ時、引き込まれないようにするためです。立って差し出すと引き込まれます。竹を溺者の前、又は横から竹の先を水面より下にしてゆっくり近づける。溺者が竹をつかんだら、溺者に泳力があれば竹をつたって近づいてもらう。

③ ほうきを差し出す

ほうきの方を溺者に差し出す。ひっかりのある方を溺者に向ける。このほうがつかみ易い。

④ ポリタンク、プラボトルを投げる

こうしたものにつかまると、とりあえず浮いていることができる。

⑤ ロープを投げる

ロープのはしにダンゴを作っておく。
大きい輪、小さい輪、大きい輪、小さい輪とたばねる。
ロープの端を前足で踏む。
ロープをたばねたまま投げる。
ロープは溺者の頭より遠くへ投げる。
的がはずれたらロープを持って左右に移動し、溺者がロープをつかめるようにする。
溺者がロープをつかんだら、同じリズムでロープを引く。

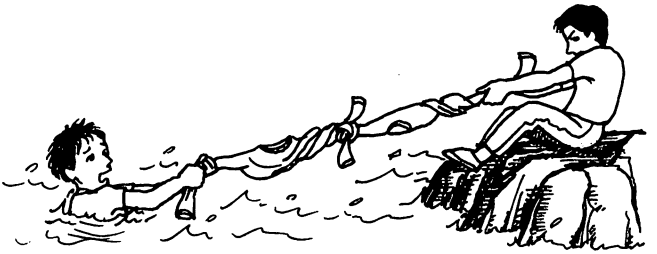

30、水に落ちた時の対応

Q 誤って池に落ちた場合、どのようにすることが大切ですか。

ポイント

＊　あわてず、無理なく浮いていること。

A

1、足を滑らせて池の中に落ちてしまった、あるいは海に落ちたという場合の対処は、あわてずに救助されるまでの時間無理なく浮いていることです。

2、息を吸い込み、体の力を抜いて次の図のようにしますと、無理なく長時間浮いていることができます。

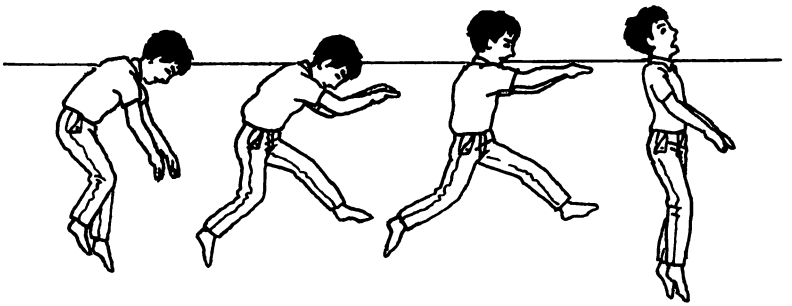

＜①～④をくり返す＞

①浮いている姿勢
体の力を抜いて、うつ伏せになり、息を止めて水面に浮く。

②呼吸の用意
ゆっくりと両腕を前に伸ばし、両脚を前後に開く。呼吸の用意をする。

③息を吐く
両腕で水を押え、顔を上げながら息を吐く。

④息を吸い込む
両腕で水を押し下げ、両脚で水をはさみ顔を水面に出して息を吸い込む。

3、靴や衣服がじゃまで泳ぎにくいときは、上の姿勢をとりながらゆっくりと脱いでいきます。

参考：「水上安全のてびき」日本赤十字社

「水に落ちたらどうするか」。いざというときのために、着衣泳体験でサバイバル・テクニックを心得ておきたい。

（スポーツライター　山田ゆかり）

水の遊び、より安全に

万一に備え　着衣泳体験

前へ進まず沈む

着衣泳を体験して思ったのは「服を着たまま海や川に放り出されたらまずおぼれる」。私はクロールと平泳ぎなら体力が勝く限り大丈夫と思っていたが、服を着ていてはほとんど泳げないということがわかった。

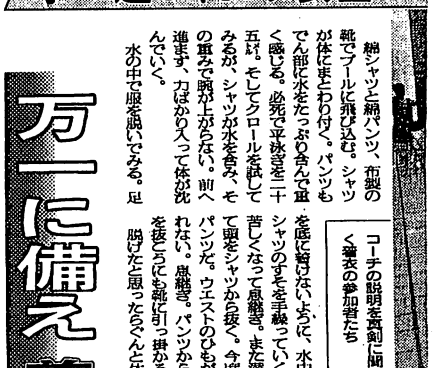

コーチの説明を真剣に聞く着衣の参加者たち

綿シャツと綿パンツ、布製の靴でプールに飛び込む。シャツが体にまとわり付く。パンツもでん部に水をたっぷり含んで重く感じる。必死で平泳ぎを二十五㍍。そしてクロールを試してみるが、シャツが水を含み、その重みで腕が上がらない。前へ進まず、力ばかり入って体が沈んでいく。

水の中で服を脱いでみる。足を底に着けないように、水中でシャツのすそを手繰っていく。苦しくなって息継ぎ。また潜って腕をシャツから抜く。今度はパンツだ。ウエストのひもが外れない。息継ぎ。パンツから足を抜こうにも靴に引っ掛かる。

脱げたと思ったらぐんと体が沈み込んだ。苦しくてアップアップの状態。ついにプールの底に足を着いてしまった。

もし足が着かなかったら……。

服には保温の効果

十五日、東京都新宿区のコスミックセンターで開かれた着衣泳教室でのことだ。同教室は毎年初夏に行われ、参加者は六十人余り。小学生子供から青年、中高年の男女が思い思いの服装でプールに飛び込む。水中で服を着て泳ぐというのはどういう状況なのかを経験する。

後ろ向き、横、前、転がって、などいろんな方法で水に落ちてみる。それからものにつかまることを知る。ランドセルを実際背負ってみる。あおむけになればかなり浮く。リュックもいい。ペットボトルを抱きかかえてみる。

釣りで落水したら、履いているゴム長靴が役立つ。一足の容積が二五㍑のものを逆さにし、中に空気をためると約三一四㌔の浮力ができるそうだ。両脇に抱えれば浮く。釣りや船に乗るとき救命胴衣着用は必須だ。

服を脱ぐか脱がないかという点については、脱ぎにくいが、着ていたほうが浮く。服の中に入っている空気分の浮力が加わるからだ。とくに冷水の場合は服を着ていた方がいい。体と服との間にたまった水が温まって体を保温するのだ。

学校への導入増加

こうした体験から「水に落ちても大丈夫」という自信をつけ、服を着たまま水に落ちたら、あわてないこと。余分な体力を使わないことを考え、泳ぐのならゆっくりと。これが一番。

今回指導にあたった都立科学技術大学の荒木昭好教授によれば、海外では、着衣泳は小学校の段階で積極的に授業に取り入れられている、という。

例えば運河の多いオランダでは、何メートル泳げるかというレベルではなく、服を着たままのくらい水に浮いていられるかが試される。子供たちはビニール袋一枚をいつも持ち歩き、海水したら袋をぐるぐるまいて襟の下に入れ、助けを待つ。

数年前から着衣泳を積極的に奨励し、各地で講習会を開いている荒木教授は「日本ではスポーツとしての水泳、距離だけの水泳に重点が置かれ、サバイバルの面からの指導は忘れがち」という。

それでも最近は少しずつその必要性が認められてきた。文部省は着衣泳の指導ビデオを作り「水泳指導の手引き」で着衣泳を紹介している。一部の小学校やスイミングスクールでは、年一回または定期的に着衣泳を行っているところも増えてきた。

服、体にからみ重く

あわてず力温存

手を上げて助けを呼ぶ訓練も行われる

平成6年5月26日
日本経済新聞

5 火・燃料

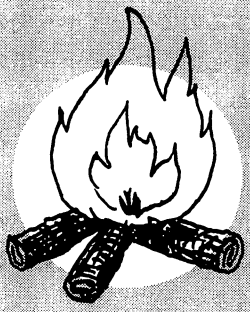

31、キャンプファイヤーを行う時の火の注意

Q キャンプファイヤーを行う際の注意事項は何ですか。

ポイント

＊ 強風の時は行わない。必ず水を用意する。

A

1、安全な場所

① キャンプファイヤーを行うには、起伏の少ない平らな場所をファイヤー場に選ぶ。

② 周囲の木立に火が燃え移る心配のない場所を選ぶ。

③ そしてキャンプサイトからキャンプファイヤー場までの道も、夜間において安全であるところを選ぶ。

2、水の用意

火を扱うので、消火用の水を必ず用意する。

3、風の配慮

強風の時はキャンプファイヤーを中止する。

火の粉が舞い、木立に延焼し、火災になる危険がある上、火の粉が飛んで参加スカウトが火傷をするおそれもある。

4、ファイヤー場の整地と整頓

① ファイヤー場の地面に凹凸があると、スタンツやゲームの際、転倒したりするのでファイヤー場の大きな石は取り除き、地面を平らにする。

② そして、ファイヤー用の薪もスカウトがつまづくことのないよう整理しておく。

③ 燃え易いもの（落葉など）がないように整頓する。

5、安全柵

キャンプファイヤー中のスタンツやゲーム中、スカウトが火に近づき過ぎ、火傷を負ったりすることのないよう、火の回りに薪で囲いをつくっておく。

6、点火の際の注意

① トーチ棒で点火する場合

トーチ棒の先に針金を巻いて布を止める際、布がズリ落ちることのないよう、しっかりと固定する。

② 空中に火矢（火玉）を飛ばす際は、火矢（火玉）が通る下にスカウトを座らせないようにする。万一、火矢が落下した場合のことを考えておく。

7、点火の後始末

点火の方法として、針金を空中に張って火矢を飛ばせたり、地面にはわせて発火装置を作ったりした場合、点火が終わると直ちにこうした針金を撤去して片付ける。

暗いので針金にひっかけて転倒したりすることがあります。

8、ファイヤーキーパー

火を扱う者は、火傷を防ぐため必ず手袋をする。

燃えている薪をひいて炎の調整をする際、手で行わず、2m位の棒を使って行うようにする。

9、液体燃料使用の注意

火のもえ方が悪かったり、そうでなくても火の勢いを強くしたいために灯油やガソリンを注ぐことがある。その場合、直接容器から灯油やガソリンを火に注ぐことは絶対してはいけない。火が走り、火傷を負う危険がある。

必ず、布に石油、ガソリンをしませ、しませた布を火に入れるようにします。

10、懐中電灯の用意

途中でトイレに行くスカウトがいる場合も考え、懐中電灯を用意しておきます。

11、消火

キャンプファイヤー終了後、消火する。その際、再び燃えることのないよう完全に消火します。

32、火煙上昇届

Q キャンプファイヤーの火を焚く時には、消防署へ届出をする必要があるのでしょうか。その場合どのような届出をするのでしょうか。

ポイント

＊ 消防署に火煙上昇届をしなければなりません。

A

1、各市町村は消防法に基づいて火災予防条例により、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為」をしようとする者は消防署に届け出るよう定めてます。

キャンプファイヤーの火は、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為にあたりますので、消防署への届出が必要です。この届を火煙上昇届といっています。

2、火煙上昇届は近隣の人が火災と間違えて通報し、消防署が火災と間違って出動することがないように、火災とまぎらわしい行為をする者が事前に届出をすることとなっています。

また、消防署において危険が発生しないように予防を講じることもあるようです。

3、なお、花火（がん具用を除く）の打ち上げ、花火の仕掛けを花火の打ち上げ業者に依頼して行う場合も火煙上昇届が必要です。市販の花火で遊ぶ場合はその必要はありません。

4、火煙上昇届の様式は次の頁のとおりです。

様式第　号

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の　届出書

年　月　日

○　○　市　消防署長　　殿

届出者

住　所

（電話　　番）

氏　名　　㊞

発生予定日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分から
発生場所（目標）	
燃焼物品及び数量	
目的	
その他必要な事項	

※　受　付　欄	※　経　過　欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3　その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。

4　※印の欄は、記入しないこと。

33、かまどの火の注意

Q かまどの火をたくときの注意をまとめて下さい。

ポイント

＊ 水の用意と引火し易いものの除去

A

リーダーは、子供は日常生活の中で火を扱うことが少ないことを認識して注意をすることが必要です。

かまどの火の扱いには次の点を注意します。

① 周囲に引火しないように手近に水を用意する。

② 頭上の木等引火し易いものがないことを確かめる。

③ 火の周囲直径3mの範囲を掃除し、もえ易いものがないようにする。特に枯草に注意する。

④ 軍手又は作業用の革手袋を着ける。

⑤ 風向きに注意し、風向きの変化で火にあおられて火傷をしないようにする。

⑥ 火の当番を決め、火の当番は火から離れない。

⑦ 火の周囲でふざけない。

⑧ 火の点火後、もえにくいからといってガソリン等を注ぐことは絶対にしない。

⑨ 出かける時、寝る時は火を消す。

⑩ 残り火から再燃することのないよう完全消火する。

参考：野間口英敏「キャンプ指導の安全と健康管理」101頁御茶の水書房1987
「ボーイスカウトポケットブック」ボーイスカウト大阪連盟

★　最後に、使った火のあと始末には十分気をつけよう

●　水を使った火の消し方

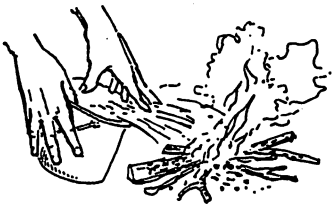

指ではじくようにして水をまく

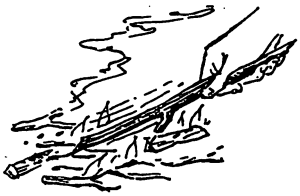

棒で、まきなどの火だねをちらす

もう一度水をまき、火だねに手を置けるくらいまで十分に冷やす

●　水を使わない火の消し方

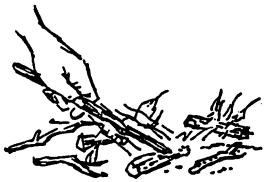

棒でまきなどの火だねをちらす

丸太や小枝の残り火を
きれいにこすりおとす

土をかぶせる

火が完全に消えたかどうか確認する

（資料提供：アメリカ連盟）

34、山火事を出さない注意

Q 山火事は、どういうことから発生することが多いのでしょうか。山火事を出さないように野外活動中注意すべきことは何でしょうか。

ポイント

＊ 火遊びに要注意です

A

1、（山火事の発生時期）

山火事は冬夏、特に1、2月に最も多く、次いで春先にかけて多く発生します。山間部の空気が風で乾燥し、枯葉や落葉の集積した状態でおこり易く、拡大し易いのです。

特にフェーン現象下では異常な乾燥がおこります。

2、（山火事の原因）

山火事の原因として多いのは次の順序です。

① たき火の不始末による再燃

② たばこの吸殻の不始末

③ 火遊びと花火

3、（発生の可能性）

スカウト活動では上記の内の①③につき、注意を要します。残念なことですが、スカウト活動中における火遊びの火災事故が報告されていますので要注意です。

また、春のキャンプでキャンプサイト開拓作業として、草を苅り、苅り集めた草を焼却していたところ、火が枯葉に燃え拡ったという例もあります。このような場合に備えて、必ずバケツに水を用意するという原則を忘れないことです。

参考：「消防白書」消防庁

35、山火事にまきこまれた時の対応

Q キャンプ中、あるいはハイキング中、山火事に巻き込まれた場合、どのように避難するのがよいのでしょうか。
「ほら穴に避難せよ」と書いている本を見かけましたが正しいのでしょうか。

ポイント

＊ 火煙が自分の位置からどの方向に流れているかを見定めて、安全な方向に避難する。

A

1、山火事の燃え拡がり方は非常に複雑で、消火にあたる消防隊員でも遭難することがある位です。山火事に巻き込まれてしまったときの逃げ方というのは、難しいのです。

2、原則は自分の位置からどの方向に火煙が流れているかを見定めて、延焼方向と直角の方向に避難するのが安全と教えられます。しかし、その方向が急斜面、下草が茂っている場合は、かえって危険な場合があります。最もすばやく避難できる方向を冷静に見定めることです。

3、また山火事は山裾から火が吹き上げ、山の上へ向って燃え拡がることが多いので、山の陵線へ向って逃げるのは火や煙に巻き込まれ、危険といわれています。

しかし、風向きによっては陵線へ一旦逃げて、陵線から火煙の方向を確かめて安全な方向へ下ることも考えてよいのです。

4、ほら穴へ避難するのは、炎につつまれ、緊急やむを得ない場合です。ほら穴が浅ければ役に立たないことになります。また、煙の流入や火炎が酸素を吸収してしまい、空気中の酸素が欠乏する危険があります。要はほら穴の形状と内部の規模の問題です。ほら穴に逃げるのは安全な場所というよりあくまでも炎煙につつまれた場合の緊急避難と考えるべきです。

36、花火の注意

Q キャンプのプログラムに花火をとり入れることがありますが、その場合、心がけておくべきことは何でしょうか。

ポイント

＊ 規格マーク、合格マークのついた花火を選ぶ。

A

1、がん具花火が海、山で使用されることが増えいてます。そこで花火を安全に使用するための知識を整理します。

2、がん具花火は火薬類取締法の中で「がん具煙火」と規定され、その構造や使用する際の現象に合わせて火薬類の量を危険のない程度に制限し、特定のものは寸法も規定されています。

そして社団法人日本煙火協会では、火薬類取締法等の法規の基準に合格している花火に「規格マーク」を、更に実際に使用する際の構造、現象等に危険性がないかどうかを確認する検査を設け、合格している花火に「合格マーク」をつけています。

キャンプのプログラムの中で花火を使用する場合、「規格マーク」「合格マーク」のある花火を選択するのが安全です。

3、「規格マーク」「合格マーク」のある花火を使用するときでも、それは正しく使用した場合に安全ということであって、遊び方を間違えると事故に結びつくことがあります。

花火をするときは次の注意が必要です。

① 小さい子供が遊ぶ時は必ず大人が付き添う。
② 必ず水を用意する。
③ 風の強い時は花火をやめる。
④ 花火の遊び方を読んで使用法を守る。
⑤ 点火は正しい位置に正しい方法で行う。
⑥ 花火を人に向けたり、燃え易いもののある所では遊ばない。
⑦ たくさんの花火に一度に火をつけない。

⑧　花火をほぐさない。

⑨　打ち上げ、吹出しなどの筒物の花火の場合、火がつかなかったり、火が途中で消えても、筒をのぞくことはしない。

⑩　遊んだあとは火が消えていることを確認して後始末をする。

規格マーク、合格マーク、併用マーク

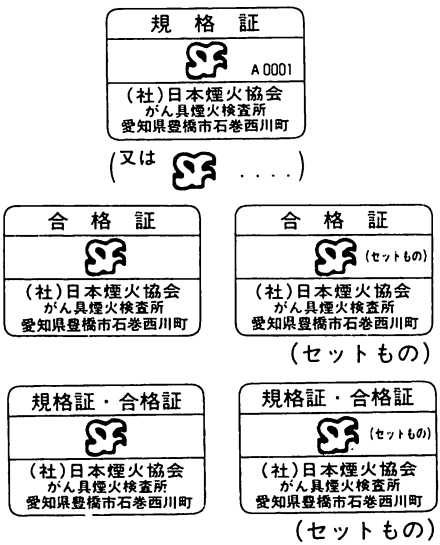

規格マーク：法定基準及び安全基準に適合していることを表示

合格マーク：本検査を受けて合格していることを表示

併用マーク：本検査を受けて合格し規格マークと合格マークを同時に表示（例外の場合のみ）

おもちゃ花火には、規格マークと合格マークまたは併用マークが表示されます。

4、なお、自然の中では、花火の光や音は動物を驚かすものです。自然の中では、本来は夜は静けさを味わうプログラムを立てるのが原則であることを認識してください。

参考：「かしこい消費生活へのしおり」通商産業省編、大蔵省印刷局発行（平成6年）

（財）日本自然保護協会「自然観察ハンドブック」395頁　思索社

37、プロパンガスの取扱

Q 第11回日本ジャンボリーをはじめ、キャンプにおいてプロパンガスを使用することがあります。プロパンガスを使用するときの注意事項は何ですか。

ポイント

＊ 器具の操作ミス、点検ミスをなくす。

A

1、プロパンガスの特徴、性質

① 空気より重い

漏れると低い場所や物陰に溜るおそれがあります。

② ニオイを付けてある。

本来は無色無臭ですが、ガス漏れを検知できるように「玉ネギの腐ったようなニオイ」を付けてあります。

③ 一酸化炭素は含まれていない。

プロパンガスを吸っても死ぬような事はありません。

但し、不完全燃焼を起こすと有毒ガスを発生することがあります。

④ 安全な燃料

プロパンガス自体は現在の安全保安基準及び器機の製造基準のもとでは使用上、危険が伴う燃料ではない。

2、安全な利用方法と注意事項

① ガスボンベと火気使用場所（ガスコンロの位置）とは2m以上離すこと（法令による）。

② ガスボンベへの直射日光を避けるため「必ず日陰を設ける」こと（法令による）。

③ ガスボンベには「必ず転倒防止の措置を講じる」こと（法令による）。

④ 火気使用中は火気使用場所から離れてはいけない。

⑤ 太陽光線の元ではガスの炎は見えにくく、ガスの燃焼音も屋外では聞こえないので、火がついていないと思ってヤケドをすることがあるので注意

する。

⑥　屋外での使用では、コンロに不燃物で風よけカバーを準備し、立ち消えを防止する方策を講じる。

⑦　ガスボンベからコンロまで（約２ｍのゴムホースの区間）の間は、人が通行しないよう方策を講じる。

⑧　消火用の水か消火器を用意する。

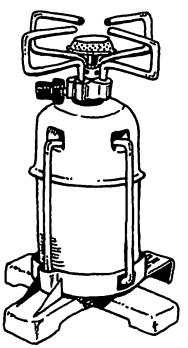

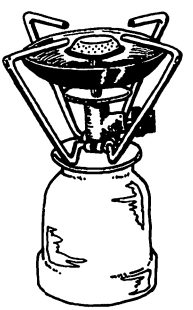

38、プロパンガスの二俣金具は使ってはいけないのか

Q プロパンガスを使う場合、一本のガスボンベで2つの器具を使用するための二俣金具がありますが、これを使用してはいけないのでしょうか。

ポイント

＊ 使用してはいけません。

A

1、プロパンガスの二俣金具の使用は法令で禁止されています。それは二俣金具を使用して一本のボンベで2つのコンロ（ガス器具）を使用すると、プロパンガスの圧力が低下するおそれがあるからです。

プロパンガスの圧力が低下するとコンロ（ガス器具）の火が立ち消え、ガス漏れをおこし、危険なためです。

2、ですから、プロパンガス1本につき、コンロ（ガス器具）1台の使用となります。なお、コンロ自体が二個のバーナーを持ち、同時に使用できる構造になっているものは1台のコンロと考えます。

3、第11回日本ジャンボリー（1994年）においても、プロパンガスの二俣金具の使用は禁止とされていました。

参考：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、施行規則第38条

第11回日本ジャンボリー基本実施要領

39、プロパンガスが漏れ、火がついた場合の対処

Q プロパンガスが容器から漏れた場合、どのように対処すればいいのですか。また、漏れたガスに火がついた場合、どのように対処すればいいのですか。

ポイント

＊ 容器弁を閉める。

A

プロパンガスが漏れている場所、状況ごとに対処を説明します。

1、プロパンガスが漏れている時の処置

① 容器弁ならびに配管の元コックを閉める。

② 附近の火気を消す。

③ 通風をよくする。

2、容器弁から漏れている時の処置

① 附近の火を消す。

② 通風をよくする。

③ 容器を安全な場所に運び、監視人をつけ、直ちに販売店等に連絡する。

3、バルブ、コック等から漏れ、着火した場合の処置

① 容器弁、配管の元コックを閉める。

② 附近の燃え易いものを除く。

③ 直ちに消火を行う。

4、プロパンガス容器が火災に包まれた時の処置

① 容器が火災等により加熱された時は、容器に多量の水をかける。

② 容器からガスが漏れて火がついている時は、火を消さないで容器に多量の水をかける。

漏れをすぐ止められない場合は、爆発の危険があるので、燃焼しているプロパンガスを消火しないほうがよい。

5、附近が火災の時の処置

① 容器弁を閉める。

② 容器を安全な場所に移動する。

参考：（財）日本化学会「化学防災指針第2巻」丸善（株）（昭59年）

40、白ガソリン等を電車に持ち込んでよいのか

Q シニアースカウト活動を中心に携帯用コンロを使用します。この場合、燃料の白ガソリン等をリュックに入れて電車に持ち込んでいる例がありますが、これはよいのですか。
持ち込むについて容量や容器のきまりはあるのでしょうか。

ポイント

＊ 公共交通機関の車両に白ガソリン、ＬＰガス等の液体燃料を持ち込むのは禁止されています。

A

1、電車やバスなどの公共交通機関の車両に白ガソリン、ＬＰガス等を持ち込み、乗車するのは厳禁です。これらは危険物として持ち込み禁止となってます。たとえ少量で如何なる容器入りでも法令により許されていません。

2、第3回シニアースカウト大会（高校生対象、1992年）におきましても、液体燃料を公共交通機関に持ち込むことを禁じ、大会会場内で液体燃料を販売する処置をとりました。

3、どうしても運びたい場合は、自動車で携帯タンク（予備燃料タンク）に入れて運ぶ他ありません。

また、18ℓの携帯用ポリ容器は灯油用の認定マークの付いたものを買ってください。認定マークの付いていないものは、ガソリンや灯油を入れると溶けたり、車で輸送すると静電気を帯びて丸くふくれ上ったり、衝撃に対しても弱かったりして大事故になりかねません。

必ず認定のある容器を使って下さい。

認定マーク

41、コンロによる事故の事例

Q 野外活動で使用しています携帯用コンロについて、どのような事故が発生しているのか教えて下さい。

ポイント

＊ カセットコンロについての爆発事故があります。

A

1、ＬＰＧカートリッジ式ボンベを使うコンロ（カセットコンロ）

ＬＰＧ（プロパンガス）カートリッジ式ボンベを使う簡便なコンロが多く市販されています。野外活動においても使用する例がふえています。

2、そのＬＰＧカートリッジ式コンロ（カセットコンロ）が爆発した事例として、次のものがあります。

① 風を防ぐため、コンロの周囲をブロックで覆って使用していたところ、ボンベが加熱されて爆発した。

これはコンロの周囲を覆ったため、熱がこもり、ボンベが加熱され、爆発事故につながったのです。

② 模擬店で鉄板を使って焼そばを作るのに、火力を強くするため、鉄板の下にカートリッジ式コンロを３台並べて使っていたところ、コンロのボンベが爆発した。

これはカートリッジ式コンロを数台並べて鉄板を加熱したため、鉄板の熱とコンロの熱によりボンベが加熱され爆発したのです。

③ バーベキューをするために、カセットコンロの上に金網を置き、炭を乗せて炭に火をうつしていたところ、炭火によりコンロのボンベが加熱され爆発した。

これはコンロの上のいこった炭火の熱でボンベが加熱されて爆発したのです。

3、これらのカセットコンロ爆発事故は、コンロのガスボンベが加熱により膨張し、コンロから外れ、引火爆発したと見られています。カセットコンロの場合、覆ってしまうことによるボンベの加熱、他の熱源によるボンベの加熱がないように配慮して使用することが大切です。

バーベキューで爆発

調理師ら7人けが

守口の淀川公園

治療を受ける高橋康志さん

二十八日午前十一時二十分ごろ、大阪府守口市八雲北町の淀川河川公園で、大阪市阿倍野区松崎町、辻調理師専門学校の教員らがバーベキューパーティーをしていたところ、携帯式ガスコンロが爆発、和歌山市土入、同校教員大引伸昭さん（三五）と大阪市中央区西心斎橋二、調理師前迫久雄さん（三二）の二人が顔や手にやけどをして重傷、五人が軽傷を負った。

ボーイスカウト応急処置

守口署の調べによると、パーティーには同校教員五人や友人の病院女性職員らが計十三人が参加。三方をプリキ板で囲ったガスコンロの上に金網を敷き、炭火をおこそうとしていた。不完全燃焼となり、コンロの火が消え、充満したガスに炭火が引火したか、コンロにセットされているガスボンベが炭火で過熱して爆発したらしい。

爆発直後、数人がその場に倒れ、上半身裸だった大引さんら二人は川に飛び込んで体を冷やした。近くの河原で救急法を訓練していた日本ボーイスカウト連盟大阪百五十四団、百六十一団の計四十人が爆発音を聞いて駆けつけ、患部を三角巾で縛ったり氷で冷やしたりして応急処置、携帯電話で救急車の手配をした。

前迫さんは「ボーンという音とともに目の前がまっ白になり、全身がしびれた」と話していた。

ボーイスカウトの大阪市立聖（すみれ）中二年、山品史織君（一四）は「何人もがうつぶせに倒れ、けいれんしていた。大人のリーダーの指示に従い、夢中で手当てをした」と話していた。

現場は京阪本線守口市駅の北約三キロの淀川左岸。休日は家族連れらでにぎわうが、火気の使用は禁じられている。

平成3年7月29日 読売新聞

42、コンロの使用済ボンベ、スプレー空缶、廃棄の注意

Q 携帯用コンロの使用済ボンベ、殺虫剤のスプレーの空缶等を捨てる時、缶に穴をあけて残ガスを抜くことは当然ですが、このようなボンベ、スプレー缶での事故の事例があれば、教えて下さい。

ポイント

＊ ボンベ、スプレー缶は必ず穴をあけてガスを抜いて捨てます。

A

1、(事故の事例)

① スカウトキャンプ中、ゴミ焼却をしていたところ、殺虫剤のスプレー缶がゴミに混入していて、それが爆発し、スカウトが火傷を負った事故が発生しています。

② また、琵琶湖浜で浜辺に放置された空缶、ゴミを集めて深さ1.3mの穴でゴミ焼却が行われていたところ、9才の子供が興味本位に火に近づいた、その時、ゴミ焼却の火の中で有機溶剤の入っていた缶が突然爆発し、9才の子供が顔面に火傷を負ったという事故が発生しています。

③ 奈良県丹生川(にうがわ)でキャンプ中、ゴミを燃やしてたき火をしていたところ、携帯用コンロの使用済ボンベがゴミに混入していて爆発し、額や手に火傷を負ったという事故もあります。

2、コンロの使用済ボンベ、殺虫剤等のスプレー缶は捨てる時、必ず缶に穴をあけて残ガスを抜くことが必要です。そのことをスカウトに指導し、徹底すべきです。

また、ゴミ焼却のたき火には、必要のない限り近づかないよう指導することも事故予防のためには大切です。

参考：判例タイムズ481号104頁
朝日新聞　平成6年8月15日朝刊

43、簡易ライターはタバコの着火以外に使ってはいけないのか

Q 簡易ライターには「タバコの着火以外に使用しないで下さい」あるいは「タバコの着火専用」と書いてありますが、その理由は何ですか。
また、対人賠償責任保険付と記載されたものがありますが、どういうことなのでしょうか。

ポイント

＊ 本体は炎が逆にかかると危険なのです。
簡易ライターが原因で事故が発生した場合、保険により賠償されます。

A

1、簡易ライターは俗に百円ライターと呼ばれていて本体が硬質のプラスチックで造られています。タバコの着火用に作られたものです。タバコの着火にはよいのですが、本体に炎が逆にかかると本体が熔けて爆発の恐れがあります。

プラスチックの内の液はプロパンガスを圧入していた液化石油ですから、ライター自体が高圧ガスボンベということになっています。ですから、プラスチックが溶けると危険なのです。焚火に投入、又はごみに混っていて爆発火傷したという例があります。

2、簡易ライターのラベルに対人賠償責任保険付と記載されたものがあります。これは商品を正常に使用していて異常が発生しそれが原因で消費者がケガなどの人身事故を受けた場合に、その損害の賠償を確保するため保険が付されているというものです。賠償額は被害者一人につき3，０００万円を最高限度としています。　さらに、死亡あるいは後遺障害という重大な傷害事故については、事故の発生がもっぱら消費者の責めによることが明らかな場合を除いて、賠償に先だって、被害者又はその遺族に対し一時金として６０万円を支払うことになっています。

損害賠償の請求は簡易ライターの製造業者に対して行います。

事故があった場合の問合せ先は、製品安全協会です。大阪の場合電話番号は06－941－6422です。

3、ＳＧマーク（Safety Goods＝安全な製品の略）

なお、対人賠償責任保険付の簡易ライターのラベルにはＳＧマークが付されています。このＳＧマークは通商産業大臣の認可を受け、設立された、製品安全協会が作成した製品安全基準に合格していることを表示するものです。ＳＧマーク対象商品でＳＧマークがついていれば安全な製品ということです。ＳＧマークの申請をするか否かは事業者の任意ですので、ＳＧマークのない製品だから安全基準に合格していないとまではいえません。

SGマーク
対人賠償責任保険付
購入日より　　年間
製品安全協会

4、野外活動に関するＳＧマーク対象商品は次のものです。
ＳＧマーク付の製品は全て対人賠償責任保険付です。

登山用ロープ
登山用ヘルメット
カラビナ
登山用ベルト
アイスピッケル
アイスハンマー
シュタイクアイゼン

キャンプ用テント
折り畳み式サマーベッド

自転車
自転車用ヘルメット
自転車用空気ポンプ

スキー用締め具
スキー
スキー靴
ローラースケート
スケートボード

水中マスク
水中フィン

参考：消費者生活用製品安全法
通商産業省「かしこい消費生活へのしおり」41頁

44、着衣に火がついたときの対応

Q 火が着衣に燃え移った場合、どうしたらよいのでしょうか。

ポイント

＊　自分の服に火が付いた場合は地面に転がる。
他人の服が燃えている場合は、大声で転べというほか、水、布などをかぶせる。

A

1、地面に転がって、燃えている面を下に火を押さえることにつとめます。
2、水をかけても消えにくい時は服に油などが付いている場合もあるので、布などをかぶせる窒息消火が効果があります。
　燃え方が大きいときはシート等の一片の端を持ち上げて、転がっている人の頭部から近づき、相手の頭部から足許に向ってかぶせます。これは相手の顔、頭部を火傷から守る他、消火する自分が火傷しないためです。
3、服や手袋、靴下、肌着の素材が化繊である場合は、火炎で熔けた繊維が肌に熔け込んでいる場合があるので、このときは冷したまま、着衣は脱がさないで医師に引きつぎます。

6 刃物・ロープ

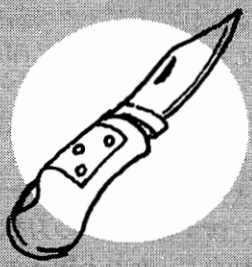

51、ロープの強さ

Q スカウトがロープに吊り下がる、あるいはロープで人を引き上げるというプログラムを行う場合、ロープの強さが気になります。ロープの強さはどのようになっているのでしょうか。
ロープの強さとその安全性について、どう考えればいいのでしょうか。

ポイント

＊ ロープはロープの強さの１／１０の荷重で使います。

A

１、ロープはその種類により強さが異なります。

① ロープの強さは下の表のとおりです。

② ロープの安全使用のためには、荷重は強さの１／２～１／６程度、急激な力が加わるときは１／１３程度といわれています。

③ 急激な力を加えて使用するのでなければ、荷重をロープの強さの１／10程度として使用するのが安全です。

繊維ロープの引張りの強さと安全荷重　　［　］内が安全荷重、単位 kg

太さ(mm)	4	10	14	20	30	40
マニラ麻（三つ打）	130 [13]	720 [72]	1300 [130]	2600 [260]	5540 [554]	9730 [973]
綿（白打）	－	530 [53]	－	2080 [208]	－	－
ナイロン（三つ打）	330 [33]	1850 [185]	3730 [373]	7230 [723]	15400 [1540]	26300 [2630]
ビニロン（クレモナ１号）	150 [15]	950 [95]	1830 [183]	3550 [355]	7540 [754]	12950 [1295]
ポリエチレン（三つ打）	180 [18]	990 [99]	－	3680 [368]	7830 [783]	13400 [1340]

参考；「大百科事典」平凡社

52、練習用ロープは命綱としては使えないのか

Q ボーイスカウト日本連盟需品部販売のロープには「命綱としての使用は避けてください」との注意書がありますが、どうしてなのですか。

ポイント

＊ 命綱として使うには強さが足りません。

A

1、ボーイスカウト日本連盟需品部販売のロープは次の２種類です。

ボーイスカウト用　長さ６ｍ　太さ８㎜　綿100％　金剛打

ボーイスカウト用　長さ４ｍ　太さ７㎜　綿100％　金剛打

いずれも「スカウトが通常行う結索法の練習用です。命綱としての使用は避けて下さい」との注意書があります。

2、命綱としての使用というのは、例えば空中に張ったロープブリッジの上を渡るといった時、万一の落下に備えての使用です。

この場合、落下によりロープに急激な荷重がかかります。ロープの安全使用上、急激な荷重がかかるときはロープの張りの強さの１／13での使用するといわれてます。

3、ところで、金剛打の綿ロープは撚りをかけたロープでないこと、撚りをかけた綿ロープ太さ10㎜のものでも、張りの強さは530kg、命綱としては40kgの体重までが安全使用です。太さ８㎜、７㎜の綿ロープは、命綱としての安全荷重に足りないということになります。

ボーイスカウト（中学生）１人の体重を考えると、命綱としては弱いということになります。そのため、日本連盟需品部販売のロープに「命綱としての使用は避けて下さい」と注意書をしているのです。

4、なお、結索法の練習用ロープといっても、例えば溺れている人を助ける場合のロープとしては十分にその強さをもっていますので、活用できます。

53、使い古したロープの強さ

Q 使い古しているロープについて外見からするロープの強さの判別法があれば教えて下さい。

ポイント

＊ ストランドの谷が摩耗したナイロンロープで、新品の40～50％の強度です。

A

1、外見上の強度判別法

三つ撚りナイロンロープの場合

① ストランドがはっきり判別できる程度であれば新品の約80％の引張力がある。

② ストランドの谷がわからなくなる位摩耗したものでも新品の約40～50％の引張力がある。

2、その他の材質の使い古したロープの強度につき記述した文献は見当たりません。

結局、

① ロープの表面が摩耗、毛ばだちの程度

② 泥土、油脂、薬品等の付着の程度

③ キンク（くの字に急角度に屈曲した部分）の有無

④ 撚りが戻っているかどうか

⑤ 腐食があるかどうか

⑥ ストランドが切れているかどうか

といったことで総合的に判別することとなります。

ロープ／繊維ロープの構成

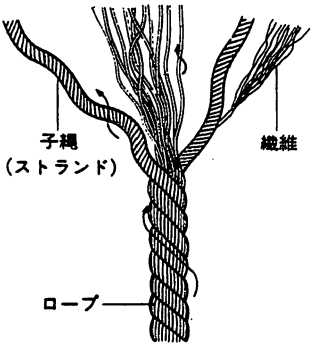

参考：消防大学校「救助法、活動の基本と実技」116頁ぎょうせい

54、ロープの安全な取扱

Q ロープの取扱についての安全面からの注意事項を整理して下さい。

ポイント

＊ 使用前にロープに異常がないか点検する。

A

1、使用前にロープに異常がないか点検する。

ロープに摩損や破損箇所がないか必ず点検します。

2、ロープを踏みつけたり地面の上を引きずらない。

ロープを踏みつけたり地面の上で引きずると微細な泥土、石等の異物がロープの撚りの内に入り、ロープを摩滅させロープの命数を縮めます。またロープを張った時に異物が刃物の役割をしてロープの内部が少しずつ切れるということがあります。

3、ロープは角部に直接当てて使用しない。

角部に直接ロープを当てて使用すると摩擦でロープがいたみ、切断の危険が生じます。

やむを得ずロープを角部に使用する場合は厚い布、ないときは雑誌などを角部にあててロープを保護します。

4、ロープを張る時、過度に緊張しない。

5、長時間ロープを張った状態にしておかない。

6、長時間日光にさらさない。

7、安全荷重の範囲内で使用する。

安全荷重についてはQ51を参照して下さい。

参考：消防大学校「救助法、活動の基本と実技」116頁　ぎょうせい

55、ロープをつないだ時のロープの強さ

Q ロープをつないで使用することがあります。ロープをつないで使用するとロープの強度は強くなるのですか、弱くなるのですか。
また、ロープのつなぎ方により違いがあるのですか。

ポイント

＊ ロープはつなぐと弱くなります

A

1、ロープの結び目は一見強そうに見えるものです。

ところが、いかなるロープの結び目もロープを相当に弱くしています。結び方により次の割合でロープを弱くしているといわれています。

ねじ結び	25%
もやい結び	40%
一重つぎ	50%
本結び（こま結び）	55%

2、ロープをつないで使用することは、ロープの強度を弱くしていることを知っておいて下さい。

ねじ結び

一重つぎ

本結び

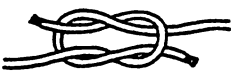

もやい結び

参考：John Thurman「縛材訓練の基本」ボーイスカウト大阪連盟

7 食品衛生

56、野外での調理における衛生

Q 野外での調理について、衛生面で配慮すべきことは何でしょうか。

ポイント

＊ 切って、加熱して、すぐ食べる。

A

野外で調理する場合、その調理場を清潔な状態を保つことが難しく、衛生面において劣悪であることを認識して下さい。

そして次の配慮をすべきです。

① 献立は加熱食品を主体とし、できるだけ調理工程の少ないものにする。
切って、加熱して、すぐ食べられるものにする。

② 食肉、牛肉、魚などは腐りやすいので、必ず10度以下の温度で保存し、できるだけ早く使う。

③ 指、手に傷のある者には調理をさせない。

④ 調理をする者は必ず手を洗い消毒する（石けんを使い、流水で30秒以上洗う）。

⑤ 調理器具は木製でなく、プラスチック製、金属製（ステンレス製が一番よい）を使うのがよい。

⑥ おにぎりを作って持ち歩くのはやめたほうよい。
素人が作るおにぎりは、食中毒の発生が多い。

⑦ 日光消毒を利用する。これ程安くて強力な殺菌法はない。

57、キャンプで食中毒をおこさない献立別対策

Q キャンプで食中毒をおこさないためにはどのような注意が必要ですか。
献立との関係で説明して下さい。

ポイント

＊ 加熱すること

A

1、食品の衛生管理が不十分な場合、食中毒を起こし易くなります。
献立別に食中毒の原因と予防対策をまとめると次のようになります。

献　　立	原因物質	予防対策
（カレーライス） 豚肉 生卵 ジャガイモ	 サルモネラ トキソプラズマ サルモネラ ソラニン	 容器を介しての2次汚染防止のため、容器を加熱消毒 割卵後の保存禁止 青皮、発芽体の除去
（石狩ナベ） 冷凍サケ カマボコ	 腸炎ビブリオ サルモネラ ブドウ球菌	 水洗、解凍直後に調理 生食禁止、特にネト発生に注意
ハンバーグ	サルモネラ	油焼、弱火で十分に加熱 試刺をする
（ポークステーキ） 豚肉 キャベツ	 サルモネラ トキソプラズマ 寄生虫	 油焼、弱火で十分に加熱 試刺をする 強火でボイルかいためるかする
焼魚	腸炎ビブリオ	水洗し、弱火で焼く

献　　立	原因物質	予防対策
（鶏のホイル焼） 鶏モモ肉	サルモネラ	水洗し、弱火で長時間焼く 試刺をする
缶詰	ウェルシェ	開缶後早期摂取
ハム	サルモネラ	加熱する
豆腐	ブドウ球菌 ウェルシェ	冷食は禁止
牛乳	ブドウ球菌	冷却保存、味覚検査、急飲禁止

58、野草料理の注意

Q 野草料理をプログラムにとり入れることがあります。この場合、注意すべきことは何でしょう。

ポイント

＊ 調理前に毒がある野草か調べること。

A

1、野草料理の場合、毒草に注意をし、スカウトが誤食しないように調理する以前に毒のある野草か否かを確認することです。

リーダーは、誤食すると死に至ることのある毒草、トリカブト、ドクウツギ、ドクゼリを是非覚えておいて下さい。

トリカブト

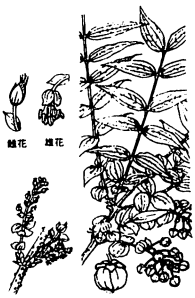

ドクウツギ

ドクゼリ

2、キノコについては、専門的知識を有した人がいる場合を除いて、野生のキノコは食しないようにすべきです。

実際、野生のキノコを調理し、食して死亡している事例があります。

キノコは日本で約1500種あり、そのうち20～30種が毒キノコです。

昔から「強烈な色は毒キノコ、横に裂けるキノコは毒キノコ」といわれていますが、これは一部はあてはまりますが一部は間違っています。まつたけに似たキノコや地味な色のキノコでも強い毒性のあるものがあります。従ってこの基準で毒キノコを判断するのは危険です。

59、間違った毒きのこ鑑別法

Q 食べられるきのこと毒きのこの鑑別について「タテによく裂けるきのこは食べられる」「きれいな色は毒きのこ」等いろいろな鑑別法がいわれてます。一般にいわれています鑑別法は正しいのでしょうか。

ポイント

＊ 間違った毒きのこ鑑別法です

A

1、食べられるきのこと毒きのこの鑑別法として、いろいろな基準が言われています。しかしそれはいずれも俗説です。きのこの研究者はそんな鑑別法はないといっています。

2、誤った毒きのこ鑑別法は命とりになりかねません。右頁のような毒きのこ鑑別法は間違っていることを認識して下さい。

3、きのこを食べてムカムカしたら食中毒と考えて次のように対応します。

① 直ちに指先を口の中に入れて食べたものを吐き出す。全部吐くように何回もくりかえす。

② 医師の診察を受ける。

③ 食べ残りのきのこ、嘔吐した物はビニール袋に入れ残す。治療の参考になります。

参考：清水台典「きのこ全科、見分け方と食べ方」58頁　家の光協会 1984
西田博「食品衛生の実際」270頁　ホーム社
伊沢正名「キノコの世界」59頁　あかね書房

俗　　説	説　　明
タテによく裂けるきのこは食用可.	事実は反対であります. 猛毒のものの多くはタテに裂ける（ドクササゴ，ドクアジロガサ，ニガクリタケ，ツキヨタケ，マツシメジ，イッポンシメジ，クサウラベニダケ，オオワライタケ，ワライタケ，など）．裂けないのはテングタケの仲間とニセクロハツ程度，食用でもタテ裂けしないのは（ハツタケ，アカモミタケ，アイタケ，クロハツ，マスタケ，カノシタ，アミガサタケなど）肉がもろくタテに裂けない.
毒きのこは美しく、食適きのこはおとなしい色.	まったく反対といってよい. 猛毒きのこの大部分は美しい原色とほど遠い．美しいのはベニテングダケ一つだけ．タマゴテングダケ（帯黄色），シロタマゴテングダケ，ドクツルタケ（白色），ドクアジロガサ（淡黄褐色），ニセクロハツ（黒褐色），テングタケ（灰褐色）など. 食適きのこに美麗なものが多い．紅色系にタマゴタケ，ベニヤマタケ，ヒイロガサほか，紫色はムラサキシメジ，コムラサキシメジほか，青色はアオロウジ，ヌメリアイタケ，橙黄色はハナガサタケ，ハナガサイグチ他，黄金色はコガネタケなど.
においがよければ食適、悪ければ毒きのこ.	これもアテにはならないまったくの迷信. 命をうばう毒きのこで悪臭を持つものは一つもない. 猛毒きのこの大部分は無臭か，あっても弱いきのこ臭程度のものです．食適きのこで，スッポンタケ，キイロスッポンタケ，キヌガサタケはいやな悪臭があります．これもにおい粘液をとれば立派な食適きのことなります.
ナメクジや虫に食われていれば毒きのこではない.	自然現象を無視した俗説です. 虫の世界やナメクジにとり人の味の苦い辛いは関係ない．毒きのこなどは平気で食べてしまう．ツキヨダケやテングタケの仲間の毒きのこにナメクジがよくへばりついています. これはおよそ非科学的な迷信. 油で炒めると無毒化する毒きのこは一つもないと考えるべきです.
油で炒めると毒きのこ成分がなくなる.	これはおよそ非科学的な迷信. 油で炒めると無毒化する毒きのこは一つもないと考えるべきです.
ナスといっしょに煮れば毒きのこもだいじょうぶ.	これもとんでもない非科学的な迷信. 消毒効果があるならば，すでに薬用にとりあげられるべきものでしょう.
きのこの煮汁中に銀のサジを入れて黒変しなければ毒きのこではない.	危険な迷信であります. きのこ毒の多くはアルカロイドかアミノ酸類なので，銀を黒く変色させるようなものは一般的な毒きのこにはない．銀製品での判定は不可能です.
毒きのこかどうか“ネコ”に試食させる.	まったくムチャな話です. 毒きのこで簡便で家庭内でテストのできる動物実験法はない．ネコの示す反応で毒の有無は決められないし，きのこ料理は普通のネコは食べない．自然状態できのこを食べるのは野生のシカの仲間のみと考えたほうがよいのです.
塩漬けすればどんな毒きのこでも食べられる.	猛毒きのこや毒きのこ全部には応用できない. 応用できるのはマツシメジ，サツマモドキだけです．ツキヨタケの塩漬け中毒を起こした例が多い．このきのこの毒は塩漬けにしても煮ても焼いてもこわれない.

毒キノコ食べ男児死ぬ

両親も重体「植物園で採取した」

名古屋

名古屋市内の四歳の男児が、毒キノコを食べて今月九日に死亡していたことが十一日、名古屋市衛生局への連絡でわかった。両親も重体で、医師らに「名古屋市の市立東山植物園でキノコを採取した」と話していた、という。厚生省食品保健課によると、キノコによる食中毒死は、今年全国で初めて。食べたキノコの種類は特定されていないが、同市では、事故の経緯について調査を続けている。

同市衛生局の調べでは、今月六日昼、男児は母親といっしょに東山植物園温室北側の雑木林に入り、十種類ほどのキノコを採取。同日午後六時ごろ、母親が調理して炊き込みご飯とスープにして父親と三人で食べた。七日午前零時ごろから、おう吐、腹痛、下痢などの症状が出て、同日早朝、同市昭和区内の病院に救急車などで収容されたが、男児は九日午前五時に死亡、両親は同区の名古屋大医学部付属病院に転院したものの重体。

市衛生局は十日、親子がキノコ狩りをした雑木林を調べ、約二十種類のキノコを採取、専門家に照会したが、ドクツルタケなど死に至るような毒を持つものはなかったという。

三人が採取したキノコはすべて調理され、食べ残した分も腐敗が進んでいるため、同局は「種類の特定は無理かもしれない」としている。

現場の雑木林は、植物園の政策路わきにあるものの、ふだんは人の出入りはほとんどないという。同局は「低温、多湿の冷夏の影響で、キノコの生育は例年より半月程度早まっているが、種類を確かめずに食べるのは危険」と話している。

数千種、安易な判断危険

専門家によると、日本には数千種のキノコがあると推定されているが、名前や毒性の有無が分かっているのは、わずか三割程度。正確な分類は全体の色や形だけではなく、胞子の色や形状まで顕微鏡で調べないと不可能な種類もあるという。

写真や絵図に当てはめるだけでは、種類の特定は難しい。「よく似ているから」と、無理に図鑑に当てはめて判断するのは、極めて危険という。キノコ狩りなどでは「必ずキノコをよく知っている人と一緒に出かけ、十分な指導を受けることが必要」と、専門家は警告している。

平成5年8月11日
産経新聞

60、おにぎりをラップにつつんでいいのか

Q ハイキング、ピクニックにおにぎりを持ってゆくことがよくあります。その際、おにぎりをラップにつつんでいることがあります。ラップにつつむのは食中毒の予防としてはよくないとききましたがそうでしょうか。

ポイント

＊ おにぎりをさましてからつつみましょう

A

おにぎりを作る時に、熱いごはんをラップの上にのせて、そのままつつんでおにぎりにすることがあります。こうしますとヤケドや手指からの病原菌も防げ、ご飯も指につかず便利なので、この方法でおにぎりを作ったりしています。また、おにぎりを温かいうちにラップにつつむことがあります。

こうした場合、ラップの内側に水滴がつきます。これはむれているということなのです。むれる状態にしますと、菌が繁殖し易く、食中毒になり易いのです。 ですから、温かいうちにおにぎりをラップでつつんでしまうのは避けるべきです。

おにぎりはさましてからつつみます。

これはお弁当を作ったとき、さましてからフタをするのと同じことです。

61、アイスボックス使用の注意

Q キャンプで食品保存にアイスボックスを使用することが多くあります。アイスボックスを使用していると、冷温保存が出来ていると安心しますが、アイスボックス使用の場合でも注意すべきことは何ですか。

ポイント

＊ アイスボックス内は清潔にすること

A

1、アイスボックスを使用するときは次のことに注意しましょう。

① 食品をつめすぎないこと。つめすぎるとアイスボックス内の温度が上昇する。

② ふたの開閉は必要以上にしないこと。

③ 食品の汚染、移臭を防ぐため野菜、肉等はビニール等に包んでいれること。

④ アイスボックス内はいつも清潔にすること。

⑤ 温かいものは冷却してから入れること。

細菌の繁殖と温度

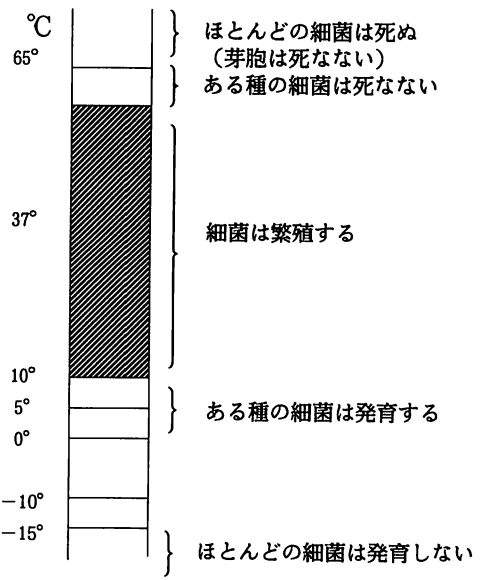

62、食品の保存期間の目安

Q キャンプ地での食品の保存は最小限にするよう心がけても、やむなく保存しなければいけないこともあります。その場合、食品の保存期間の目安はどのように考えればよいでしょうか。

A
食品の保存期間の目安は次のようにいわれています。

食品を約5℃に保ったときの保存期間の目安
（鮮度が悪い食品・扉の開閉頻度が非常に多いときは、これより短くなります。）

種　類	食品名	保存の目安	保存の条件
肉　類	ひき肉	1～2日	乾燥すると風味が落ちます。ラップ用フィルムかアルミホイルで包むか、密閉容器に入れましょう。
	牛肉（薄切り）	2～3日	
	豚肉（厚切り）	3～4日	
	とり肉	1～2日	
加工食品	かまぼこ（丸のまま）	5～6日	
	ハム・ソーセージ（スライス）	3～4日	
	豆　腐	約2日	
魚　類	切　身	2～3日	ラップ用フィルムか、アルミホイルに包む。
乳製品	牛　乳	製造年月日から約1週間	開封したら、その日のうちに使いましょう。
	殺菌乳酸菌飲料	開栓後1～2週間	栓をきちんと閉めましょう。

参考：神戸市消費生活課「くらしに生かす通信講座－食べる」

63、模擬店での衛生チェック

Q 団行事等でバザーを開き、その際「やきそば」「フランクフルト」等の模擬店を設け、食品の販売をすることがあります。このような場合、衛生上どのような点に注意することが必要ですか。
また保健所への届出は必要なのでしょうか。また、届出をする場合の方法を説明して下さい。

ポイント

＊ 模擬店で生ものを扱うのは絶対ダメです

A

1、バザー等で模擬店を作る場合、衛生上の視点から次の注意事項を守るよう保健所が指導しています。この指導を守ることです。

① 原則として提供する直前に加熱した食品を使用する。

② ゆで卵は当日ゆでたものに限る。

③ 菓子、ケーキ等は包装されたものを使用する。

④ 次のことはしてはいけない。

i） 刺身、寿司、にぎりめし等の調製

ii） ひやしあめ、ジュースのくみ売り

iii） アイスクリームのデッシャーによる小分け販売

iv） たこ焼きのタコを切る等の一次加工

模擬店のその場所でタコを切ったりネギを切ったりしない。タコやネギを切るのは家庭や学校の調理場とか清潔な場所で切って、模擬店では焼くだけにする。

⑤ 手ふき、タオル、ハンカチーフは各自が用意する。

⑥ 食器は使いすて容器を使用する。

⑦ 手洗いを励行する。

⑧ 食器を取扱う人は帽子、外衣等清潔なものを使用し、毛髪の落ちないようにする。

⑨ 腐りやすい材料はアイスボックス、冷蔵庫に保管する。

⑩　かき氷をするときは削氷された氷を覆う不浸透性、厚質の覆いがあること。

⑪　手に傷のある人、カゼの人、その他体調をくずしている人は従事しない。

2、例えば、サンドウィッチを模擬店で行う場合、これは生ものの調製になるので模擬店の現場では調製をしない。家庭あるいは学校の調理場で調製し、ラップ包装をしたものを模擬店で売る。なお、できればサンドウィッチは卵、ハムを使うのでやめて欲しいというのが保健所の指導です。

3、保健所は事前に保健所に届出をするよう指導しています。
これは指導であって義務づけられてはいません。

4、届出をする場合、届出の様式は決められてはいません。便箋、レポート用紙等に模擬店の内容がわかるよう書いて提出します。
　およそ次のようになります。

平成○年○月○日

○○保健所所長殿

模擬店開店届出書

1、主催者　　住所
　　団体名
　　責任者　　電話番号

2、開催日時　　平成○年○月○日　午前○時○分～午後○時○分

3、場　　所　　○○小学校講堂

4、模擬店の内容　　やきそば、フランクフルト、わたがし

5、調理する内容

6、調理場所

7、購　入　先（やきそばであれば、そば、キャベツ、豚肉、しょうが、それぞれの購入先を書きます）

8 自然環境

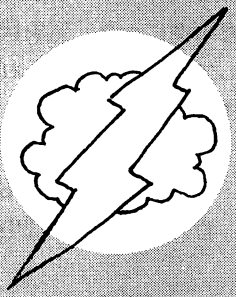

64、気象情報をどこまで把握するべきか

Q キャンプ出発日の朝、新聞の天気図で南方洋上に熱帯性低気圧が発生していることを知りました。この場合、キャンプ中、どの程度気象情報を把握すべきなのでしょうか。天気予報を聞いておくことで十分なのでしょうか。

ポイント

＊ ラジオの天気予報を聞いておくことが最小限です。

A

1、南方洋上の熱帯性低気圧は発達して台風になり、日本列島に接近することがあるので、その動向について情報を得ることは大切です。

その場合、自然の中のキャンプ場で気象情報を得る方法はラジオに頼ることとなります。

ラジオでの天気予報を聴き、気象状況を把握することが最小限必要です。キャンプ場の管理人や地元の人に尋ねることができる環境であれば、尋ねて気象情報を得るようにします。

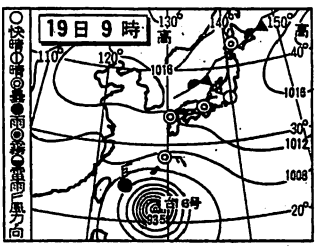

2、裁判事例でも熱帯性低気圧が発生している場合、一日に一、二回の割でラジオの天気予報を聞くなどして、気象状況を把握していた事例につき「気象状況の把握が甘きに失していたとは認められず」と判決しています。

参考：宮崎地方裁判所　昭和43年4月30日判決　判例時報522号13頁
青井岳キャンプ場中学生溺死事件

65、注意報、警報が出た場合の野外活動

Q 風雨注意報や強風警報といった注意報や警報が出た場合、野外でのスカウト活動はどのようにすればいいのでしょうか。

ポイント

＊ プログラムの内容とスカウトの能力等を総合的に判断して決めます。

A

1、気象台から発表されます注意報、警報はそれぞれの地域毎に発令の基準が違っています。例えば大雨注意報についていえば、元々雨の多い地域と少ない地域では発令の基準が違います。

注意報は、気象によりその地域に被害が出るおそれがあると予測される場合に発令されます。

警報は、気象によりその地域に重大な災害が発生するおそれがある場合に発令されます。

2、強風、波浪、大雨、洪水、大雪の各注意報、暴風、波浪、大雨、洪水、大雪の各警報の地域ごとの発令される基準は注意報基準、警報基準表を参照して下さい。注意報、警報は表記載の数字以上になると予測される場合に発令されます。

3、注意報、警報が出た場合

スカウト活動はプログラムの内容、参加スカウトの能力及び健康状態、リーダーの人数、万一の場合の避難場所の有無、協力要請の可否等を総合的に判断して、プログラムの続行あるいは中止を判断することとなります。その際、「ガンバレばできる」といった精神主義を優先させることは危険です。客観的にスカウトの能力、健康状態を把握して判断することです。なお、大阪市教育委員会は台風の際、暴風警報が出た場合、小学校は休業とするよう指示しています。また、公営キャンプ場では、暴風警報が出た場合、キャンプ場を閉鎖するところもあります。こうしたことも参考にして下さい。

注意報基準

発表官署 / 担当地域 / 注意報名		大　阪	神　戸	京　都
		大　阪　府	兵庫県南部	京都府南部
強　風 （平均風速）		陸上　12 m／秒 海上　15 m／秒	陸上　12 m／秒 海上　15 m／秒	12　m／秒
波浪（有義波高）		1.5 m	1.5 m	
大　雨 （雨量）	R 1 （1時間）	20 mm　RT 50 mm	20 mm RT　平地　50 mm RT　山地 100 mm	20 mm　RT　50 mm
	R 3 （3時間）	40 mm	50 mm	40 mm
	R24 （24時間）	平地　70 mm 山地 100 mm	平地　70 mm 山地 150 mm	平地　70 mm 山地 150 mm
洪　水 （雨量）	R 1 （1時間）	30 mm	20 mm RT　平地　50 mm RT　山地 100 mm	30 mm RT　平地　80 mm RT　山地 100 mm
	R 3 （3時間）	50 mm	50 mm	50 mm
	R24 （24時間）	100 mm	平地　70 mm 山地 150 mm	平地 100 mm 山地 150 mm
大　雪	24　時　間 降雪の深さ	平地　5 cm 山地　20 cm	平地　10 cm 山地　20 cm	平地　10 cm 山地　30 cm

注意報基準

発表官署 / 担当地域 / 注意報名		奈良	和歌山	彦根
		奈良県	和歌山県	滋賀県
強風（平均風速）		12 m／秒	陸上 12 m／秒 海上 15 m／秒	12 m／秒
波浪（有義波高）			3.0 m	
大雨（雨量）	R 1（1時間）	北部 20 mm RT 50 mm 南部 30 mm RT 100 mm	平地 30 mm RT 70 mm 山地 40 mm RT 150 mm	20 mm RT 50 mm
	R 3（3時間）	北部 40 mm 南部 80 mm	平地 60 mm 山地 80 mm	平地 30 mm RT 60 mm 山地 50 mm RT 100 mm
	R24（24時間）	北部 100 mm 南部 200 mm	平地 100 mm 山地 200 mm	平地 70 mm 山地 150 mm
洪水（雨量）	R 1（1時間）	北部 30 mm RT 70 mm 南部 30 mm RT 150 mm	北部山地 30 mm RT 70 mm 南部平地 40 mm RT 70 mm 山地 40 mm RT 150 mm	30 mm RT 平地 70 mm RT 山地 100 mm
	R 3（3時間）	北部 50 mm 南部 80 mm	北部山地 60 mm 南部平地 80 mm 山地 80 mm	平地 40 mm RT 70 mm 山地 70 mm RT 150 mm
	R24（24時間）	北部 100 mm 南部 200 mm	平地 150 mm 山地 250 mm	平地 100 mm 山地 200 mm ただし，一方だけが基準に達しても発表しない場合がある
大雪 ［24時間降雪の深さ］		平地 5 cm	平地 5 cm 山地 20 cm	南部 15 cm 北部 30 cm

注意報基準

発表官署 / 担当地域 / 注意報名		津	名古屋	静岡
		三重県	愛知県	静岡県
強風（平均風速）		陸上 13m／秒［津 15m／秒］ 海上 15m／秒	陸上 13m／秒 海上 16m／秒	陸上 12m／秒 ［御前崎、石廊崎、網代 15m／秒］ 海上 15m／秒
波浪（有義波高）		外海 3.0m 内海 1.5m	外海 3.0m 内海 1.5m	3.0m
大雨（雨量）	R1（1時間）	北中部（南西山間部以外）20mm RT 60mm 北中部（南西山間部）30mm RT 80mm	平地 20mm 山地 30mm	平地 20mm RT 60mm 山地 30mm RT 90mm
	R3（3時間）	北中部（南西山間部以外）40mm RT 60mm 北中部（南西山間部）60mm RT 80mm	平地 30mm 山地 40mm	平地 50mm 山地 60mm
	R24（24時間）	北中部（南西山間部以外）80mm 北中部（南西山間部）150mm	平地 50mm 山地 80mm	平地 70mm 山地 120mm
洪水（雨量）	R1（1時間）	北中部（南西山間部以外）20mm RT 60mm 北中部（南西山間部）30mm RT 80mm	平地 20mm RT 50mm 山地 30mm RT 80mm	平地 20mm RT 80mm 山地 30mm RT 120mm
	R3（3時間）	北中部（南西山間部以外）40mm RT 60mm 北中部（南西山間部）60mm RT 80mm	平地 40mm RT 60mm 山地 50mm RT 80mm	平地 50mm 山地 60mm
	R24（24時間）	北中部（南西山間部以外）80mm 北中部（南西山間部）150mm	平地 80mm 山地 100mm	平地 100mm 山地 150mm
大雪［24時間降雪の深さ］		10cm	平地 5cm 山地 10cm	南部 5cm 北部 10cm

注意報基準

発表官署 / 担当地域 / 注意報名		横　浜	本　庁	銚　子
		神奈川県	東京都東京地方	千葉県北部
強　風 （平均風速）		12 m／秒	13 m／秒［八王子 16m／秒］	陸上及び東京湾 13m／秒 その他の海上 15m／秒
波浪（有義波高）		東京湾　1.5m 相模湾　2.5m	1.5 m	東京湾　1.5m 太平洋沿岸　2.5m
大雨 （雨量）	R 1 （1時間）	平地　20 mm 山地　30 mm	30 mm 多摩西部　40 mm	20 mm
	R 3 （3時間）	平地　30 mm 山地　50 mm	50 mm 多摩西部　70 mm	40 mm
	R24 （24時間）	平地　50 mm 山地 100 mm	90 mm 多摩西部　120 mm	北西部　50 mm 北東部　80 mm
洪水 （雨量）	R 1 （1時間）	平地　20 mm 山地　30 mm	30 mm 多摩西部　40 mm	20 mm
	R 3 （3時間）	平地　30 mm 山地　50 mm	50 mm 多摩西部　70 mm	40 mm
	R24 （24時間）	平地　70 mm 山地 100 mm	90 mm 多摩西部　120 mm	80 mm
大雪［24時間降雪の深さ］		平地　5 cm 山地　20cm	5 cm 多摩西部　10 mm	南部　5 cm 北部　10 cm

警報基準

警報名 ＼ 担当地域 ＼ 発表官署		大阪	神戸	京都
		大阪府	兵庫県南部	京都府南部
暴風（平均風速）		陸上 20 m／秒 海上 25 m／秒	陸上 20 m／秒 海上 25 m／秒	20 m／秒
波浪（有義波高）		3.0 m	3.0 m 〔淡路島南部 4 m〕	
大雨（雨量）	R 1（1時間）	40 mm RT 100 mm	40 mm RT 平地 100 mm RT 山地 200 mm	40 mm RT 100 mm
	R 3（3時間）	70 mm	平地 90 mm 山地 100 mm	70 mm
	R24（24時間）	平地 150 mm 山地 200 mm	平地 150 mm 山地 300 mm	平地 150 mm 山地 300 mm
洪水（雨量）	R 1（1時間）	40 mm RT 100 mm	40 mm RT 平地 100 mm RT 山地 200 mm	40 mm RT 100 mm
	R 3（3時間）	70 mm	平地 90 mm 山地 100 mm	70 mm
	R24（24時間）	平地 150 mm 山地 200 mm	平地 150 mm 山地 300 mm	平地 150 mm 山地 300 mm
大雪	24時間降雪の深さ	平地 20 cm 山地 40 cm	平地 20 mm 山地 40 mm	平地 30 cm 山地 60 cm

警報基準

警報名 ＼ 担当地域 ＼ 発表官署		奈良 奈良県	和歌山 和歌山県	彦根 滋賀県
暴風 (平均風速)		20㎜	陸上 20 m／秒 海上 25 m／秒	20 m／秒
波浪(有義波高)			6.0 m	
大雨 (雨量)	R 1 (1時間)	北部 40㎜ RT 100㎜ 南部 50㎜ RT 250㎜	平地 60㎜ RT 150㎜ 山地 80㎜ RT 250㎜	40㎜ RT 100㎜
	R 3 (3時間)	北部 70㎜ 南部 100㎜	平地 100㎜ 山地 150㎜	平地 60㎜ RT 120㎜ 山地 100㎜ RT 250㎜
	R24 (24時間)	北部 150㎜ 南部 400㎜	平地 200㎜ 山地 400㎜	平地 150㎜ 山地 300㎜
洪水 (雨量)	R 1 (1時間)	北部 40㎜ RT 100㎜ 南部 50㎜ RT 250㎜	平地 60㎜ RT 150㎜ 山地 80㎜ RT 250㎜	40㎜ RT 100㎜
	R 3 (3時間)	北部 70㎜ 南部 100㎜	平地 100㎜ 山地 150㎜	平地 60㎜ RT 120㎜ 山地 100㎜ RT 250㎜
	R24 (24時間)	北部 150㎜ 南部 400㎜	平地 200㎜ 山地 400㎜	平地 150㎜ 山地 300㎜
大雪 [24時間降雪の深さ]		平地 20㎝	平地 20㎝ 山地 40㎝	平地 40㎝ 山地 60㎝

警報基準

警報名 ＼ 担当地域 ＼ 発表官署		津 三重県	名古屋 愛知県	静岡 静岡県
暴風 (平均風速)		陸上 20m／秒 [津 25m／秒] 海上 25m／秒	陸上 20m／秒 海上 23m／秒	陸上 20m／秒 海上 25m／秒
波浪(有義波高)		外海 6.0m 内海 3.0m	外海 6.0m 内海 3.0m	6.0m
大雨 (雨量)	R1 (1時間)	北中部(南西山間部以外) 40mm RT 120mm 北中部(南西山間部) 50mm RT 200mm	平地 40mm RT 100mm 山地 50mm RT 120mm	平地 40mm RT 120mm 山地 60mm RT 150mm
	R3 (3時間)	北中部(南西山間部以外) 80mm RT 120mm 北中部(南西山間部) 100mm RT 200mm	平地 60mm RT 100mm 山地 70mm RT 120mm	平地 80mm 山地 120mm
	R24 (24時間)	北中部(南西山間部以外) 170mm 北中部(南西山間部) 300mm	平地 150mm 山地 200mm	平地 150mm 山地 250mm
洪水 (雨量)	R1 (1時間)	北中部(南西山間部以外) 40mm RT 120mm 北中部(南西山間部) 50mm RT 200mm	平地 40mm RT 100mm 山地 50mm RT 120mm	平地 40mm RT 120mm 山地 60mm RT 150mm
	R3 (3時間)	北中部(南西山間部以外) 80mm RT 120mm 北中部(南西山間部) 100mm RT 200mm	平地 60mm RT 100mm 山地 70mm RT 120mm	平地 80mm 山地 120mm
	R24 (24時間)	北中部(南西山間部以外) 170mm 北中部(南西山間部) 300mm	平地 150mm 山地 200mm	平地 150mm 山地 250mm
大雪 [24時間 降雪の深さ]		20cm	平地 20cm 山地 30cm	平地 10cm 山地 20cm

警報基準

発表官署 / 担当地域 / 警報名		横浜	本庁	銚子
		神奈川県	東京都東京地方	千葉県北部
暴風（平均風速）		25 m／秒	25 m／秒	陸上 20m／秒 海上 25m／秒
波浪（有義波高）		東京湾 3.0m 相模湾 5.0m	3.0 m	東京湾 3.0m 太平洋沿岸 6.0m
大雨（雨量）	R 1（1時間）	平地 40 mm RT 100mm 山地 60 mm	50 mm 多摩西部 RT 150 mm	40 mm RT 80mm
	R 3（3時間）	平地 70 mm 山地 100 mm	80 mm 多摩西部 120 mm	80 mm
	R24（24時間）	平地 150 mm 山地 250 mm	150 mm 多摩西部 250 mm	北西部 100 mm 北東部 150 mm
洪水（雨量）	R 1（1時間）	平地 40 mm RT 100mm 山地 60 mm	50 mm 多摩西部 RT 150 mm	40 mm RT 80mm
	R 3（3時間）	平地 70 mm 山地 100 mm	80 mm 多摩西部 120 mm	80 mm
	R24（24時間）	平地 150 mm 山地 250 mm	150 mm 多摩西部 250 mm	北西部 100 mm 北東部 150 mm
大雪 ［24時間降雪の深さ］		平地 20cm 山地 50cm	20cm 多摩西部 30 mm	20 cm

※「30 mm RT 70 mm」は「30 mm 以上ただし総雨量 70 mm 以上」を意味する。

引用；気象庁予報部 平成6年3月 全国注意報一覧表

66、気象情報の集め方

Q 気象情報の収集方法を教えてください。

A

1、ラジオ・テレビの天気予報

天気予報は毎日6時、9時、12時、18時、21時の5回気象台から発表されます。これがラジオ・テレビの天気予報として放送されています。

ＮＨＫラジオの天気予報の時刻は次のとおりです。

毎時55分から5分間

2、ラジオの気象通報（ＮＨＫ第２　８２．８ＭＨ）

天気図を書くのに便利な情報です。1日に3回放送されます。放送時刻は次のとおりです。

９時１０分～　９時３０分
１６時００分～１６時２０分
２２時００分～２２時２０分

3、電話の天気予報

電話番号　　１７７

知りたい地域の市外局番をダイヤルして１７７をダイヤルするとその地域の天気予報を知ることができます。

1.5ないし2時間ごとの新しい気象ニュースが聞けます。

4、ダイヤルＱ２による気象情報

ダイヤルＱ２を使って有料で気象情報を提供する会社があります。

① ０９９０－６４０－８０９　天気情報ハレックス

架電し、案内が出ましたら次の番号を押します。

電話ナンバー６１（気象）＋知りたい地域の市外電話＋＃

提供されています気象情報は気象庁発表のものです。

② 主としてサーファーを対象とする海の情報

０９９０－３０７－３４１　伊勢、和歌山、四国、伊良湖、静岡、日本海の一部の海、波の情報。

０９９０－３１７－３５５　千葉、湘南方面の海、波の情報。

０９９０－６０７－３４１　静岡から九州までのサーフポイントの波情報。

参考：「ダイヤルＱ２テレホンガイド」ＮＴＴ

67、落雷にあわない行動

Q 雷が発生した場合、落雷にあわないようどのような行動をとればよいのでしょうか。

ポイント

＊ 全力で尾根、水辺から避難する。テントの支柱から離れる。

A

1、大粒の雨が伴うときは雷雲がすぐ頭上にある場合です。大粒の雨は落雷直前を意味し危険です。全力をあげて安全な場所に逃れましょう。

2、頭部や胸（心臓に近い）から上には、絶対に金属類をつけない。ヘアピン、バッヂ、メガネ、腕時計等ははずしてズボンのポケットに入れる。
　そうすれば万一落雷しても電流は内蔵より下を通りやすく、即死は免れる。

3、雷雲の進行方向とは逆の方向の山陰や陵線より低い森林に避難する。尾根、水辺は落雷を受け易く危険です。

4、避難する際、密集して歩かないこと。各人の距離は2～3mの間隔をとる。落雷のショックなどで飛ばされるといった二次的被害を防ぐためです。テント内でも密集しないこと。

5、雷雨中はテントの支柱、屋外のポールから離れる。

6、木の幹の真近に位置することは危険です。木の高さに対し、1.5倍の距離をおくのが安全です。

7、避難姿勢は腹ばいではなく、両足をつけてしやがむこと。それは頭の付近の電位を低くするためです。立っている状態の人間の頭部付近の電位は200ボルト程度で、しゃがんだ時の電位は50ボルト以下になります。

参考：「第2回シニアースカウト大会　安全管理ハンドブック」4頁
　　ボーイスカウト日本連盟

68、津波警報が出たときの野外活動

Q 野外活動中、津波注意報、あるいは津波警報が発表されたら、どのように対処すればいいのですか。
また津波の危険についても説明して下さい。

ポイント

＊ 注意報で海水浴は禁止、警報で海浜から避難します。

A

1、津波注意報が発表されたら、海水浴、ボート、ヨットや釣りは危険なので、行ってはいけません。

2、津波警報が発表されたら、ただちに海浜から離れ、急いで高台など安全な場所に避難します。

3、津波はジェット機なみの速さで襲ってきます。水深により津波の速さは異なりますが、例えば、水深4000 m の海では津波は時速 720 km の速さで伝わります。陸に近づいても、新幹線並の速さで襲ってきますので、海岸に津波が見えてからでは逃げきれないことが多いのです。
早目の避難が大切です。

4、「津波が来る前には潮が引く」、津波が来る時は前ぶれがあるといいますが、これは間違いです。津波には「引き」で始まるものと「押し（いきなり襲ってくる）」で始まるものがあります。前ぶれがあると安心してはいけません。

5、津波は繰返し襲ってくるので、津波警報や注意報が解除されるまで警戒をゆるめてはいけません。

6、津波警報は、予測される津波の高さ約 2 m で発表されますが、海岸や湾の地形により、予想された値の数倍、場合によっては 10 倍位の高さまで陸をかけ登ることがありますので注意を要します。

7、日本沿岸での大地震による津波予報は、地震発生後、2～3 分程度で発表されます。

●津波は、主に海底で起きた地震によって、海の水が陸地に押し寄せる現象を言います。

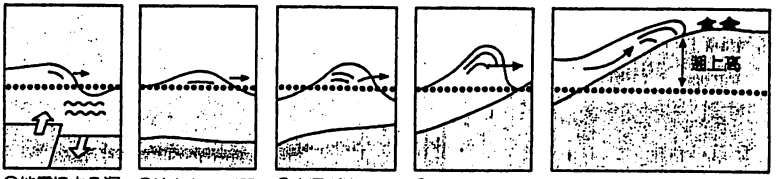

①地震による海底の隆起沈降が同じように海面を変化させる。

②波となって四方に伝わる。

③水深が浅くなるに従って波が高くなる。

④さらに海底の地形の影響で波が高くなる。

⑤陸上へ打ち上げる。

朝日新聞　1993年(平成5年)7月17日・土曜日

津波は最高30.5メートルに到達

島全体は50センチ沈下

東京都司法研究所教授　地震調査研究

北海道南西沖地震の被害調査のため、奥尻島を訪れていた東大地震研究所の都司嘉宣（つじ・よしのぶ）助教授（津波・海洋）は十六日、①津波は最高三〇・五メートルの高さまで達していた②島は全体で五〇センチほど沈降していた、ことを明らかにした。地震後四日間にわたり、島の北東部を除く海岸線を調べた結果で、「百年に一度あるかないかの最大級だ」と都司さんはいっている。

津波の到達した高さは、草がなぎ倒されたり、がけがえぐられたりした跡などから確認する。島の南西部が全体に一〇メートル十二メートル、奥尻地区の谷では最高三〇・五メートルに達していた。被害の激しかった青苗地区は集落の西側から一〇メートル、東側から六～七メートルの津波を受けていた。

地盤は青苗地区で五〇センチ、奥尻地区で七〇センチ、赤石地区で九〇センチなどほぼ全域で沈下していた。瓦礫の海辺物ばかりでなく、「地震の前は水面に出ていた岩礁が全く見えなくなった」などの地元の人の証言もあった。こうした沈下は、島の西側で起きた地震の断層運動が原因とみられる。

◇

気象庁は十六日、北海道南西沖地震で奥尻島を襲った津波の高さは、最大で二一メートに達していた、と調査結果を発表した。四月の記録によると、最大は一九三三年の三陸はるか沖地震の二八・七メートで、一九八三年の日本海中部地震では、一四・一メートルだった。

十六日の調査によると、二一メートに達していたのは、島西部の藻内地区。次いで、島南部の松江地区が一六メートと大きかった。

奥尻島を襲った津波の到達した高さ
（東大地震研・都司助教授による）

参考：「世界大百科事典」平凡社
「津波災害を防ごう」気象庁

69、大波にさらわれた時の対応

Q 海岸でのキャンプ中、台風が接近した場合、台風から離れた場所でも大波が打ちよせるおそれがあります。それで万一の大波を予測し、海面から安全な「高さ」を確保することが必要になることは当然です。

しかし不幸にして大波にさらわれた場合、どうするのがよいのでしょうか。

ポイント

＊ 浮いて救助をまつこと

A

不幸にして大波にさらわれた場合、落ちついて沖に出て、浮きながら救助を待つほうがよい。

無理に岸にもどろうとすると波にまき込まれたり岩に叩きつけられたりし、よほどの水泳上手でも危険です。

沖のうねりは、ただ水面から山や谷のように上下するだけなので、浮いてさえいればわりに安全です。

救助する側もやたら飛びこまず、大声で落ちつくよう励まし、ブイ、浮き輪を投げる等安全に救助作業を進めます。

参考：（財）日本自然保護協会「自然観察ハンドブック」思索社（1984）

70、野外で地震にあった時の対応

Q 自然の中で地震にあった時はどうすればいいのですか。森林、竹林へ逃げ込むことと書いた本がありましたがそれは正しいのでしょうか。

ポイント

＊ まず火を消すこと。そして森林、竹林へ逃げるのが安全です。

A

1、自然の中で地震にあった時、火を使っていれば、まず火を消すことです。

2、次に大きな木につかまって揺れがおさまるのを待ちます。平らな場所、竹林、森林に避難して余震に備えます。竹林、森林は根が張り合っているので、安全な場所といえます。但し、急な斜面の竹林は竹林ごと滑り落ちることがあるので、これは安全とはいえません。

また朽ちた立木が危険であることも忘れないで下さい。

3、傾斜地にいる場合はすみやかに平らな場所へ移動します。傾斜地は岩石の落下等が予測され危険です。

4、海浜で強い地震を感じた時は津波の危険がありますので、ただちに海浜から離れ、高台に避難します。

71、スズメバチにおそわれない対策

Q スズメバチに刺されて死亡するという事故がニュースで報じられたのを聞いたことがあります。スズメバチはそれ程に危険なのでしょうか。又、おそわれない方法、おそわれた時の対策を教えて下さい。

ポイント

＊ 襲われないためには偵察バチに気づくことです。

A

1、（スズメバチについて）

スズメバチは日本に生息するハチ類の中で最大の種類で、北海道を除く日本全土に分布しています。

働きバチで約25㎜内外、雌では40㎜にも達します。

1つの群れは100匹前後ですが、ときには数百匹になります。

その性質はきわめて荒く、怒ると直ちに攻撃をかけてくることもあります。

また毒性も強く、刺されると著しく腫れたり、幼児や老人ですと死亡することさえあります。

スズメバチは9月、10月の2ケ月間は特に気をつけなければいけません。ここの時期は育成中の新しい女王バチを外敵から守るための攻撃性が高くなっています。11月になりますと外敵と戦う働きバチは死に、危険はなくなります。

2、（スズメバチの攻撃の順序）

スズメバチの攻撃は次の順序で行われます。

外敵（人間）がハチの巣の近くに侵入してくると、偵察バチが外敵の至近距離を飛び回ったり、その強いアゴをカチカチ鳴らして威嚇します。

この段階で静かに離れれば襲われることはありません。偵察バチに攻撃をかけると、待機している働きバチが大群で押し寄せ、襲われます。

また、ハチの巣に石をぶつけたり、誤って巣に近づきすぎていきなり襲われることもあります。

3、（襲撃を防ぐ対策）

① スズメバチの攻撃を避けるためには、偵察バチによる威嚇行動に気付き、ハチを刺激しないよう巣から離れることです。

② 偵察バチに気づかず襲われた時は、速やかにハチが来た方向と反対の方向へ逃げることです。

およそ50mから100mがスズメバチの縄張りの範囲ですので、その範囲外へ出ることです。

③ 動くものを攻撃するので逃げる際、帽子、木の枝などを頭上で振り回して頭、顔への攻撃を避けるのは一方法です。

④ ハチは黒っぽい色に刺激されるため、頭や目が狙われることが多いようです。野外活動の服装を白系統にするとか、白い帽子をかぶるのも一方法です。

4、（刺された場合）

スズメバチの毒は強いので、刺された毒針が残っている時はそれを抜きとったあと、セッケン水でよく洗います。その後、患部を冷やし、直ちに医師の手当を受けることです。

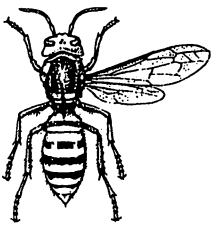

スズメバチ

参考：平凡社　世界大百科事典
スカウティング1985年9月号　2頁

72、マムシに咬まれないための注意

Q マムシに咬まれないための注意と咬まれたときの注意を説明して下さい。

ポイント

＊ 陰湿地に近づかないこと。

A

1、（マムシ）

日本全土に分布します。体長60㎝、胴体が太いのが特徴で、頭は大きく三角形、くびは細い。目と鼻孔の間に赤外線を感じる深いくぼみがあります。食物はトカゲ、カエル等で、陰湿の地に多く生息します。上アゴの一番前に長い毒牙を2本持ち、攻撃時にはこの毒牙を相手の体内に刺し込み毒を注入します。毒の出る孔は側面にあるので、浅い咬傷では毒が入らない場合もあります。

2、（予防と効果）

マムシの攻撃性は低く、積極的に人を襲うことはありません。50㎝以上離れれば、咬まれません。しかし、誤って踏んだりすると咬まれることがあります。

野山では活動の場所としてヘビがいそうな陰湿地は避けることです。こうした場所へ入るときは棒などで周囲を軽くたたいてから進みます。そして、足元やふくらはぎを守れる服装、装備をすることです。裸足にゴムゾウリをはいて、川の近くの草むらを歩いたりするのは危険です。

なお「秋口のマムシは子持ちなので人を咬みやすい」というのは俗説で、根拠がありません。マムシは秋の陽だまりに出るので、ヒトとの接触の機会が高まるうえ、マムシは近視なのでヒトの接近がわからず、つい自衛のために咬みつくのです。

足元に注意をして歩いていれば防げます。

3、（咬まれた場合）

マムシは個体が小さく、毒保有量も15mg程度なので、ほとんどの例は重

症化しません。致命率は1万人に1人といわれるほどです。

マムシに噛まれた局所は10分～30分で腫れ、中枢側へ向けて波及します。マムシに咬まれたところから2㎝位中枢側にゴムバンド、タオル等で脈拍が止まらない程度に縛り、そして冷やして医師の診察を受けることです。

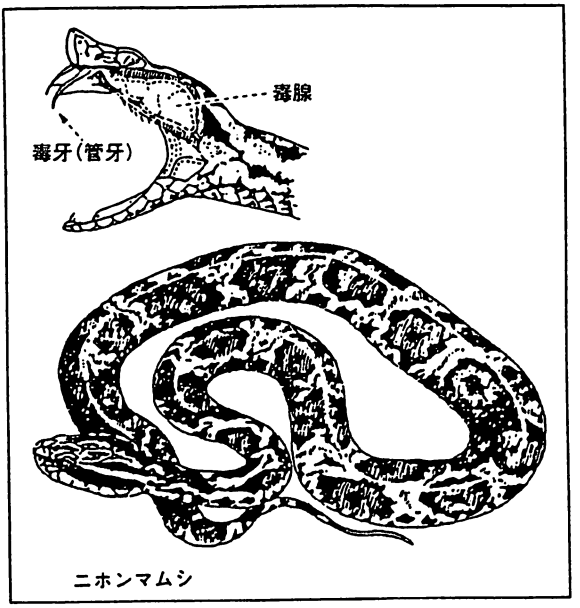

参考：「今日の診断指針」第3版　1207頁　医学書院
（財）日本自然保護協会「自然観察ハンドブック」279頁　思索社

73、ヤマカガシの毒

Q 国内のマムシ、沖縄のハブが毒ヘビであることは有名ですが、ヤマカガシも毒ヘビなのでしょうか。

ポイント

＊ 「ヤマカガシ」も毒ヘビです

A

1、（ヤマカガシも毒ヘビ）

国内の毒ヘビといえばマムシ、そし沖縄県のハブがあげられます。

この他にヤマカガシも上アゴの奥と首の分泌腺から猛毒を出すことがわかっています。昭和59年9月にヤマカガシに咬まれ死亡した事件が報告されています。

2、（ヤマカガシ）

ヤマカガシは日本ではごく普通に見られるヘビで、北海道を除く全土に分布し、山地から平地まで広く生息しています。エサはカエルで、そのため水辺や水田に多く見られます。

全長は約70～90㎝で、ときには130㎝以上に達するものもいます。側面に黒斑が並び、全体として黒っぽい印象を受けます。

本来マムシやハブと違って攻撃性は低く、しっぽをもって振り回すといったイタズラをしなければ咬みつくようなことはありません。

毒牙はなく、咬まれると口の奥にあるデュベルノイ氏腺から猛毒を出します。

マムシとちがって奥歯で深く咬まれない限り毒が入らないので、まず大丈夫です。

小さい子供の手や大人の指は奥で咬まれることがあるので、その場合は危険です。

3、（予防と対策）

人間が手を出さない限り攻撃してくることはありません。しかしハイキング中、誤って踏んだりすると攻撃されます。

野山ではまずヘビがいそうな場所は避けることですが、棒などで周囲を軽くたたいてから進むのも一方法です。

そして足元やふくらはぎを守れる服装、装備をするのが安全です。

4、（咬まれた場合）

万一かまれてもマムシやハブと異なり、速効性の毒ではないので咬まれた箇所が多少腫れてくる程度で痛みもそれほどひどくなく、すぐに症状が現われてくることもありません。

おおよそ5～10時間の潜伏期間があり、これを過ぎると咬まれた傷口などから出血が続き、同時に歯グキや皮下にも出血がみられるようになるといわれています。

咬まれて毒が入ったとしても、すぐに危険な状態になるというわけではないので、あわてることもなく速やかに医師の元へいき、ヤマカガシに咬まれたと報告して診察を受けて下さい。

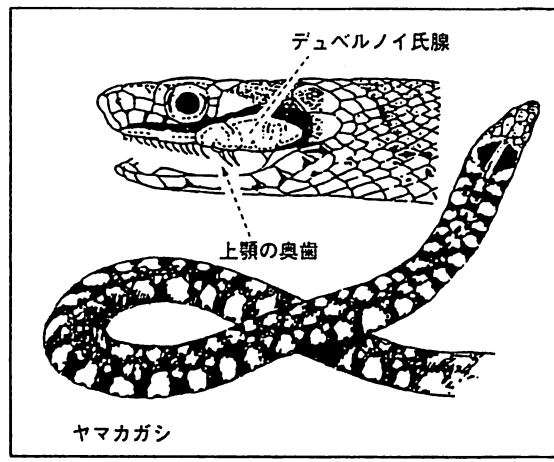

カット：日本自然保護協会編「野外における危険な生物」思索社　1982

参考：スカウティング1985年9月号2頁

9

交　通

74、自転車の運転指導の留意点

Q　スカウト（小中学生）は集会場への行き帰りに自転車をよく使用します。指導者がスカウトに自転車の運転について指導する際、どのような点に留意して指導をすればよいでしょうか。

ポイント

＊　自転車を玩具ではなく、車両であることを認識するように指導する。

A

自転車の運転について次の点に留意して指導するのが好ましい。

1、自転車は軽車両です。玩具扱いせず（例えビーバーでも）自転車の運転者であることを自覚するよう指導します。

①　練習の結果、バランスがとれて真っすぐに走れたからといって、それで乗れたと勘違いしない。

②　車両であるかぎり、次の技能が身について初めて運転者になれる。

- きちんとブレーキがかけられる
- 止まるべきことろで止まることができる
- 交通ルールを知っている

2、自転車の交通ルールを知る

交通ルールを知り、守るように指導する。

①　自転車は車両だから左側通行をする。

自転車道の標識のあるところでは自転車道を通らなければならない。

②　右折、左折、停止の合図をする

③　歩道を通るときのルール

比較的幅の広い歩道では、自転車通行可の標識がある。この場合には自転車は歩道を通ってもよい。

歩道を走るときは、あくまでも歩行者が優先です。

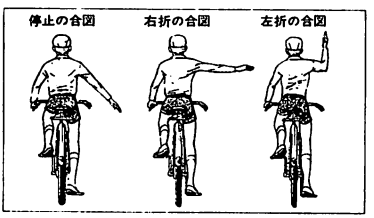

自転車は歩行者の歩行を妨げないように走る。その場合、車道寄りが自

転車の通る道となっている。

④　横断するときのルール

横断帯に自転車のマークのついた標識があるときは、自転車に乗ったまま横断してよい。

横断歩道だけのところでは、自転車から降りて歩行者となって安全を確認して横断する。

⑤　路側帯のルール

路側帯というのは、道路の端に白い線が引いてあるところです。

歩道が設けられていない幅員の道路にある。

歩行者や自転車が安全に通れるように引かれたものです。一本線の路側帯は歩行者も自転車も通れますが、それでも歩行者が優先です。

⑥　夜間走行のルール

照明灯を点灯する。

赤い反射板を付ける。

反射板は自動車のライトに照らされると136 m の距離で見える。

路側帯

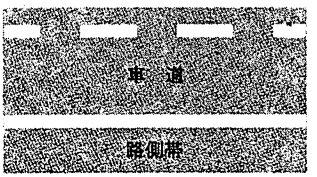

道路標識

自転車通行止め

車両通行止め

通行止め

自転車横断帯

一時停止

自転車および
歩行者専用
(1)自転車歩行者専用道路の指定
(2)普通自転車以外の車の通行止め
(3)普通自転車が通行できる歩行者用道路の指定
(4)普通自転車が歩道を通行できることの指定

歩行者専用
(1)歩行者専用道路（歩行者だけの通行のために設けられた道路）の指定
(2)歩行者用道路の指定

自転車専用
(1)自転車道や自転車専用道路（自転車だけの通行のために設けられた道路）の指定
(2)普通自転車以外の車と歩行者の通行禁止

75、自転車に積んでよい荷物の大きさ

Q　自転車に荷物を積む場合、積んでいい荷物の大きさについて制限がありますか。制限がある場合、その内容はどのようなものですか。
又、二人乗についてはどのように決められいてますか。

ポイント

＊　積んでいい荷物の大きさに制限があります。
　6才以上の二人乗は禁止です。

A（規制）

1、自転車の荷台に荷物を積む場合、法令により制限があります。
　積んでよいのは、荷物の高さが地面から2m以内で、重さは30kg以内、大きさは荷台の左右からそれぞれ15cm、荷台の長さに30cmを加えた長さ以内と定められています。

2、二人乗は大阪府の道路条例で定められています。
　①　運転者が16才以上であり
　②　うしろに乗車設備（座席）が取りつけられており
　③　6才未満の子供が1人だけ
　の場合に認められます。
　従って、小学生どうしとか大人どうしの二人乗は認められていません。
　子供が2人だが、2才と3才で足して5才だからいいなどということにはなりません。

3、積む荷物の制限、二人乗りの制限は安全を配慮した規制です。指導者はこのことを認識して指導して下さい。

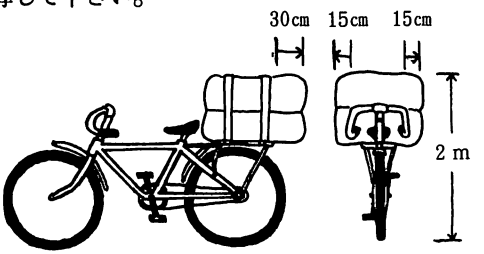

76、自転車で集団走行する時の安全対策

Q 活動場所を移動するようなとき、自転車に乗り、集団で走ることがあります。このようなとき、どのように走るのが安全なのでしょうか。

ポイント

＊　少しの移動でもリーダーとサブリーダーを決める。

A

自転車に乗り集団で走行するときは次のようにすることが安全のために必要です。

① 少しの距離の移動でも、リーダーとサブリーダーを決める。

② サブリーダーが先頭を走り、リーダーは最後尾で全体を見る。

③ 集団の人数が多い時は、5～6人位の単位に分けて行動する。

④ 一列走行を守る。

⑤ 急発進、急停止はしない。止まる前には必ずうしろに合図を送る。

⑥ 子供の速度にあわせた安全な速度で走る。

大人がゆっくり走っているつもりでも、子供には無理をしなければならない速度のこともある。

⑦ 車間距離は2～3mとる。

街内では時速10㎞位の走行となるから2～3 mあける。

下り坂ではその3倍位の車間距離をとる。

自転車のブレーキ性能は、時速10㎞の速度で急ブレーキをかけて3m以内で止まることと定められているので、この車間距離をとるのが安全です。

⑧ 指導者自身の事故防止にも気をつける。

指導者はスカウトの安全を守らねばという意識から、自己の安全を怠ることがある。

⑨ 交通ルールを守る。あたり前のことです。

77、自転車の点検箇所

Q　自転車に乗る前に自転車の点検をすべきですが、どのような点検をすればよいのでしょうか。

A

自転車に乗る前の点検箇所及び点検事項は次のとおりです

① サドルは固定されているか。また、またがったときに両足先が地面につく程度に調節されているか。

② サドルにまたがってハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くよう調節されているか。

③ ハンドルは、前の車輪と直角に固定されているか。

④ ペダルがまがっているなどのために、足がすべるおそれはないか。

⑤ チェーンはゆるみすぎていないか。

⑥ ブレーキは、前・後輪ともよくきくか（時速10キロメートルのとき、ブレーキをかけてから3メートル以内で止まるか）。

⑦ 警音器は、よく鳴るか。

⑧ 前照灯は、明るいか（10メートル前方がよく見えるか）。

⑨ 方向指示器や変速機のある場合は、よく作動するか。

⑩ 尾灯や反射器材がついているか。また、後方からよく見えるか（反射器材は、ＴＳマークのついたものを使いましょう）。

⑪ タイヤには十分空気が入っているか。また、すり減っていないか。

⑫ 自転車の各部位は、確実に取りつけられているか。

TSマーク

参考：（財）全日本交通安全協会
「交通の教則」21頁

78、サイクリング中、バスとの離合方法

Q　成人リーダーが中学生10人を引率して山間部の幅員4mのアスファルト簡易舗装道路をサイクリング中、前方150mの地点にゆっくり接近してくるバス（車体の幅2.3m）を発見した。

この場合、リーダーは「前方にバス」と大声で注意を喚起することでよいのか。それとも自ら停止し、後続の全員に停止との合図をし、停止させてバスを離合すべきなのでしょうか。

ポイント

＊　停止して離合するのが望ましい。

A

1、サイクリング中、一車線の道路で、バス、トラックと離合することは多くあります。

その場合、最も安全なのは全員が停止をしてバス、トラックと離合する方法です。

サイクリングの参加者が小学生であれば、この方法をとるべきです。

2、しかし、どのような場合でも全員が停止して大型車両と離合すべきだということでもありません。

サイクリングに参加しているのが中学生であり、サイクリングに慣れている場合には、参加者が自ら自転車を停止させてバスをやり過ごすか、速度を調節して走行しながら離合するか、自主的に判断したうえ、自己の判断に従い、的確に行動することができる能力を有していると考えられます。

ですから、サイクリングリーダーとしては全員に停車を命じ、降車させてバスをやり過ごすという保護指導までとらなくてもよいと考えられます。

「前方にバス」と大声で注意したあとは、各人の判断に従った自主的行動に委ねてよいのです。

裁判所の判断はそうなっています。

ただし、これはあくまでも中学生以上で、サイクリングに慣れている者という条件があることを忘れないで下さい。

参考：大阪高等裁判所昭和55年7月25日判決　判例タイムズ429号124頁

79、団委員の自動車を使用する時の注意

Q ボーイスカウト活動に団委員やリーダーの自動車を提供して戴くことがありますが、その場合、自動車保険についてチェックすべき事項は何でしょうか。また、提供して戴く期間、自動車保険が適用されるようにする方法はあるのでしょうか。

ポイント

＊　運転者の年令を限定する保険に加入しているのかどうか確認する。

A

1、（運転者の年令を限定する保険）

乗用車の自動車保険に加入する場合、保険対象となる運転者の年令につき、次の三通りの加入方法があります。

① 何歳の者が運転をしても保険の対象とする（全年令）。

② 21歳未満の者が運転をした場合は保険の対象外とする（21歳未満不担保）。

③ 26歳未満の者が運転をした場合は保険の対象外とする（26歳未満不担保）。

加入方法により保険料が異なります。26歳未満不担保による加入方法の保険料は全年令による加入方法の約半分となります。このため、運転者の年齢に制限を設けた②③の保険に加入している場合が多いのです。

26歳未満不担保の自動車保険に加入している乗用車を25歳の人が運転すると、それは保険に加入していない乗用車を運転していることになります。

ですから、自動車を提供して戴く場合、運転者の年令制限のある保険に加入しているのかどうか確認し、保険の対象外となる人は運転しないことです。

2、（運転者を制限する保険）

乗用車の運転者を家族に限定して加入する保険もあります。この場合は、同居の家族が運転している時の事故のみが保険の対象となります。同居の家族以外の人が運転すると無保険の状態となります。

3、（貨物自動車）

貨物車については運転者を限定する保険加入の方法はありません。全年令加入のみですので、保険に加入しているかどうかの確認をすることで足ります。

4、（保険の変更）

どうしてもその自動車が必要という場合は、加入している年令限定の保険を変更することができます。その場合、保険料は高くなります。また、変更手続には1週間程度が必要なようです。

80、交通事故における自動車保険とスカウト保険

Q　ボーイスカウト活動にA団委員の自動車を提供してもらい、B団委員が運転中交通事故をおこした場合、自動車保険とスカウト保険の関係はどのようになるのでしょうか。またCリーダーが同乗していて受傷した場合はどうなるのでしょうか。

ポイント

＊　スカウト損害賠償責任保険は自動車の所有、使用、管理にかかる損害については支払われません。

A

1、(スカウト賠償責任保険)

スカウト保険のうち損害賠償責任保険は、スカウト活動中の事故であっても自動車の所有、使用、管理に起因した損害については支払われません。

従いましてA団委員が提供した自動車をB団委員が運転中、過失があって事故が発生し損害をあたえた場合、スカウト損害賠償責任保険からの支払いはありません。

損害の補填は自動車保険からの支払いとなります。

2、(スカウト傷害保険)

スカウト傷害保険は交通事故を含め、スカウト活動中の事故につき支払われますので、運転していたB団委員の過失の有無にかかわらず、Bが受傷したときはB団委員にスカウト傷害保険金が支払われます。

支払われる傷害保険金はイ、死亡、後遺障害保険金、ロ、入院保険金日額、ハ、通院保険金日額です(Q107参照)。

なお、B団委員が無免許運転、酒酔運転により交通事故をおこした場合はスカウト保険の約款によりB団委員に対しスカウト傷害保険金は支払われません。

3、同乗のCリーダーに対してはスカウト傷害保険から保険金の支払いがあります。またB団委員の過失により事故が発生した場合はB団委員はCリーダーに対し損害賠償責任を負い、A団委員加入の自動車保険からも保険金支払がなされます。

81、鉄道に持ち込める荷物の大きさ

Q　ボーイスカウトがキャンプ地への交通機関として鉄道を利用する場合に、大きなリュックや長尺物を持ち込みますが、車内に持ち込む荷物について容量、重量の制限があるのでしょうか。長尺物についても制限があるのでしょうか。その許容の範囲を説明して下さい。

ポイント

＊　手回り品はタテ、ヨコ、高さの合計が120㎝程度までの大きさです。

A

1、（手回り品）

乗客が身に添えて持込む荷物のことを手回り品と呼んでいます。普通乗車券で乗車する場合の無料の手回り品は

①　タテ、ヨコ、高さの合計が90㎝程度のもの　　1個

②　タテ、ヨコ、高さの合計が120㎝程度のもの　　1個

の合計2個で、重さが合計20kg以内となっています。

2、（リュック）

リュックサックの場合、タテ、ヨコ、高さの合計が120㎝程度を超えているものがありますが、鉄道全社は、旅行に必要な携行品と理解して寛容に扱っているのが実状です。海外旅行用のスーツケース等にも、タテ、ヨコ、高さの合計が120㎝を超えているものがありますが、これも旅行に必要な携行品として寛容に扱っています。

3、（長尺物）

竹、旗竿等の長尺物についても、タテ、ヨコ、高さの合計が120㎝程度であれば手回り品として問題はありません。

4、（スポーツ用具）

楽器、スポーツ用具については、長さ2m程度までなら手回り品として無料です。

スキーやサーフボート、折たたみ自転車といったスポーツ用具は、長さ2m程度までなら手回り品として持ち込めるのです。

5、ですから竹等についても、2m程度までなら持ち込めます。2m程度を超えると、持ち込みを断られることがあります。

6、（持ち込みの配慮）

長尺物、工具等を公共交通機関に持ち込むときは、他の乗客の迷惑にならないよう、たばねると共に、万一、人にあたってもケガをすることのないように梱包しておくことは当然のことです。心得て下さい。

7、なお、携帯コンロ用の液体燃料は危険物にあたり、鉄道に持ち込むことはできません。この点についてはQ40を参照して下さい。

参考：時刻表

10 健康管理

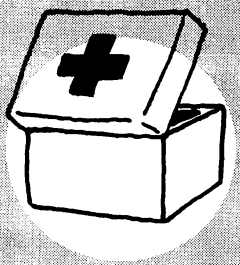

82、熱射病の予防

Q 夏、戸外で作業する場合に、熱射病（日射病）にならないよう配慮すべきですが、その具体的な対策について説明して下さい。

ポイント

＊　つばの広い帽子をかぶり、風通しのよい服装をする。

A

1、熱射病（日射病）

熱射病（日射病）、熱疲労、熱けいれんの3つを総称して熱中症といいます。いずれも高温環境下で長時間立っていたり活動したときに起こります。

ひどく発汗し、頭痛、吐気、脱力感、めまいがおこります。さらに進むと発汗が止まり、呼吸が苦しくなり、手足のけいれんを起こし、意識を失います。

2、予防法

① きゅうくつな服装をさけ、首、襟、腕に風が通る服装をする。
なお、上半身裸というのはかえって危険です。

② つばの広い帽子を着用し、頭部や頸部に直射日光があたらないようにする。

③ 長時間連続して直射日光の下で活動することをさけ、適時、木かげで休憩する。

④ 直射日光の下で無理をしてガンバってはいけない。早めに休息をとる。

⑤ 密集した形での作業、行動はさける。

⑥ 適度に水分を補給する。

⑦ 熱射病の進行は思いがけず早い。暑中、頭痛・吐気を感じたときは速やかに他人の援助を求めるよう指導する。

参考：「ボーイスカウト救急法」　84頁　ボーイスカウト日本連盟

83、飲料水の制限

Q カブ隊（小学生）等で水を飲むことを制限している例をききますが、これは間違いなのでしょうか。

ポイント

＊ 水は適度に飲ませるほうがよい

A

1、人が運動しますと汗や呼気から大量の水分が失われます。水分が不足しますと作業能力が低下し、持久力の低下が著しくなります。

水分を補給しなければ循環機能、体温調整の異常がみられ、脱水状態になることがあります。

2、体の水分が不足すると、のどが乾いて水を飲みたくなります。その場合、一気に多量の水を飲むと体調をくずしたり疲れ易くなったりすることがありますので、数回に分けて水分を補給するのがよい方法です。

3、カブ年令の場合、一気に「ガブ飲み」をして体調を崩すことがあるので、それは注意する必要がありますが、水分の摂取を極度に制限するのは問題です。

参考：東海林義高「作業と栄養」スカウティング1989年12月号21頁

84、作業時間と緊張度

Q 作業を継続して長時間行うと疲労し、緊張がゆるむことは経験でわかりますが、具体的にはどの位の作業時間で緊張がゆるむのでしょうか。

ポイント

＊ 作業時間連続4時間で緊張はゆるみます。

A

1、人の緊張度は作業の時間の経過にともなって変動します。

作業を開始しても、大脳はその作業を行うのに必要な動きはすぐにはしてくれない。図に示したように作業開始後1時間位しないと作業に必要なレベルに達しない。図の①がその段階で、ミスが生じ易い。この段階を過ぎると安定したレベルに達するが、そのレベルを維持できるのは2～2.5時間である。作業開始後3時間を過ぎると緊張がゆるみがちになる（図②）。

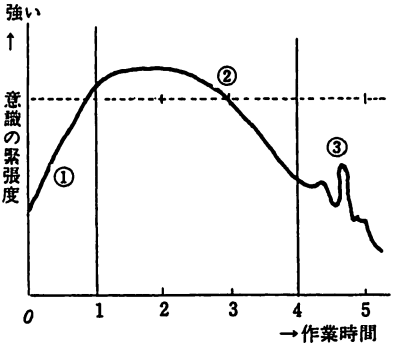

その後は、いくら努力をしても緊張度は回復せず、4時間をすぎると「疲労困憊」（図③）の状態になり、事故を生じやすくなる。

2、作業時間と緊張度の関係を開拓作業、奉仕作業等のプログラムにおいて、参考にして下さい。

3、団委員、リーダーはキャンプ地の往復に車両を運転することがあるでしょうが、その場合も安全のため、4時間毎に休憩をとるようにして下さい。

参考：三戸秀樹外「安全の行動科学」（1992）学文社67頁以下

85、人工呼吸トレーニングと感染症

Q 心肺蘇生法トレーニングをダミー（レサシアン）を使って行う場合に、B型肝炎、C型肝炎、エイズの感染について心配する必要はないのでしょうか。

ポイント

＊ B型肝炎、C型肝炎、エイズ感染の心配はありません。

A

1、心肺蘇生法トレーニングとしてマウストゥマウス人工呼吸をダミー（レサシアン）を使用して行います。

この場合受講者の中に、B型肝炎、C型肝炎、あるいはエイズの感染者がいると唾液から感染するのではないかと心配される例があるようです。

2、マウストゥマウス人工呼吸を行う場合、指導員は指導前に流水で手を洗うと共に、器具の消毒を十分に行います。

また、受講者も受講の前後に石けんで手を洗うようにしておりますので、通常の練習方法で感染の危険はありません。

心肺蘇生法トレーニングでのマウストゥマウス人工呼吸で、B型肝炎、エイズ感染の事例はありません。

3、それでも気になる場合は人工呼吸の練習の際、フェイスシートを使用する方法があります。フェイスシートは練習の際に、ダミーの口にあてて使用する個人用の消毒済シートです。

実際に使用しますと、呼気の吹き込みが、少しやりにくいようです。

参考：「救急蘇生法の指針（指導員用）」12頁
日本救急医療研修財団発行1993

86、健康保険証のコピーの提示

Q 遠隔地で活動する場合、健康保険証のコピーを携帯し、病気やケガによる診療に備えていますが、健康保険証のコピーでは保険診療が受けられなかったという話をききますが本当なのでしょうか。もし、そうならどのようにすればいいのでしょうか。

ポイント

＊　コピーでは保険診療が受けられないことがあります。

A

1、病院、診療所で保険診療を受けるには健康保険証を提示することが必要です。厳格に言えばそれは健康保険証そのものの提示が必要ですので、健康保険証のコピーでは提示したことにはならないのです。

　コピーの提示ではダメだといわれれば、それは間違ってはいませんので仕方がありません。一旦診察料を支払い、領収書をもらって、国民健康保険であれば市町村役場、社会保険であれば保険組合へいって還付の手続をすることとなります。

2、このため、ジャンボリー等の大会の場合には、事前に最寄の病院を訪れ、コピーでの保険診療が受けられるようお願いをし、了解を得ているのです。

87、健康調査は医師による診断が必要か

Q キャンプの参加者につき、事前に健康調査を行っていますが、この健康調査は医師による健康診断まで必要なのでしょうか。

ポイント

＊ キャンプの内容で判断します。

A

1、キャンプの参加者について、事前の健康調査の方法は次の2つが並存して行われています。

① 医師による健康診断を受ける。

② 保護者が健康調査書に記入する。健康状態に不安がなければ、保護者の記入による健康調査でよいとする。保護者の判断で健康状態に不安がある場合は医師による健康診断を受ける。

2、「指導者のためのスカウトキャンプ」(ボーイスカウト日本連盟刊) では医師による事前の健康診断を行うと記されています (11頁)。

そして海外派遣参加の際の健康診断においては上記の①の医師による方法を採用しています (海外派遣参加健康診断書参照)。

しかし日本ジャンボリーや日本ベンチャーにおいての健康調査は上記の②の保護者による方法を採用しています (日本ジャンボリー健康調査書参照)。

3、いずれの方法によるかは、予定しているキャンプのプログラムの内容を考慮して判断しています。日本ジャンボリーと同じ程度の野営生活であれば、②の方法でもよいということです。

4、なお、夏季キャンプについては健康診断、健康調査をしているが、春季、秋季キャンプにおいては泊数が短いこともあって、健康診断、健康調査をしていない例があるようです。また、シニアー (高校生) の場合は、夏季キャンプにおいてもそれをしていない例があるようですが、健康診断、健康調査は参加者の健康と安全の確保のために必ず実行することです。

参考：「指導者のためのスカウトキャンプ」11頁　ボーイスカウト日本連盟

第11回日本ジャンボリー健康調査書

※ これは健康診断書に代わる調査ですから全項目につき必ず記入ください。

記入日	平成６年　　月　　日

フリガナ 氏名	----------	所属	----------県連盟 第　　団	生年月日	明治 大正 昭和　　年　　月　　日（　　歳）
住所	〒			電話	保護者の確認 ※　　㊞ （保護者の署名）

参加区分	スカウト	指導者・ローバースカウト	緊急連絡先	
	１．参加隊 （野営区No.　　） ２．奉仕隊 （ＳＨＱ・ＧＨＱ）	１．隊指導者　（野営区No.　　） ２．ＳＨＱ要員　（野営区No.　　） ３．ＧＨＱ要員　（　　部）		氏名 電話

身長	cm	体重	kg	血液型	型（RH　）

Ⅰ．この１か月間の健康状態（該当項目の番号を○でかこみ＿＿部分には所要事項を記入する）
1．非常に健康である。
2．健康である。
3．病気をしたが休むほどではなかった。
4．病気のため休んだことがある。　病名＿＿＿＿　いつ頃＿＿＿＿　その日数＿＿＿＿日

Ⅱ．ジャンボリー出発前１週間の生活状態・健康状態
（該当項目の番号を○でかこみ＿＿部分には所要事項を記入する）
1．ふだんの生活をしていた。
2．外出していた。（キャンプ，ハイキング，合宿，クラブ活動，旅行，その他＿＿＿＿）
→いつまで　月＿＿＿＿日～＿＿＿＿日　→疲れは　残っている・残っていない
3．現在病気にかかっている。
→病名＿＿＿＿　→病状＿＿＿＿

Ⅲ．最近感じていること（該当する番号を○でかこむ）
ない……0　たまにある……1　よくある……2　そのため治療中……3

・頭痛・頭重がありますか	0・1・2・3	・下痢しやすいですか	0・1・2・3
・めまいがしますか	0・1・2・3	・便秘しやすいですか	0・1・2・3
・階段を昇ると動悸がしますか	0・1・2・3	・関節がいたんではれることがありますか	0・1・2・3
・息苦しくなりますか	0・1・2・3	・背中や腰が痛みますか	0・1・2・3
・足がむくむことがありますか	0・1・2・3	・心臓がしめつけられる感じですか	0・1・2・3
・鼻から出血がありますか	0・1・2・3	・おできができやすいですか	0・1・2・3
・鼻水がでますか	0・1・2・3	・皮膚がかぶれやすいですか	0・1・2・3
・せき・たんがでますか	0・1・2・3	・かぜをひきやすいですか	0・1・2・3
・顔がむくむことがありますか	0・1・2・3	・体がだるいですか	0・1・2・3
・口がひどく渇きますか	0・1・2・3	・ちょっとの仕事でも疲れますか	0・1・2・3
・尿の回数が多いですか	0・1・2・3	・なんとなく不安でいらいらしますか	0・1・2・3
・吐き気や吐くことがありますか	0・1・2・3	・ぐっすり眠れないことがありますか	0・1・2・3
・腹が痛むことがありますか	0・1・2・3	・気を失ったことがありますか	0・1・2・3

上記以外に体の具合で良くないことがあれば記入してください（　　）

Ⅳ．既往症・アレルギー

注　①この健康調査書は、参加隊・奉仕隊については１人１セット（２枚複写）記入します。1部は11-Ｎ Ｊ会場到着時に各ＳＣ救護所に提出用、残りの１部は本人が参加カードケースに挿入し常時携行するものです。
ＳＨＱ並びにＧＨＱ本部員については１セット記入し、本人が携行してください。
②健康状態に不安がある場合は、予め医師の診断を受け、参加できることを確認する必要があります。
③健康保険証のコピーは２枚作成し、１枚は健康調査書の裏面に添付し、またもう１枚の方は参加カードケースに挿入して下さい。
④スカウトは、保護者の確認（この調査書）が必要です。（保護者の確認欄）

派遣隊長確認：平成６年＿＿月＿＿日（署名）＿＿＿＿

海外派遣参加健康診断書

〈海外派遣参加申込書に添付する〉

＿＿＿＿＿＿連盟＿＿＿＿＿＿第＿＿＿＿団　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿隊・役務＿＿＿＿＿＿＿＿　生年月日 明 大 昭＿＿年＿＿月＿＿日

1 身長	・ cm	12 運動機能	正 ・ 不正
2 体重	・ kg	13 眼疾	あり(　)・なし
3 胸囲	・ cm	14 耳鼻咽喉疾患	あり(　)・なし
4 体格	大 ・ 中 ・ 小	15 皮膚病	あり((　)・なし
5 栄養	優 ・ 良 ・ 可	16 心臓疾患	あり(　)・なし
6 視力	右 ・ (　) 左 ・ (　・)	17 精神障害	あり(　)・なし
7 色神	正 ・ 色盲 色弱	18 ツベルクリン反応	既陽性・陰性
8 聴力	右 正・不正 左 正・不正	19 胸部X線(所見)	・
9 言語障害	あり(　)・なし	20 その他伝染性疾患	あり(　)・なし
10 呼吸器疾患(結核を除く)	あり(　)・なし	21 検尿	糖(　) 蛋白(　) 細菌(　)
11 神経系	正 ・ 不正	22 血圧	

23 既往症	あり・なし	
ありの場合	(1)肺結核 (　オ)	(5)腎炎 (　オ)
	(2)肋膜炎 (　オ)	(6)てんかん (　オ)
	(3)気管支炎・ぜん息 (　オ)	(7)その他 (　オ)
	(4)心臓疾患 (　オ)	
24 備考		

(医療機関名)　　平成　年　月　日

(医師名)　　印

(注意) 該当事項を○で囲み、空欄に必要事項を記入してください。　90共

88、救急箱の内容

Q 救急箱に入れる薬、器具等のリストを提示して下さい。

A

1、救急箱

野外活動のための救急箱は、中に納めた薬品や衛生材料を熱や湿気などから保護するために、防水性、断熱性、遮光性の高いものを選ぶ必要があります。

2、救急箱の内容品

医療器具	衛生材料	薬品
体温計 ハサミ 毛抜き ピンセット 針 綿棒 瞬間冷却バッグ 氷のう 眼帯 ルーペ	救急絆そうこう 紙絆そうこう 包帯 ネット包帯 三角布 脱脂綿 殺菌ガーゼ コールドスプレー	消毒液（マキロン） アンモニア水（キンカン） 消化剤（正露丸） 止痢剤（ビオフェルミン） 酔い止め（トラベルミン） 解熱鎮痛剤（小児用バファリン） 感冒薬（ＰＬ顆粒） 浣腸剤（イチジク浣腸） 目薬（ロート） 湿布薬（ゼノールプラスター） 暖下剤（ラキソベロン） 止痒剤（ムヒ） 逆性石けん液
	そ の 他	
	ビニール袋 メモ用紙 ボールペン マッチ 安全ピン ペンライト	（　）内は商品名の例示です

参考：「ボーイスカウト救急法」102頁　ボーイスカウト日本連盟

89、薬には使用期限があるのか

Q 薬には使用期限というものがあるのでしょうか。また薬によってちがうのでしょうか。救急箱の中にはいつ使ったのか、いつ入れ替えたのかわからない薬が入っていますがどうすればいいのでしょうか。

ポイント

＊ 薬により使用期限は異ります。薬に特に記載がなければ3年間です。

A

1、薬は時間の経過により変質しますので、薬には使用期限があります。薬の容器又は外箱、説明書（添付文書）に使用期限が記載されているものがあります。

使用期限の記載がある薬については、使用期限がすぎれば、入替えて下さい。

2、使用期限の記載は特別な場合を除いて義務づけられてはいませんので使用期限の記載のない薬も多くあります。

厚生省は「常温（0～30度C）未開封」の状態で3年間は成分が変質しないことを薬の条件としています。市販薬はこの基準を満たしていますので「常温、未開封」の状態で3年間は使用可能といえます。未開封かどうかは、一錠ずつパックされているときは一錠ずつについて判断します。

ですから、薬の容器、外箱、説明書（添付文書）に使用期限の記載がない薬の場合は、未開封のもので購入から3年間が経過すれば入替えます。

3年が経過してもなお使用可能な薬もありますが、使用可能という確信がない限り、未開封でも3年で取替えるべきです。野外活動用の救急箱は薬の保管条件がよいとはいえないことも認識するべきです。

いつ入れたのかわからない薬は3年が経過していると考えて入替えるべきです。

3、使用期限の記載のない薬を購入したときは購入日を薬の外箱あるいは薬の容器に書くようにすると管理が便利です。

参考：「ボーイスカウト救急法」103頁　ボーイスカウト日本連盟
「最新医学大事典」626頁　主婦と生活社

90、救急箱の管理・保管についての注意

Q 救急箱の管理、保管について注意すべきことは何ですか。

ポイント

＊ 直射日光、高温、高湿、極度の乾燥を避ける

A

1、一般に薬は直射日光、高温（30℃以上）、高湿、極度の乾燥により変質し易いので、直射日光、高温、高湿、極度の乾燥を避けるようにします。

搬送中、自動車のトランクに入れるのは高温の状態におくことになるのでいけません。

キャンプ地では日陰の風通しのよい所で保管します。

また、野外活動後の保管においても高温になる倉庫で保管することがないよう注意して下さい。

2、薬の説明書（添付文書）、外箱は捨てず、説明書は薬と一緒に外箱に入れ、薬のある限り保存します。

3、薬を使う時は、使用のたびに説明書を読んで正しく使います。

4、薬の容器をかえない。薬の容器を入れ替えると薬を取り違える危険が生じます。

5、薬は小分けにして密封しているものを選ぶようにします。

6、使用期限の記載のない薬は購入した日、開封した日を容器や外箱に書くようにします。

参考：「ボーイスカウト救急法」103頁　ボーイスカウト日本連盟
「最新医学大事典」626頁　主婦と生活社

11 安全指導と責任

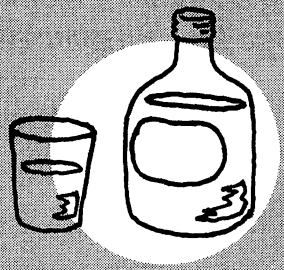

91、注意の仕方

Q リーダーがカブスカウト（小学生）に「危険な場所だから近づくな」と注意をする場合、より適切な注意の仕方を教えて下さい。

ポイント

＊ 注意はなぜ危険か具体的にするのがよい。

A

1、カブ隊（小学生）が山あいの小さな広場で休息をとった。広場の北側に谷川があり、岩にはコケがむしていた。深みもある。それで、隊長は休息に際し、「北側の川は危険だから近づかないように」とスカウトに注意をした。

休息中、1人のスカウトが川に転落した。落ちたスカウトは「川の水に手を入れてみたかった。岩に足をのせたら、滑って落ちた」と言った。川に近づきたい、川の水の中に手を入れてみたいという気持は他のスカウトにもあったろう。しかし「危険だから近づくな」という隊長の注意を守る自制心があった。ところが、落ちたスカウトは「川の水に手を入れたい」という衝動を制することができなかった。

もし隊長が「川の岩にはコケがあって滑り易くて危い。谷川の水は冷たいし、深みもあるから、足を滑らせて落ちたら、心臓マヒをおこすかもしれないよ」となぜ危険なのかを、具体的に説明して「川に近づくな」といっていたら、落ちたスカウトの行動も変っていたかもしれない。

2、経験の少ないスカウトたちに対しては危険について具体的に説明をし、注意することが、より適切な注意の方法ということです。

参考：「スカウティングと安全」4頁（昭和60）ボーイスカウト日本連盟

92、注意の伝達方法

Q 危険な箇所についてのリーダーの注意が子供たちに徹底していなかったとして、責任を問われた事件があるときいています。

ボーイスカウトではスカウト（少年）に注意を伝達する場合、班（組）ごとに並ばせてから注意をすることが多いのですが、これで十分なのでしょうか。

ポイント

＊　全員に対する注意は整列して行うこと

A

1、リーダーの注意の伝達方法が問題になった裁判事例があります。子供会の事例で、リーダーが昼食後川遊びを許可し、その許可の範囲を説明した。その際、既に子供達は川原に散らばり、走り廻るなどしており、班ごとの行動が失われている状態であった。にもかかわらずリーダーは班ごとに整列させて川遊びの範囲等を伝達することをしなかった。リーダーは子供達が散らばった状態のまま、大声で「遊んでいいのはあの岩からこの岩までよ」と言った。これが裁判において過失の一つとされたのです。

2、カブ隊やボーイ隊では通常、リーダーがスカウト全員に注意をする時は班（組）ごとに整列させ、注目の合図でリーダーに注目させた上、注意をするという方法をとっています。

この方法で注意をすれば伝達方法としては十分ですし、この方法をとれば注意の内容が行きとどきます。注意の徹底は事故防止に役立ちます。

参考：津地方裁判所昭和58年４月21日判決　判例時報1083号134頁

四ッ葉子供会事件

93、キャンプ生活での点検による安全管理

Q キャンプ生活における「点検」が、安全管理においても有益な役割を果たしていることを説明して下さい。

ポイント

＊ 点検は安全管理に役立ちます。

A

1、スカウトキャンプにおいては、プログラムとして朝の点検、夜の点検を行っています。この点検は、スカウトの進歩をはげます手がかりとなるほか、安全管理においても有意義です。

点検の目標
- キャンプの基準の維持
- 班制と進歩制の維持
- 規律とチームワークの維持
- 整理と整頓、および日々の改善
- 健康管理と衛生管理
- 災害防止と安全

2、朝の点検では、次の点検項目が安全管理に有効です。

① テントサイト内の整理整頓
② テントの乾燥状況
③ テント内の清潔
④ 炊事場の清潔、衛生
⑤ 炊具、食器の清潔、衛生
⑥ 食品の管理
⑦ ゴミ処理についての衛生
⑧ カマドの火の始末
⑨ 刃物、工具の整理整頓
⑩ 寝具、衣類の清潔
⑪ 身体の清潔

3、夜の点検では、次の点検項目が安全管理に有効です。

① テントの安全

換気、張り網の調整、溝の整備

② 炊具、工具の整理整頓

③ かまどの火の始末、薪の保管

④ 食料品の保管

4、「夜の点検は慈母のごとく」といわれます。

夜の点検はスカウトたちの安全を願ってするものです。ですから、安全衛生上の不備を発見した場合、深夜にスカウトを起こして改善作業をさせることは避け、リーダーにおいて一応修正措置を施しておきます。

朝の点検、夜の点検を確実に行うことで、安全面でのチェックができ、危険を回避することに役立ちます。

参考:「指導者のためのスカウトキャンプ」49頁 ボーイスカウト日本連盟

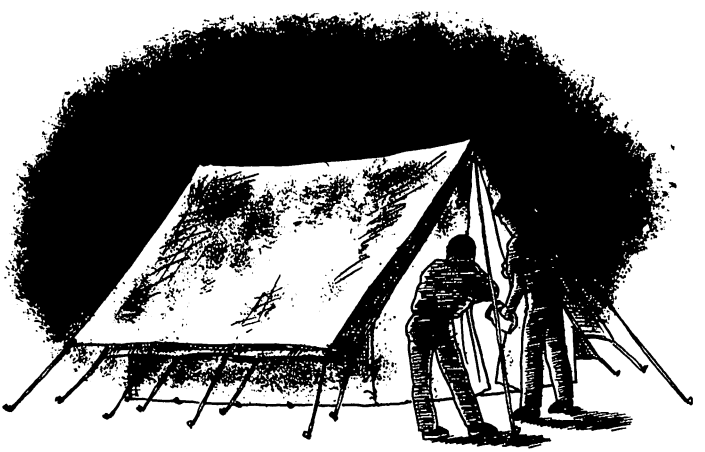

94、キャンプ中のリーダーの飲酒

Q キャンプや舎営の際、スカウトの就寝後に、リーダーが飲酒をする例があるようですが、キャンプ、舎営中のリーダーの飲酒にはどのような問題があるのでしょうか。また、引率者の飲酒が問題になった事例があるのでしょうか。

ポイント

＊ 飲酒は突発事故、緊急時の判断と行動に影響を与えかねない

A

1、スカウトの就寝後においても、気象の急変、スカウトの発病、突発事故等の緊急事態が発生することがあり、その場合リーダーは、冷静に事態を把握し、適確に判断し、迅速に行動する必要があります。

飲酒は、冷静に事態を把握し、適確に判断し、迅速に行動することの妨げとなります。リーダーが飲酒しているために判断を誤り、あるいは迅速に行動できず（車両の運転もできない）スカウトを危険な状態に置く、あるいは被害を大きくするということになりかねません。

キャンプ中、リーダーは24時間プログラム中であるという意識をもつことが大切です。

2、引率者が行事中に飲酒をするのは論外です。

中学校の登山旅行中、宿泊旅館前広場で行われた花火大会の終了後、男子生徒が除雪溝に転落し死亡した事故において、花火大会開始前、夕食時に引率の教諭らが飲酒をしていた事実が判明し、飲酒の事実が引率者の安全配慮に対する杜撰さ、精神の弛緩の証拠として法廷で追求されることとなった例があります。

そして法廷で飲酒を追求された教諭はしどろもどろの答弁で弁明のしようのない事態に追いこまれています。

法廷での答弁を一部再現すると次の状態です。

① 証人A教諭に対する質問

質問 勤務時間中、しかもあとに行事を控えているという段階でお酒を飲

まれたということについて先生はどういうふうにお考えになっていますか。

答　今まで北部中学ではこういうふうにしているのかなというふうに…。私は宿舎係としてほんの一、二杯ということでした。

質問　それが教育者として、特に大事なお子さんを預かっている先生方の立場としていいことであるか、どうであるかということについてはどうですか。

答　…今までの慣例もあったので、一概に、ちょっと答えるという…。

質問　極めて単純なことだと思うんですけれども、どうなんですか。

答　……。

② 証人B教諭に対する質問

質問　お酒は一人あたり何本くらい出ましたか。

答　ほんのわずかだと思います。

質問　どの程度ですか。

答　一本くらいじゃないかと思います。

質問　あとで大事な行事がひかえている。しかも広場には危険な箇所がひかえている。その点でお酒を飲むということは、何か感じませんか。

答　たくさん出たということでもありませんし、そのままにするということも抵抗はもちろんあるわけですが、わずかなことならば、支障はないだろうと、こういうことでありました。

3、飲酒は行事に対する杜撰さ、あるいは気のゆるみの現れととらえられ、リーダーに対する信頼を失うことになりかねないことを心すべきです。

参考：長野地方裁判所　昭和52年1月21日判決　判例時報876号100頁

95、アルコールの影響

Q 飲酒によりアルコールを摂取した場合、人体に対する影響について教えて下さい。

ポイント

＊ 自己規制がゆるみ、確認が抜けます。

A

1、アルコールの摂取とその影響についてはその人の体重、飲み方、肝機能によって異なります。しかし、いかなる人でもアルコールの影響を受けることは間違いのないことです。

2、標準的にいいますと日本酒２合（ビール２本弱）飲酒すれば次の症状がおきます。

- 自信過剰の錯覚に陥る。
- 自己規制がゆるむ。
- ふだんの欠点が表に出る。
- 記憶の狂いや覚え違いが激しくなる。
- 動作が乱れる上に動作が先走り、確認が抜ける。

3、また、ビール2.5本（日本酒約2.5合）飲むと１時間後に血中アルコール濃度が0.12%になり、アルコールが体内からなくなるのに７～８時間かかります。

つまり血中アルコール濃度は短時間で上昇し、消失する過程はきわめて遅いので、長時間アルコールの影響下にあるということです。

4、以上の研究結果があることを心得ておくべきです。

参考：長山泰久「ドライバーの心理学」（1979）企業開発センター交通問題研究室

96、危険に対する判断能力

Q リーダーが活動において子供（スカウト）の安全を配慮する場合、その内容は子供の危険に対する判断能力により異なります。そして、子供の判断能力は年令により違いがあります。

子供の年令と危険に対する判断能力をどのように把握すればよいのでしょうか。

A

1、子供（スカウト）の危険に対する判断能力は、年令により異ります。

リーダーは子供の危険に対する判断能力を知り、それに即した安全対策をなすことになります。

例えば、河原で昼食をとる場合、子供が中学2年生であれば、昼食をとる場所の範囲を指定し、河原から離れていく者がいないか目くばりをすることで足りますが、小学校の低学年の子供が対象の場合は、注意をきかず、水に近づく者のいることを予測し、水際にリーダーが立つ等の方法により、監視体制をとることが求められます。

2、裁判事例から、子供の危険に対する判断能力を学年、年令ごとに整理をしますと、次の表のようになります。

子供の判断能力

学年・年令	判断能力	備考
小学校1年生	事理弁識能力が不十分なものも混在している。 危険、安全等の教育について3学期になれば聞き分けは期待できる。	徳島地方裁判所 昭和45.10.16 判タ260号296頁
小学校3年生	事理を弁識する能力がある。	仙台地方裁判所 昭和55.12.15 判タ433号124頁

小学校3年生	ヒグマの檻に近づくことが禁止されていること、檻の中に手指を入れることが危険であると判断しうる能力はある。	札幌地方裁判所 昭和48.3.27 判時722号91頁
	窓に渡してある鉄棒に腰かけることは、極めて危険であることは十分に認識できる。	福岡・小倉支部 昭和53.7.25 判時933号112頁
	教師の注意があっても、これに違反するのは普通の事態なので、違反するものがいることは予期する必要がある。	大審院 大正5.6.1
小学校3、4年生	他の学年と比して、遊び盛りでこわいもの知らずである。天井板の材質が児童の体重を支えることができないものであると判断することは期待できない。	大阪地方裁判所 昭和51.2.27 判時827号85頁
	事理弁識能力を備えており、危険な行動についても弁識している。屋上で遊ぶのは危険であることを理解できた。	広島地方裁判所 昭和52.6.22 判時873号79頁
小学校5年生	階段、手すりにとび乗れば、いかなる危険を招来するかもしれないとの事理を弁識し、これに対処して行動しうる能力を有している。	福岡・小倉支部 昭和46.11.30 判時676号64頁
小学校6年生	海における水泳や水遊びの危険性についての一応の理解と判断力を有している。	札幌地方裁判所 昭和60.7.26 判時1184号97頁
中学校1年生	幼児や小学校低学年の児童と比較すれば、判断能力、行動能力は備わりつつある。危険箇所の発見、危険回避の行動、自己規制等をある程度なしうることは期待できる。	長野地方裁判所 昭和52.1.21 判時867号100頁
	整地用のローラーを駆足で牽引することの危険は容易に予知認識できる。	静岡・沼津支部 昭和62.10.28 判タ671号187頁

学年・年令	判　断　能　力	備　　考
中学校２年生	成人と同視することはできないものの、事理弁職能力があり、相当程度、身の安全を守る能力を備えている。	浦和地方裁判所 昭和61.12.25 判時1252号87頁
高校生	一般に高校生になれば自分の生命、身体に対する危険を予見する能力は成人に劣らないものである。体操部のクラブ活動に従事している高校生は、自分の意思で進んで危険の伴う練習をするのであるから、生徒自身にも安全保持の責任がある。	浦和地方裁判所 昭和56.8.19 判時1023号92頁
高校１年生	危険回避の判断及び行動能力を有している。過度の疲労を覚えれば、直ちに教諭に申し出て休憩するなど、事故発生を回避することができる。	松江・出雲支部 昭和54.3.28 判時940号99頁
１６才	泳げないことを自覚し、海水浴の危険を認識し、ボートが転覆する場合のあることを予測し、自ら生命の安全を守ることができる。	東京地方裁判所 昭和44.12.18 判時590号55頁
高校２年生	満１５才以上であって、自らの行動を弁識して、これを自主的に決定する能力を有する。	熊本地方裁判所 昭和50.7.14 判タ332号331頁
１７才	ボクシングが身体、生命に危険を及ぼすことのあることは予測できる。	津地方裁判所 昭和54.10.25 判時957号94頁
大学生	元来成年者ないしはそれに近い年令のものであって、一般的判断能力を充分に備えている。	大阪地方裁判所 昭和61.4.17

注：判時は判例時報、判タは判例タイムズの略

97、ボランティア活動と法的責任

Q 無償のボランティア活動中に事故が発生した場合に、ボランティアであることで責任が免除、あるいは軽減されることはないのでしょうか。

ポイント

＊　無償のボランティア活動だから責任を免れるものではありません

A

1、ボランティア活動中発生の事故につき裁判で争われた事例の中に、無償のボランティア活動の社会的有益性を理由にボランティアに課される注意義務又は過失責任は、軽減又は免責されると主張した事例があります。

しかしながら裁判所は「ボランティア活動だからとして過失責任を免責又は軽減するものではない」としています。「無償の社会的に有益な、いわゆるボランティア活動であるということのみから、活動の場で予想される危険についての予見及び注意義務が軽減又は免除されるべきであるとの結論を導くことはできない」としています（引野剣道少年団事件）。

別の事例では「子供会活動は社会的意義を有する有益な活動であることは周知の事実であるところ、右活動が無償の行動により支えられているものであり、かかる行動を社会的に高く評価すべきものであることはいうまでもないところである」としつつも、「注意義務をそのことの故に直ちに否定する根拠となりうるものではない」と結論しています（四ッ葉子供会事件）。

ボランティアということでもって責任を免れる、あるいは軽減されるものではないのです。

2、ボランティア活動ということのみで責任を免れる、あるいは軽減されることはないのですが、裁判所においてもボランティア活動を高く評価しています。

このことがボランティアの過失と被害者の過失の割合を定める段階では、それなりの評価となっているようにも思われます。

参考：津地方裁判所昭和58年４月21日判決　四ッ葉子供会事件
福岡地方裁判所小倉支部 昭和59年２月23日判決 引野剣道少年団事件

引率者に逆転無罪

津・子ども会訴訟控訴審

注意義務違反なし

名古屋高裁　最高責任者といえず

子供会活動のハイキング中に児童が川に落ち、死亡した事故で、県市町辺町二八七、三重高職員田村マキ子被告（43）が、ボランティアとして会員で初めて過失致死罪の刑事責任を問われた「津・子ども会訴訟」の控訴審判決公判が二八日午前十時半から、名古屋高裁刑事二部で開かれた。杉山徳郎裁判長は「活動の実態の状況、被害児童の年齢、学年、健康状態、被告人の地位・役割などを考えると、被告人には注意義務違反と法令解釈適用の誤りがある」と述べ、求刑懲役一年、執行猶予三年を言い渡した。

一審判決は、会員のボランティアにさほど大きな能力を与えてきたが、今回の控訴審判決は時の経過人主義のような過失なくはなく別的な状況において、ボランティアの過失責任を問えたものである。その上で、判決は「引率者がボランティアだからといって、すぐに全く注意義務がないとはいえない」と、注意義務の存在を明確に認めた上で、しかし引率者の地位や役割を客観的、総合的に検討し、「最高責任者の地位にあり、客観的に監督責任を負っていた」と述べて、指揮的責任はあるとした。

そして、判決は田村被告の具体的役割の検討に入り、「本件では被害人は子ども会の指導者ではなく、ハイキングで役割を果たしていれば、むしろ保護者の責任者だったとはいえる」と、注意義務の存在を明確にした。

一審判決は、まず、争点の一つだった「指揮監督の役割責任」について「非常に大きな過失なくはなく別的な状況において、ボランティアの過失責任を問えたものである」とした。

98、注意無視による事故もリーダーの責任か

Q リーダーが子供に注意したにもかかわらず、注意を守らず、その結果事故が発生した場合にもリーダーに責任があるのですか。

ポイント

＊ リーダーは危険防止のための注意を与えた上、なお子供の能力に応じ、監視又は目くばりが必要です。これを欠かすと責任を問われます。

A

1、リーダー（引率者）が子供に危険防止のための注意を与えたにもかかわらず、子供がリーダーの注意を守らず、結果、事故につながった次の事例があります。

2、事例A

①（事故発生）

市立中学校２年生が林間学校に向う途中、昼食のため河原に立寄った。教師から「河原から離れて行動しないように、水に近づかないように」との指示がなされていた。

ところが中学２年生のＡは指示を守らず、平坦な河原から離れ、岩場へ行った。そしてダムの放流で水量の増していた流れに突きだした部分でしゃがみ、立上がろうとしてバランスを崩し、水流に滑り落ちた。

②（裁判所の判断）

この事例で裁判所は、引率の教諭らが生徒の動きに目くばりをしていなかったことを過失とし、引率者に責任があるとしました。

しかしながら、事故はＡが教諭の指示を守らなかったことに主たる原因があるとし、引率者の責任は２５％の範囲としました。

3、事例B

①（事故の発生）

剣道少年団が旅行をし、海岸で磯遊びをした。引率者は磯遊びの範囲として、波打際から沖合１５ｍの位置を指示し、その範囲を越えて沖へ出てはいけない旨注意した。

会員児童B（小学校6年生）は指示された範囲を越えて沖へ出、会員の中学生が引き返すよう注意したのにこれもきかず、引き潮に足をとられて溺れた。

②（裁判所の判断）

裁判所は、引率者らには磯遊びの範囲を越えて沖へ行く児童がないよう、常に監視体制を整えておくべきであるのに、これを怠ったとして過失責任があるとしました。

しかしながら、Bにも指示された水域を越えて沖へ行ったという過失があるので、引率者らの責任は2割が相当としました。

4、リーダーは子供に対し、危険防止のため注意を与えます。しかし、注意を与えればそれで安全対策は尽くされたわけではありません。子供の年令により異りますが、指示を守らない子供がいることも予測しなければなりません。そして子供の判断能力に対応した監視なり、注視なりすることが求められます。

この監視なり注視なりを欠いた、あるいは不十分であったため、事故が発生した場合、責任を問われるのです。

そして、それは裁判例からしますと、２０％あるいは２５％の責任を問われるということです。

5、なお、先の2つの事例からわかるように、リーダーが子供に的確な注意をし、子供の年令に応じた監視なり注視なりしておれば、事故は防げるものなのです。

参考：浦和地方裁判所昭和61年12月25日　判例時報1252号87頁
札幌地方裁判所昭和60年7月26日　判例時報1184号97頁

99、免責条項は有効か

Q 万一、スカウト活動中に事故が発生した場合でも、指導者及び団委員長に対し責任追及をしない旨の約定を入団申込書等に記載している例があります。一切責任追及をしないという約定は有効なのでしょうか。

ポイント

＊ 事故が発生しても団及び指導者に対し一切責任追求をしないという約定は、法的には効果がありません。

A

1、ボランティアとして活動している中で万一事故が起きた場合、指導者あるいは団委員長に対し損害賠償請求がなされることがあり得ます。

そこで入団時あるいはキャンプ参加申込の時などに「事故が起きても指導者及び団委員長に対し何ら法的責任を追及しません」という書面を取得している例があります。

このような約定を免責条項といいますが、かような免責条項は法律上有効とはいえません。

2、(事例)

次の事例があります。

ボランティアで運営している剣道少年団は、事故について、剣道少年団に入会する際、父兄から「総会において委嘱された奉仕指導者に対しては一切の責任を問わない」旨の約束を得ていた。

その剣道少年団のキャンプ中に少年の一人が竹トンボで受傷し、視力低下の機能障害を残した。

この事故で指導者は、免責の約束がある旨主張したが、裁判所は「少年団の活動は剣道が主体であり、剣道は相手に対する攻撃を内容とするスポーツであるので、そのことによる事故の発生は十分に考えられるところ、かかることによる損害について指導者に責任を問わないことを注意的に定めたものと解するのが相当であり、本件事故まで含むものということはできない」と

し、指導者に過失がある場合まで免責する趣旨ではないとしています。

3、したがいまして、「事故が発生しても団委員長及び指導者に対し、一切責任追求をしない」という免責条項は団委員長、指導者に管理、監督上の過失責任がある場合にまで免責するものではありません。

法的な効果はないということになります。

4、法的には効果のない免責条項でも入団申込書に書く、あるいは別途にそうした内容の書面をもらうほうがよい、という一面があります。それは全ての事故が訴訟になるわけではなく、大部分はそれ以前に話し合いをするわけです。話し合いの中では「指導者に対して、責任を問わない」という書面はボランティアに対する評価、理解として、また個々の指導者に対する厚情として効果をもつことがあるからです。

参考：福岡地方裁判所小倉支部　昭和59年2月23日判決
判例時報1120号87頁　引野剣道少年団事件

100、保護者への事故報告義務

Q 活動中にスカウト（小学生）がケガをした場合に、リーダーは保護者に対してどのような事故であっても事故の報告をしなければいけないのでしょうか。事故の報告をしなかったことで問題になった事例があるのでしょうか。

ポイント

＊ 法的責任としての報告義務の範囲は限定的です。
しかし、リーダーとしては、小さな事故でも保護者に報告すべきです。

A

1、（事例）

保護者に対する事故報告義務が問われた裁判事例がありますので紹介します。

小学校においてサッカーの試合中、小学校6年生のAは眼にサッカーボールの強打を受け、しゃがみこんだ。

審判をしていたB教諭が試合を中断し、Aに「大丈夫か、保健室へいったらどうか」と声をかけたところ、Aは大丈夫と答えたので、試合は再開された。Aは元気に動き廻っていた。試合終了後、B教諭は再度大丈夫かと尋ねた。

Aは平素と変わらない態度であった。A自身は試合終了後、眼に異常を感じたが、母親にもB教諭にも眼の異常を話さなかった。

Aは、サッカー選手になることを夢み、サッカーの強い学校に進学することを希望していた。しかし、サッカーでケガをしたことが母親に知れるとサッカーをやめさせられると思い、眼の異常のことを話さなかった。

ところが、Aに外傷性網膜剥離の疾患が発生していた。その発見が遅れたため、Aは後日失明した。

Aの保護者はB教諭がAの保護者に対し、事故を通知しなかったため、Aの外傷性網膜剥離の疾患の発見が遅れたものであるから、B教諭には保護者に対する事故の通知義務を尽さなかった過失があると主張した。

2、(裁判所の判断)

何ら症状が発生していない場合に、児童自身が保護者に対し自主的に事故について正確な報告をするとは限らない。だから、教諭は保護者に対し、保護者において事故後も十分に経過を観察し、適切な処置をとりうるよう事故に関する報告をすべき義務がある。

しかし、保護者に対する報告義務が認められるのは、事故後、将来にわたり何らかの病状が発現することが予見される場合に限られる。

この事例では、Aの事故後の行動並びに外傷性網膜剥離の性質からして、その発病を予見することは極めて困難であった。

よって、B教諭が保護者に対し事故報告をしなかったことは、過失とはいえない。

3、(報告義務の範囲限定)

裁判所は事故があった場合の、保護者への報告義務の範囲を限定しています。将来にわたり何らかの病状が発現することが予見される場合に、保護者への報告義務があると限定しています。

それは法的な責任という場面で、限定しているのです。

4、(リーダーとしての報告義務)

いかに小さな事故であっても、本事例のように、予想外の結果を生ずることはありうるのです。ですから、保護者の立場からすれば、どのような事故についても、保護者に連絡がなされるのがのぞましいことはいうまでもありません。

そして保護者は、小さな事故でも報告してくれるリーダーに信頼を寄せるのです。このことも心すべきです。

参考：東京高等裁判所　昭和58年12月12日判決　判例時報1096号72頁
「学校事故の法律問題」204頁、三省堂

101、事故発生時の緊急措置

Q 事故が発生した場合、緊急措置はどの手順で行うのがよいのでしょうか。

ポイント

＊ 救急措置が第一、その次は団委員長と協議することです。

A

1、スカウト活動中に事故が発生した場合の緊急措置の手順は次のようになります。

① リーダーはまず負傷者に応急措置を施す。

② 救急車の手配又は負傷者の病院への搬送。

③ 団委員長への連絡。

事案によっては警察への届出。

警察への届出については団委員長と協議の上、行うのが望ましい。

なお、交通事故については、自動車運転者に警察への報告義務のあることを忘れないで下さい。

④ 親権者、家族への連絡。

⑤ 利用施設関係者に対する連絡。

⑥ 地区への連絡。

2、損害賠償責任を負うおそれのある場合、被害者との示談交渉は、日本連盟の指示を待ってから行うようにして下さい。日本連盟との協議に基づかない示談の場合、損害賠償責任保険の保険金が支払われないおそれがあります。

12

保　険

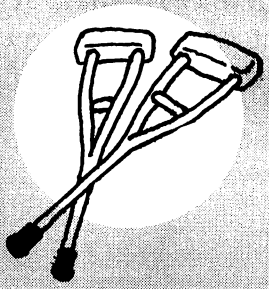

102、スカウト保険の内容

Q　スカウト保険といわれている保険の内容を教えて下さい。

ポイント

＊　傷害保険と損害賠償責任保険があります。

A

1、スカウト保険という名称で発売されています保険は次の内容の損害保険です。

①　スカウト傷害保険

②　損害賠償責任保険

イ、対人保険

ロ、対物保険

この中から必要な種類だけを選び、必要な保険額で加入することができますが、各損害保険会社とも①、②、イ、ロをセットにし、○○スカウト保険として販売しています。

2、スカウト保険の内、ボーイスカウト日本連盟及びガールスカウト日本連盟は、損害賠償責任保険の対人保険について一括加入しています。加入保険金額は平成6年現在次のとおりです。

1名につき　5,000万円

1事故につき　3億円

また、日本連盟はジャンボリー等の大会についても、その都度、損害賠償責任保険の対人保険について上積み加入しています。

3、したがいまして各団でスカウト保険に加入する場合には日本連盟が損害賠償責任保険について加入していることを考慮して加入することが合理的です。

103、ボーイスカウト賠償責任保険の内容

Q　ボーイスカウト賠償責任保険の内容を説明して下さい。
また、日本連盟で加入している賠償責任保険の内容も説明して下さい。

ポイント

＊　事故の発生につき、指導者に責任がある場合に支払われる保険です。

A

ボーイスカウト賠償責任保険（ガールスカウト賠償責任保険も同じ）

1、(内容)

この保険はボーイスカウト活動中にスカウト、又はスカウト以外の第三者が事故により負傷、または死亡した場合で、指導者、あるいは日本連盟、県連盟、地区組織等の主催者に法律上の損害賠償責任がある場合、損害を保険金として支払うものです。

2、(指導者の責任)

従って、ボーイスカウト活動中にスカウト、又はスカウト以外の第三者が受傷した場合で、指導者に法律上の損害賠償責任がある場合に保険金が支払われます。

たとえば、指導者の過失による事故として、次のようなものが考えられます。

① 適切な指導を怠った場合
② 安全の点検、注意を怠った場合
③ 事故発生時の措置が十分でなかった場合

指導者に法律上の損害賠償責任がない事故による損害発生については、保険金の支払はありません。

3、(保険金額)

日本連盟が一括加入している損害賠償責任保険の保険金額は平成6年現在次のとおりです。

① 1名につき　5,000万円を限度

② 1事故につき　　3億円を限度

なお、日本連盟は対物保険には加入していません。

4、(例外)

① 自動車の所有、使用、管理にかかる責任による事故については、ボーイスカウト賠償責任保険からの保険金支払はありません。

ボーイスカウト活動中に自動車事故をおこした場合には、ボーイスカウト賠償責任保険からは保険金は支払われないということです。ですから、ボーイスカウト活動に自動車を使用する場合、その使用する自動車につき、

㋑ 自動車保険に加入しているかどうか

㋺ 保険金額が十分か

㋩ 運転者につき年令条件付(26才以上、21才以上)の場合は、その条件に適合しているか

を必ず確認することです。

② 対物損害賠償責任保険に加入している場合でも預り物、借用物を破損し、破損につき指導者に責任があっても保険金は支払われません。預り物、借用物については対物保険の対象ではないからです。

104、ボーイスカウト賠償責任保険の上積

Q 日本連盟が賠償責任保険に加入しているのに、更に各団において賠償責任保険に加入することにはどのような意味があるのでしょうか。

ポイント

＊　日本連盟加入の保険金に各団での加入分が上積みされます。

A

1、日本連盟加入の賠償責任保険（平成6年現在）

1名につき　5,000万円

1事故につき　3億円

2、各団において賠償責任保険に加入しますと、契約保険金額が上積みになります。

例えば、各団において次の賠償責任保険に入ったとしますと、

1名につき　5,000万円

1事故につき　2億円

賠償責任保険によって補填される補償金の上限が

	日本連盟	各　団	計
1名につき	5,000万円＋	5,000万円	＝1億円
1事故につき	3億円＋	2億円	＝5億円

まで上積みされるのです。

保険により補填される損害賠償額を大きくしておくことは、万一の場合の備えを大きくしておくということで意味があります。

3、対物保険

指導者及び団関係者、スカウトが物を破損した場合で、その破損が指導者の指導が誤っていた等、指導者の責任に基づくときは破損したものの損害賠償につき補填するのが対物賠償責任保険です。

日本連盟は対人賠償責任保険に一括加入していますが、対物賠償責任保険には加入していません。

物を破損させる事故が予測される場合は、団において対物賠償責任保険に加入するのは備えとして意義があります。

105、賠償責任保険の支払事例

Q　ボーイスカウト賠償責任保険が支払われた事例、支払われなかった事例を教えて下さい。

ポイント

＊　指導者に責任があるといえる場合に支払われます。

A

ボーイスカウト賠償責任保険は、ボーイスカウト活動中にスカウト又はスカウト以外の第三者が事故により死傷し、リーダーに法律上の損害賠償責任がある場合に支払われる保険です。リーダーに責任がなければ、保険金支払の対象とはなりません。

保険金が支払われた事例、支払われなかった事例として、つぎのものがあります。

1、保険金支払の事例

①　カブのハイキング中、第三者に傷害

Ⅰ　事故の概要

昭和57年6月13日正午頃、カブスカウト隊のハイキング中、昼食を終ったカブスカウト5人が近くの崖の上で走りまわって遊んでいた。その中の1人が足を滑らせたため、崖の上の石が落ち、崖下を通行中の人の頭部にあたり負傷させた。

Ⅱ　支払理由

保険対象となるカブスカウト隊のハイキング中の事故である。

野外活動をする場合、指導者は引率するスカウトの行動に十分注意すべきであり、危険が予測される行動を発見したときは直ちにその行動を止めるよう適切な指示をする必要がある。この事例は指導者がその注意を欠いたため発生した事故であるので、この指導者は被害者に対し損害を賠償する責任がある（民法第714条2項　代理監督者の責任）。

②　スカウトの石なげによる別のスカウトの受傷

Ⅰ　事故の概要

昭和56年8月22日午後2時30分頃、キャンプ場内で隊員の一人が石を

投げていたところ、石が別の隊員の左眼にあたり、長期治療の結果、視力障害の後遺症が残った。

Ⅱ　支払理由

行事中の事故である。

ボーイスカウト活動を実施する上で指導者は未成年者の親に代って監督をする義務がある。指導者は引率しているスカウトが他のスカウトや第三者に対し危険なことをしないよう十分に注意する必要がある。この事例では、指導者はスカウトが石を投げて遊んでいるのに漫然と見過し、中止させるよう適切な指導を怠った。よって損害賠償責任がある（民法第714条第２項）。

③　殺虫剤のスプレー缶爆発による受傷

Ⅰ　事故の概要

昭和57年８月30日午前10時頃、ボーイスカウト隊の長期キャンプにおいてスカウトがゴミ処理作業を行った。穴を掘り、その中へゴミを投げ込み、焼却していたところ、ゴミの中に殺虫剤のスプレー缶が混っていた。そのスプレー缶が爆発し、スカウトが火傷を負った。

Ⅱ　支払理由

保険対象の行事中の事故である。

ゴミ処理をさせる場合、指導者はゴミの中に爆発するものはないか、ガラス等負傷しやすいものはないか十分注意すべきであり、そのような物を発見したときは直ちに適切な処理方法を指示すべきであったのに、漫然と作業を続けさせた。それにより発生した事故である（民法第714条第２項）。

また、この事例では引率していたのが経験の浅い、若い副長補であった。キャンプ実施の責任者にこのような副長補を選任した指導者にも、選任に際し安全対策等十分な指示を怠った責任がある（民法715条　使用者の責任）。

２、保険金が支払われなかった事例（免責事例）

①　ステージのスクリーンが倒れて負傷

Ⅰ　事故の概要

昭和58年３月13日午前11時45分頃、公民館の講堂において、カブ隊の行事が終り、掃除の準備中、講堂ステージのスクリーンが突然倒れ、デンマザーが負傷した。

Ⅱ　免責理由

公民館側はスクリーンが倒れ易いことをある程度知りながら、団の責任者に注意を促さなかったのでこの事故が発生した。団の責任者はスクリーンが倒れ易いことを公民館側から知らされておらず、危険性があるとは知らなかった。よってこの事例では公民館に賠償責任があり（民法第717条　工作物等の所有者の責任）、団には責任がない。

② スキー訓練中の接触事故

Ⅰ　事故の概要

昭和58年４月１日午後２時45分頃、スキー訓練中のカブスカウト（10才、小学校４年生）が他のスカウトと接触、転倒して左下腿骨を骨折した。

Ⅱ　免責理由

本件スキー訓練は、負傷者の所属団よりスキースクールに訓練を委託して行われ、事故当時も同スクール所属の公認インストラクターの指導監督の下に実施されていた。団がスキースクールに行事を委託することにつき過失は認められず、団及び指導者に責任があるとはいえない。

③ キャンプ場でのマムシによる咬傷事故

Ⅰ　事故の概要

昭和58年８月４日午後７時頃、団キャンプを実施中、開拓中のキャンプ場でプログラム終了後、スカウトの入浴を監視中の副長補（18才）がマムシに咬まれ20日間入院した。

Ⅱ　免責理由

負傷者の副長補は準指導者である。従って本件は指導者自らの傷害事故であり、損害賠償責任保険の対象外である（スカウト傷害保険は支払われます）。

④ 電動ノコギリによる手指切断事故

Ⅰ　事故の概要

昭和59年12月23日午前10時30分頃、団の年末行事準備中、固定式電動ノコギリで薪作りをしていたシニアースカウト（17才、高校３年生）が誤って左手を巻き込まれ、第１指切断（後に接合）等の傷を負った。

Ⅱ　免責理由

本件の負傷者は17才の高校生であり、電動ノコギリを使用するにつき、その危険についての認識が充分にある者である。指導者に責任はなく、保険の対象外である。

106、事故の通知について

Q 団あるいは隊の行事において事故が発生し、賠償責任を負うおそれがある場合には、事故の連絡はどのようにすればよいのでしょうか。

ポイント

＊　損害賠償のおそれのある事故は、まず団から地区へ通知をする。

A

1、事故通知

損害賠償責任を負うおそれのある事故の場合は、必ず次の順序で通知して下さい。

団は「地区」へ、「地区」は「県連」へ、「県連」は「日本連盟総務部」へと順次通知をして下さい。日本連盟にとりあえずの第一報が事故発生後2週間以内に届くように配慮して下さい。

2、事故通知の内容

事故通知として次の内容を報告して下さい。全ての資料が揃わなくても、まず、とりあえずの連絡をすることです。

① 事故発生の団名　○○県連盟○○第○団○○隊
② 行事主催者の氏名、住所、電話番号
③ 集会、行事計画書に示された責任者
④ 事故発生日、時刻
⑤ 事故発生場所　○○県○○郡○○村○○番地
　山林、草原、キャンプ場等具体的に
⑥ 被害者の氏名、年令、職業（学校）
⑦ 行事内容　キャンプ中、ハイキング中等具体的に
⑧ 事故発生状況と原因　具体的に
⑨ 負傷の部位、程度、治療の状況
　入院、通院の病院名と電話番号、担当医師名、治ゆの見込み
⑩ その他参考資料
　事故状況把握のための現場写真、実地検分図、事情聴取記録等

107、スカウト傷害保険の内容

Q　スカウト傷害保険の内容について説明して下さい。

ポイント

＊　活動中に事故があり、スカウト、指導者が負傷したとき指導者の責任とは関係なく支払われる保険です。

A

1、スカウト傷害保険

スカウト傷害保険はスカウト活動中にスカウト、指導者、団関係者が事故によって負傷した場合に保険金が支払われる保険です。

ボーイスカウト損害賠償責任保険と異なり、事故の原因が指導者の過失による場合、指導者に過失のない場合を問わず支払われます。

ボーイスカウト日本連盟はスカウト傷害保険には加入していませんので、各団で加入することとなります。

2、保険の対象者

スカウト傷害保険に加入できるのはスカウト、指導者、デンリーダー、団委員等の日本連盟正式加盟員（登録をしている者）と仮入隊員です。

登録をしていないデンリーダー、インストラクター、スカウトの保護者はスカウト傷害保険に加入できません。

3、保険事故

次の条件を満たす事故について保険金が支払われます。

①　日本国内における事故

海外での活動では別途の保険に入って下さい。

②　指導者の管理下

指導者の管理下にある場合の事故につき、保険金が支払われます。

それは、次のいずれかの場合です。

i　隊または班の訓練中

ii　隊、地区、県連、日連が行う行事に引率者が引率して参加中

なお、シニアー活動、ローバー活動においては指導者が同行しないプログラムがありますが、その場合は指導者が承認を与えた活動であれば指導者の管理下ということになります。

iii　活動場所への往復途上

住居と集合・解散の場所との往復途上も含まれます。この場合、日本連盟が定めた制服を着用していることが必要です。

ネッカチーフだけの服装では厳密にいえば保険の対象になりません。また解散後、寄り道をして事故にあったというのもダメです。住居と所定の集合・解散の場所との合理的な径路に限られます。

③　急激で偶然な外来の事故

次のものはこれに該当しませんので、保険の支払はありません。

(1)　細菌性食中毒

(2)　日射病、熱射病

(3)　靴ずれ、野球肩

(4)　急性心不全（心臓マヒ）等の心臓疾患

支払がなされた具体的事例、支払がなされなかった具体的事例はQ110でより詳しく説明していますので参照して下さい。

4、保険金

保険金の内容は次の3種類です。

①　死亡、後遺障害保険金

事故による傷害の結果、死亡したり後遺障害が残った場合に支払われます。

後遺障害についてはその程度により保険金の3％から100％の保険金が支払われます。

②　入院給付金、通院給付金

事故による傷害の結果、入院したり通院した場合に支払われます。

例えば、ボーイスカウト活動中に骨折して20日入院、30日通院した場合で、入院給付金1日2,000円、通院給付金1日1,200円の保険に加入していると次の金額が支払われます。

入院　20日×2,000円＝40,000円

通院　30日×1,200円＝36,000円

支払保険金　　76,000円

注意して戴きたいのは、入院給付金、通院給付金が1日当り金○○円として支払われるという保険であって、治療費が支払われる保険ではありません。

5、保険金の上限

スカウト傷害保険の保険金額の上限は次のように定められてます。

死亡後遺障害　　500万円

入院給付金（日額）　7,500円

通院給付金（日額）　5,000円

これは一般の保険と較べ、保険料が特別に低く算出されているので、上限が設けられているものです。

参考資料

ボーイスカウト、ガールスカウト傷害保険特約条項

第１条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が日本連盟ボーイスカウト日本連盟（下部組織を含みます。以下「日本連盟等」といいます。）の行う行事（以下「行事」といいます。）に参加している間に、傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第１条（当会社の支払責任）に規定する傷害を被ったときは、この特約条項および普通約款の規定に従い保険金を支払います。

第２条（定義）

① 前条の「行事に参加している間」とは、被保険者が行事に参加するため所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、日本連盟等の認める指導者の指揮、監督および指導下にある間をいう。

② 前項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、被保険者が行事に参加するため、住居と所定の集合・解散の場所とを、合理的な経路および方法により往復している間についても、前条の「行事に参加している間」に含めるものとします。

(1) 被保険者が日本連盟等の定める制服を着用している場合

(2) 次の要件をいずれも充足する場合

イ．被保険者が行事に参加するため住居を出発する前に、当該行事に参加する被保険者の氏名が保険契約者の備える資料により確定していること。

ロ．当該行事の開催される日時および場所が保険契約者の備える資料により確定していること。

③ 被保険者の学校もしくは勤務地から所定の集合地へ赴く場合または所定の解散地から被保険者の学校もしくは勤務地へ赴く場合には、その間については、前項の「住居」とあるのを「学校または勤務地」と読み替えて同項の規定を適用します。

第３条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金支払特約が付帯されている場合の通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、１被保険者につき次の金額とします。

死亡・後遺障害保険金額	円
入院保険金日額	円
通院保険金日額	円

第４条（契約の方式）

第５条（被保険者の増員－記名式契約）ないし第９条（被保険者の増員－準記名式契約）の適用にあたっては、契約の方式により、それぞれ次に掲げるとおりとします。

(1) この保険契約が、保険証券に被保険者名を記載する方式（以下「記名式」といいます。）による場合には、第７条（被保険者の範囲－準記名式契約）ないし第９条（被保険者の増員－準記名式契約）は適用せず、第５条（被保険者の増員－記名式契約）および第６条（被保険者の減員－記名式契約）の定めるところによります。

(2) この保険契約が、保険証券に被保険者名を記載しない方式（以下「準記名式」といいます。）による場合には、第５条（被保険者の増員－記名式契約）および第６条（被保険者の減員－記名式契約）は適用せず、第７条（被保険者の範囲－準記名式契約）ないし第９条（被保険者の増員－準記名式契約）の定めるところによります。

第５条（被保険者の増員－記名式契約）

① 保険期間の中途において被保険者が増員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく書面をもってその旨を当会社に通知して、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。

② 増員者の保険期間は、当会社が前項の承認をした日から保険証券記載の保険期間の末日までとします。

③ 第１項の承認をする場合には、当会社は、増員者については年間保険料を追加保険料として徴収します。

④ 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故により増員者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第６条（被保険者の減員－記名式契約）

保険期間の中途において被保険者が減員となる場合でも、当会社は、保険料を返還しません。

第７条（被保険者の範囲－準記名式契約）

① この特約における被保険者は、保険証券記載の者とします。

② この保険契約の成立後、保険証券記載の被保険者に該当した者は、その該当した時から被保険者となり、保険証券記載の被保険者に該当しなくなった者は、その該当しなくなった時から被保険者の資格を失います。

第８条（被保険者名簿－準記名式契約）

① 保険契約者は、常に被保険者の名簿を備え、当会社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

② 保険契約者が正当な理由がなく前項の閲覧を拒否したときは、当会社は、保険金を支払いません。

第９条（被保険者の増員－準記名式契約）

① 保険期間の中途において被保険者が増員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく書面をもってその員数を当会社に通知して、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。

② この特約条項において、「被保険者の増員」とは、第７条（被保険者の範囲－準記名式契約）第１項に規定する被保険者の数が保険証券記載の被保険者数を超えた場合をいいます。

③ 前項の被保険者の数の計算において、保険期間中に被保険者でなくなった者についても被保険者として数えるものとします。

④ 第１項の承認をする場合には、当会社は、増員者については年間保険料を追加保険料として徴収します。

⑤ 保険契約者が第１項の通知または前項の追加保険料の支払を怠ったときは、第３条（保険金額および入院保険金日額等）の規定にかかわらず、当会社は、次の算式により算出した金額をもって各被保険者の保険金額および入院保険金日額とします。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \text{第３条記載の１名あたりの保険金額} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{保険証券記載の被保険者数} + \text{増員数}}$$

$$\text{各被保険者の入院保険金日額} = \text{第３条記載の１名あたりの入院保険金日額} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{保険証券記載の被保険者数} + \text{増員数}}$$

⑥ 通院保険金支払特約が付帯されている場合の通院保険金日額についても、前項の規定を準用します。

第10条（保険料の返還）

普通約款第18条（保険料の返還－無効、失効の場合）第２項ならびに第19条（保険料の返還－解除の場合）第１項、第２項および第３項の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合でも、当会社は、保険料を返還しません。

第11条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとするときは、普通約款第21条（保険金の請求）第１項に規定する書類のほか、保険契約者またはこれに準ずる者が発行する行事に参加している間に生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第12条（普通約款との関係）

この特約条項とて触する普通約款の規定は適用しません。

108、スカウト傷害保険適用のスポーツ

Q　シニアースカウト（高校生）になると、その活動として北アルプス登山、ヨット、ウィンドサーフィン、カヌー、ハングライダー、熱気球、モトクロスといったプログラムを実施します。こうした活動中、事故が発生した場合、スカウト傷害保険は適用されるのでしょうか。

スカウト傷害保険の対象外であれば別途にどのような保険があるのでしょうか。

ポイント

＊　ハングライダー、熱気球、モトクロスはスカウト傷害保険の対象外です

A

1、スカウト傷害保険では次の運動中に生じた事故による傷害については保険金を支払わないと規定されています。

スキューバーダイビング、外洋におけるヨット操縦、山岳登はん
リュージュ、ボブスレー
グライダー操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗
パラセール搭乗、飛行船搭乗
その他これらに類する危険な運動
道路以外でのオートバイ競技（練習を含む）

2、従って熱気球搭乗はハングライダー搭乗、パラセール搭乗に類する危険な運動にあたります。モトクロスは道路外でのオートバイ競技にあたります。これらのスポーツ中の事故により傷害を負った場合、スカウト傷害保険からの保険金支払はありません。

パラグライダーはスカウト傷害保険の対象です。

3、ウィンドサーフィン、カヌー、外洋に出ないヨットは傷害保険の対象です。これらのスポーツ中の事故による傷害については、スカウト傷害保険から保険金が支払われます。

4、山岳登はんについてはピッケル、ザイルといった器材を使用する登山はス

カウト傷害保険の適用外です。そうでない一般登山はスカウト傷害保険の適用があります。

北アルプス登山でもザイル、カラビナを使って登るコースでなければスカウト傷害保険が適用されます。

5、スカウト傷害保険の適用外のスポーツについては別途に割増保険料を支払って、適用外のスポーツをも保険事故の対象とすることができます。またスポーツ団体傷害保険がありますので、これに加入しておく方法もあります。保険料はスポーツの危険度により異ります。

109、下見中の事故とスカウト傷害保険

Q　下見中に事故が発生し、下見をしていたリーダーが受傷した場合に、スカウト傷害保険の適用はありますか。

ポイント

＊　スカウト傷害保険の適用があります。

A

1、スカウト傷害保険の約款の表現は各損害保険会社により異りますが、下見中も「行事に参加している間」とされてますので、下見中の事故による受傷についても保険金が支払われます。

保険会社の約款によっては「スポーツ活動」「文化活動」「社会奉仕活動」「その他の活動」の企画立案作業等の「付随活動」も含むと表現しているものもあります。この場合に下見は付随活動にあたります。

2、なお、その場合、スカウト活動としての下見であることが必要です。下見をすることにつき、事前に団委員長の了承を得ていることが求められます。

参考：各損害保険会社のボーイスカウトの傷害保険特約条項（197頁参照）

110、スカウト傷害保険の支払事例

Q　スカウト傷害保険の具体的な支払事例、また、支払われなかった事例について説明して下さい。

ポイント

＊　活動中、急激で偶然な外来の事故により受傷した時、支払われます。

A

1、スカウト傷害保険が支払われた事例を紹介します。

①　3月12日午後8時、全国選抜高校野球奉仕準備のため、翌日必要な資材を副団委員長宅前で乗用車とトラックに積込作業中、左足を側溝に踏み込み、左足アキレス腱断裂の受傷により43日間入院。

②　4月24日、ボーイスカウト隊集会で炊事プログラム中、スカウトがじゃがいもの皮をむいていたところ、包丁で左手人差指の先端をそぎ切り、5針縫う切傷を負い、11日間通院。

③　カブ隊ハイキングで、明日香村史蹟めぐりを貸自転車で行ったところ、最後尾にいた副長が、スカウトに気をとられて運転中の自転車の前輪を溝に落として転倒し、右膝打撲の受傷で4日間通院。

④　ビーバー隊のハイキング中、スカウトが虫に刺され、左眼まぶたが腫れ、2日間通院。

⑤　キャンプ中、工作として折りたたみイス作りをし、出来具合を座って試したところ、ストッパーがはずれ、左手人差指をはさみ、示指挫創、末節骨骨折の受傷により、15日間通院。

⑥　隊集会の帰り、250ccのオートバイで交差点を北から南へ直進したところ、東から西へ直進しようとした軽自動車と出合いがしらに衝突し、頭部、胸部、手足打撲の受傷で5日間入院。

2、スカウト傷害保険の支払請求をして支払われなかった事例に次のものがあります。

①　カブスカウトがキャンプ中に生水を飲んで下痢をし、2日間入院。

この事例では生水を飲んでの下痢は外来の事故ではなく、疾病と判断されました。

111、無記名式による保険加入

Q 保険期間中に新入隊員があったりデンリーダーが交替した場合、団としては野外活動の度に保険加入の有無をチェックし、未加入のスカウト、団関係者につき、被保険者の増員の手続を保険会社にしていますが面倒です。これを簡便にする方法はないのでしょうか。

ポイント

＊　無記名式保険を利用すると手続は簡便です。

A

1、ボーイスカウト傷害保険の契約方法には、記名式と準記名式（無記名式）とがあります。

記名式契約は保険証券に被保険者名（スカウト、指導者）を記載する方式です。

準記名式契約は保険証券に被保険者名を記載せず、被保険者の人数のみを記載する方式です。

2、記名式での増員

記名式契約の場合、保険期間中途にスカウトの増員、デンリーダーの交替があった場合、保険契約者である団は遅滞なく書面をもってその旨を保険会社に通知して、保険証券に承諾を受けなければいけません。

その手続をしないと、新たに入団したスカウト、あるいは新たにデンリーダーとなった人は被保険者になりません。

記名式契約の場合は、このような手続が必要です。

3、準記名式（無記名式）での増員

準記名式契約の場合は人数で契約をしていますので、保険契約後新たに入団したスカウトは保険証券の人数の範囲内であれば自動的に被保険者となります。

例えば、準記名式では団員が80名の団の場合、85名で契約しますと、85名までの増員は保険会社に対し増員の手続をする必要がないのです。

契約した人数の範囲内であれば人が増えても増員の手続は必要ないという

のが準記名式（無記名式）契約です。

保険の増員手続を大幅に省ける便利な方法です。

4、保険料

準記名式契約は便利な方法ですが、保険料が記名式に較べて5％高くなります。

また、あらかじめ増員予定分についても契約しますので、予定通りの増員がない場合はその分が無駄になります。

こうした保険料での有利、不利もありますが、なにより活動中にケガをしたスカウトが保険に入ってなかったという事態がないようにすべきです。

この点からは無記名式契約が簡便です。

112、加入保険額はいくらが適当か

Q　スカウト保険にはどの位の保険金額で加入しておけばよいのでしょうか。

ポイント

＊　各団の活動の実情により異なります。

A

1、各団の活動内容、活動頻度が異り、保険に対する考え方も違いますので、一概にいくらの金額が妥当とはいえません。

2、ボーイスカウト大阪連盟健康安全委員会が平成５年度の各団の保険加入状況につきアンケート調査をしましたところ、１８２ケ団から回答があり、その調査結果は表のとおりです。

各団がどの程度の金額で加入しているのかがわかります。これも参考にして下さい。

3、（調査結果）

①スカウト傷害保険

i　傷害保険

加入金額は５００万円の団が最も多く、その比率は５７％です。

ii　入院給付金

一日につき、２０００円が最も多く３１％、次いで１５００円の２３％です。

iii　通院給付金

一日につき、１０００円が最も多く比率は５４％です。

iv　保険料

一人当り年間４００円が最も多く３３％、次いで３００円の２２％です。

傷 害 保 険

1、死亡・後遺障害保険金

（四捨五入）

保険金（円）	団数	割合
100万	3	2%
200万	20	11%
300万	35	19%
400万	3	2%
500万	104	57%
600万	3	2%
700万	0	
800万	2	1%
900万	0	
1000万	7	4%
1400万	1	1%
1500万	1	1%
2100万	3	2%
計	182	

2、入院給付金（1日当）

保険金（円）	団数	割合
1000	8	5%
1500	40	23%
2000	53	31%
2500	13	8%
3000	30	17%
3500	1	1%
4000	6	4%
4500	7	4%
5000	6	4%
5500	3	2%
6000	1	1%
7500	4	2%
8000	1	1%
計	173	

3、通院給付金（1日当）

保険金（円）	団数	割合
400	3	2%
1000	94	54%
1500	21	12%
2000	30	17%
2500	4	2%
3000	15	9%
3500	1	1%
5000	5	3%
計	173	

4、保険料（1人当）（四捨五入）

保険金（円）	団数	割合
110	1	1%
200	6	4%
300	37	22%
400	56	33%
500	15	9%
600	25	15%
700	6	4%
800	6	4%
900	10	6%
1000	6	4%
1100	1	1%
1400	2	1%
1500	1	1%
計	172	

②損害賠償責任保険

i　対人保険

１名につき５０００万円が５１％、１事故に１億円が５８％となっています。

なお、日本連盟では、１名につき５０００万円、１事故につき３億円の損害賠償責任保険に加入しておりますので、各団の保険加入分が上積みされます。

日本連盟で損害賠償責任保険に加入しているので、団としては損害賠償責任保険に加入をしていないという回答もありました。

ii　対物保険

保険額２００万円が最も多く４７％です。

対物保険については、加入していない団も１３％ありました。

iii　保険料

年間１人当４０円が最も多く５２％、次いで３０円が２５％でした。

③保険の加入方法

記名式、準記名式（無記名）の２方法がありますところ、その比率は次のとおりで、準記名式による加入が多くなっております。

記 名 式　　３９％

準記名式　　６１％

※加入保険金の集計は次のようにしています。

例えば、傷害保険の入院給付金１５００円というのは、１２５０円以上２２５０円未満の集計であり、２５００円というのは、２２５０円以上２７５０円未満の集計です。

通院給付金、対人賠償保険金、対物賠償保険金も同様の集計方法です。

損害賠償責任保険

1、対人（1名付）

保険金（円）	団数	割合
1000万	8	7%
2000万	13	11%
3000万	21	17%
4000万	7	6%
5000万	62	51%
6000万	1	1%
8000万	1	1%
1　億	8	7%
3　億	1	1%
計	122	

2、対人（1事故）

保険金（円）	団数	割合
2000万	2	2%
3000万	2	2%
4000万	12	10%
5000万	7	6%
6000万	7	6%
8000万	1	1%
9000万	1	1%
1　億	72	58%
2　億	1	1%
3　億	11	9%
5　億	8	7%
計	124	

3、対物

保険金（円）	団数	割合
0	13	13%
50万	8	8%
100万	12	12%
150万	7	7%
200万	47	47%
300万		
400万	1	1%
500万	4	4%
1000万	4	4%
3000万	2	2%
5000万	1	1%
1　億	1	1%
計	100	

4、保険料（四捨五入）

保険金（円）	団数	割合
10	5	4%
20	7	6%
30	32	25%
40	65	52%
50	3	2%
70	1	1%
80	5	4%
100	4	3%
110	1	1%
120	1	1%
140	1	1%
160	1	1%
計	126	

索　引

あ　アイスボックス……112, 114
麻ロープ ……98
アルコール ……172
安全荷重 ……98

い　石なげ ……190
移動キャンプ ……17
命綱 ……99
飲酒 ……170
インストラクター ……195

う　ウィンドサーフィン ……198
浮き輪 ……32, 49

え　液体燃料 ……67, 80, 152
遠足……20, 85
ＳＧマーク ……85

お　大波 ……132
おにぎり ……104, 111
斧……65, 90
折りたたみ式ナイフ ……91

か　カートリッジ式コンロ ……81
火煙上昇届 ……68
貸ボート ……56
カセットコンロ ……81
カヌー ……58, 59, 198
かまどの火 ……70
雷 ……129
カヤック ……58
仮入隊員 ……195
川遊び ……44
川の中州 ……8
簡易ライター ……84
監視体制 ……45
監視のポイント ……49
監視方法 ……48
感染症 ……157

き　気象情報……118, 128
気象通報 ……128
きのこ ……107, 108
切出しナイフ……91, 94
キャンプ生活での点検 ……168
キャンプ地採点表 ……13
キャンプ地の下見 ……10
キャンプ地の選定 ……12
キャンプファイヤー……66, 68
救急箱……162, 164
急性心不全 ……196
救命胴衣……54, 56, 58
緊急措置 ……184
緊急通信 ……42

く　薬の使用期限 ……163
果物ナイフ ……91
グラスファイバー製カヌー 59
軍手……70, 88

け　携帯用コンロ……80, 81, 83
警報 ……119

警報基準 ……124
下山届 ……41
健康診断書……159, 161
健康調査 ……159
健康保険証 ……158

こ 後遺障害保険金 ……196
公営キャンプ場 ……10
子縄 ……100
ゴミ処理……168, 191

さ 細菌性食中毒 ……196
サイクリング ……147
作業時間 ……156
作業用手袋……70, 88
サルモネラ ……105
山岳登はん ……198
サンドウィッチ ……115

し 事故通知 ……193
事故報告義務（保護者の） 182
地震……130, 133
下見の必要性 ……10
自転車 ……142
自転車の交通ルール ……142
自転車の荷物 ……144
自転車の二人乗 ……144
自動車の停止距離 ……29
自動車保険 ……148
シニアー活動 ……195
市販薬 ……163
舎営地チェックリスト ……14
舎営地の下見 ……16
銃刀法 ……90
準記名式保険 ……202
食中毒 ……105
食品の保存期間 ……113
除雪溝 ……16, 170
白ガソリン ……80
心臓マッサージ ……52
心肺蘇生法 ……52, 157
人工呼吸 ……157

す 水泳の監視ポイント ……49
水泳の監視方法……45, 48
水温 ……45
スカイダイビング ……198
スカウト傷害保険……150, 186
195, 198, 200, 201, 204
スカウト保険 …150, 186, 204
スキー ……192
スキューバーダイビング …198
スズメバチ ……134
ストランド ……100
スプレー缶 ……83, 191

そ 蘇生可能時間 ……53
損害賠償責任保険……150, 186
187, 189, 190, 206

た 対物保険 …186, 188, 189, 206
団委員長……180, 184

ち 着衣泳 ……63
注意の仕方 ……166
注意の伝達方法 ……167

注意報 ……119
注意報基準 ……120
彫刻刀 ……96
長尺物 ……151

つ 通院給付金……196, 204
津波……130, 133
津波警報 ……130

て 停止距離 ……29
適マーク ……16
溺者救助法 ……60
鉄道 ……151
手回り品 ……151
デュベルノイ氏腺 ……139
天気予報……118, 128
点検 ……168
電動ノコギリ ……192
デンマザー ……191
デンリーダー ……195

と 道路標識 ……143
ドクウツギ ……107
毒キノコ……107, 108
ドクゼリ ……107
登山 ……32〜42
登山計画 ……32
登山コースの選び方 ……34
登山届 ……40
飛び出しナイフ ……91
トランシーバー……26, 42
トリカブト ……107
ドリンカーの救命曲線 ……53

な ナイフ……90, 93
ナイロンロープ ……98, 100
ナタ ……88

に 日光消毒 ……104
日射病……154, 196
荷物の重量 ……17
入院給付金……196, 204

ね 熱気球 ……198
熱射病……154, 196

は ハイキングコースの下見 …20
ハイキングでの歩き方 ……25
ハイキングの目的 ……24
ハサミ ……91
バザー ……114
バディーシステム ……50
花火……68, 74
花火の規格マーク ……74
パラグライダー ……198
パラセール ……198
ハングライダー ……198
反射ステッカー ……28
反射テープ ……28
判断能力（子供の） ……173

ひ ビート板 ……60
ピッケル ……198
火の消し方 ……71

ふ 二俣金具 ……78
ブドウ球菌 ……105

浮力体 ……59
プラボトル ……60
プロパンガス……76, 79

ほ ボート……56, 57
ボートの転覆……56, 57
包丁 ……92
ボランティア活動 ……176
ポリタンク ……60

ま マムシ ……136

む 無記名式保険 ……202

め 免責条項 ……180
綿ロープ ……98

も 模擬店 ……81, 114
模擬店開店届 ……115
モトクロス ……198

や 夜間ハイク ……27
野草料理 ……58
弥彦山 ……20
ヤマカガシ ……138
山火事……72, 73

よ ヨット ……198

ら 落雷 ……129

り リュックサック ……151

れ レサシアン ……157

ろ 路側帯 ……28, 143
ローバー活動 ……195
ロープ …60, 98, 99, 100, 101
102
ロープの安全荷重 ……98
ロープの強さ ……98, 102

MEMO

野外活動の安全　Q&A

平成６年11月27日　初版発行
平成８年11月20日　改訂

発行者　日本ボーイスカウト大阪連盟

編　集　日本ボーイスカウト大阪連盟健康安全委員会

〒540　大阪市中央区森ノ宮２丁目13番33号
府立青少年会館内
ＴＥＬ　06－943－0043
ＦＡＸ　06－944－1573

表紙絵・カット　長　森　光　照
印　　刷　コーシンシャ株式会社
〒530　大阪市北区天満２丁目13番３号
ＴＥＬ　06－351－8795
ＦＡＸ　06－351－8703